

第6階層の「具体的な内容」(①防災基礎)

資料1-1

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|--|----------|----|--------------------------------|-----------------------------|---|---|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| a-1 | 防災基礎総論 | 1 | 防災・危機管理の基本的な考え方 | 災害と防災の基本 | 地震、津波、台風など自然現象に分類されるHazardによって生ずる被害は一般に「自然災害」と呼ばれる。災対法にある「大規模な火事若しくは爆発その他」の総称的な定まっていないが、「事故災害」という言葉もある。 | 【ハザード(外力)】 地震、津波、台風など災害を引き起こす原因となる自然現象 | — | — |
| | | | | | 災害を時間軸に沿って整理すると「Hazardの発生」時点を中心として、事前→事中→事後という流れでさまざまな態様を持ち、これを「災害のライフサイクル」と呼ぶ場合がある。それぞれの時点で必要な対策・技術が異なる。 | — | — | — |
| | | | | | 防災対策には、ハード対策とソフト対策はそれぞれ役割が異なる。ソフト対策はハード対策を代替するものではなく、相互に補完しあうものである。 | 【防災】 外力が人間社会に作用することを何らかの対策により軽減すること | — | — |
| | | | | | | 【ハード防災対策】 なんらかの構造物による被害軽減手法 | — | — |
| | | | | 【ソフト防災対策】 構造物によらない被害軽減手法 | — | — | | |
| | | | | 繰り返される災害 | わが国は世界的に見ても多雨地帯にあり、地震発生回数や、活火山数も多い。近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 | — | — | — |
| | | | | 地域を知ることの重要性 | 災害は「素因」と「誘因」の組み合わせで発生する。誘因だけでは災害にはならない。 | 【素因】 地形、気候、人口など、それぞれの土地が持っている災害に関わる性質 | — | — |
| | | | | | 「誘因」を災害直前津に予測することは大変難しいが、「素因」は「誘因」の予測に比べれば可能性があり、ハザードマップなどの形で情報が整備されつつある。 | 【誘因】 地震、豪雨など、災害を発生させる直接的な引き金となる現象 | — | — |
| | | | | | 地球表面の形を「地形」という。地形と自然災害の間には密接な関係があり、代表的な自然素因の一つである。 | — | — | — |
| | | | | 重くなる基礎自治体の役割 | 避難勧告、避難誘導などの判断について、犠牲者遺族らによる訴訟が続いている。 | — | — | — |
| 故意や過失による不当な勧告で被害が生じた場合、自治体側は賠償責任を負うとの判決も出ている。発生する現象や被害に関する「予見可能性」を、かなり幅広く認める判決も見られる。 | — | — | — | | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|---|-----------|----|--------------------------------|---------------------|--|------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| a-2 | 防災行政概要 | 1 | 防災活動全体の流れ | 時間経過に応じた災害対応 | 一元的に集約した情報をもとに災害対応の目標や対応方針(優先業務等)を意思決定し、災害対応の進捗状況を管理することで、時間経過に応じた災害対応を行う。 | | | |
| | | | | 災害対策の流れ | 最初に、災害への備えとして、対策の検討災害を立案し、災害予防対策を策定し、次に災害対応対策を策定する。 | | | |
| | | | | | 直前対応としては、警報避難を発動するために、警報等の収集・伝達を速やかに行い、避難勧告等の発令をし、避難誘導を迅速に行う。 | | | |
| | | | | | 災害対応の原則として、準備したものでなければ機能せず、事前の備えが不可欠である。また、避難勧告等の発令は、「空振り」は許されるが、「見逃し」は許されない。最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動せよである。災害後は、いち早く社会をもとに戻すように働きかけ、災害を機に、より強いまちを造る。 | | | |
| | | 2 | 防災活動の概要 | 自然災害の発生要因とリスク評価の考え方 | 自然災害の発生要因における最新の科学的な見解を取り入れながら、地域に影響を及ぼす恐れのあるハザードと地域の脆弱性を理解のうえ、地域における災害を予測し、その結果を基に災害対策を計画し、適宜見直しを図ることで、継続的に改善を図る。 | | | |
| | | | | 災害関連法、防災計画、被害想定の概要 | 「防災基本計画」は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、「防災業務計画」や「地域防災計画」の基本となるものであり、指定行政機関・指定公共機関は「防災業務計画」を、都道府県防災会議・市町村防災会議等は「地域防災計画」を作成する。 | | | |
| | | | | | また、災害対策基本法第40条、第42条の規定に基づき、都道府県防災会議・市町村防災会議等は防災基本計画に基づき地域防災計画を作成、毎年検討し、修正する。 | | | |
| | | | | 自助、共助、公助の役割 | 自助は、自らの命と生活を守る取り組みである。 | | | |
| | | | | | 共助は、助け合って地域の安全を守る取り組みであり、地域で市民同士が助け合う社会づくりを目指す。 | | | |
| | | | | | 公助は、災害から生命、財産を守るための行政の取り組み、国の総力を挙げて国民と国を守り抜く。 | | | |
| 国及び地方公共団体による防災対策(「公助」)を行うとともに、住民自身による「自助」、地域コミュニティ等における「共助」が合わせて働きかけがあるとが災害対策に重要な役割を果たす。特に災害直後は、「公助」による支援には限界があるため、「自助」「共助」による災害対策が重要である。 | | | | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | | |
|--|----------|----|--------------------------------|------------------------------|---|--|----------|--------|--|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） | |
| a-2 | 防災行政概要 | 2 | 防災活動の概要 | 主な「事前対策」業務の概要、実施上のポイント | 大規模災害時の輸送ルートの確保のため、主要な道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設について、耐震対策を促進するとともに代替ルートを確保するための道路ネットワーク等の整備を図る緊急輸送ルートの確保が重要である。 | | | | |
| | | | | | 災害対策基本法第40条、第42条に基づき、都道府県及び市町村は、防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、毎年検討を行い、必要に応じて見直す必要がある。 | 【地域防災計画】 地域防災計画とは、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、教育訓練などの「災害への備え」のための対策や、災害時における組織運営、避難・救援対策などの「災害対応業務」等について、関係機関等の協力を得て定めた計画 | | | |
| | | | | 主な「直前対策（警報避難）」業務の概要、実施上のポイント | 初動対応の心構えとして、災害時に市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要であり、市町村長は平常時から、トップとしての心構えや、自身がとるべき行動について頭に刻み込んでおく必要がある。 | | | | |
| | | | | | 避難勧告等の発令では、市町村長は、あらかじめ災害種別ごと設定した「避難勧告等発令の判断基準」を基に、迅速かつ適切に避難の必要性を判断し、躊躇することなく発令する。また、「空振り」を恐れず、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達する努力をし、要配慮者については、昼間から早めの避難準備行動を促す。避難勧告等の円滑な発令のため、平常時から避難勧告等の発令基準を設定しておく必要がある。 | | | | |
| | | | | | 応援要請として、発災直後は、まず、都道府県（危機管理監等）に対して被害の発生を一報する。さらに市町村長は、直ちに都道府県知事に対して自衛隊や緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、TEC-FORCE等の応援を要請する。各関係機関については、直ちに連絡できるよう、自らのカウンターパートを把握しておくのが肝要である。 | 【カウンターパート】 対等の立場にある相手 | | | |
| | | | | | 応援要請後は、速やかに支援部隊等のための活動拠点等の受入体制を確保する。また、都道府県や支援部隊等と連携して、捜索、救助、救急、消火、避難誘導、交通確保等の応急対策を迅速・的確に実施する。 | | | | |
| | | | | | 災害対策本部の運営では、発災後速やかに、災害対策本部の設置など必要な体制を確保し、被害規模を早期に把握し、組織内部及び関係機関間で災害情報等を収集・共有し、状況認識の統一を図る。収集した情報を基に、災害対策の実施方針を決定し、人材・物資など災害応急対策に必要な資源を適切に配分し、対策を実施する。対策の実行のポイントは、関係機関と緊密に連携・調整を図ること。 | | | | |
| 災害時の広報では、被災者に安心感や信頼感を持ってもらうため、市町村長が自ら前面に出て会見を行い、災害対応の見通しを明確に述べるのが肝要。また、災害対応を迅速かつ的確に実施するため、「被災者の救命・救助を第一に」などの目標とそのための対応方針を具体的に示す。 | | | | | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------|----|--------------------------------|--|--|--|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| a-2 | 防災行政概要 | 2 | 防災活動の概要 | 主な「災害対応業務（救助・救急、医療及び消火活動）」業務の概要、実施上のポイント | 緊急消防援助隊は、大規模・特殊災害発声時において全国から被災地に出動し、人命救助活動等を効果的且つ迅速に実施する。大規模災害発生時に、消防長官の指示、または求めにより部隊が出動する。 | | | |
| | | | | | 災害医療として、災害発生直後からEMISを活用し最新の情報を関係機関に提供する。災害急性期には、要請を受けてDMATが被災地へ参集し、被災地の病院の支援活動や自衛隊等の航空機を使った広域医療搬送などを行う。また、診療拠点として高度の診療機能を有する災害拠点病院が傷病者を受け入れる。 | | | |
| | | | | | 警察災害派遣隊では、即応部隊（最大約1万人）と一般部隊から成る警察災害派遣隊を編成し、大災害発生時における広域的な部隊運用を行う。 | | | |
| | | | | | 自衛隊の災害派遣は、天変地変その他の災害に際して、必要があると認める場合に人命又は財産の保護を目的として行われる自衛隊の応急的な救援活動であり、自衛隊が必要に応じてTEC-FORCEを派遣する。これは「公共の秩序の維持」（自衛隊法第3条第1項）としての活動の一環である。 | 【TEC-FORCE】 緊急災害対策派遣隊： 大規模な自然災害に際して被災状況の把握や被災地地方自治体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する組織。 | | |
| | | | | 主な「災害対応業務（被災者支援）」業務の概要、実施上のポイント | 市町村長は、被災者から申請があったときは雇災証明書を遅滞なく交付することが、義務付けられている（災害対策基本法第90条の2）。雇災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。 | | | |
| | | | | | 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援するのが、被災者生活再建支援法の概要である。 | | | |
| | | | | | 被災者生活再建支援法の制度の対象は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村であり、制度の対象となる被災世帯としては、①住宅が「全壊」した世帯、②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）となる。 | | | |
| | | | | | 被災者支援は、災害救助法と生活再建支援法に基づき、避難所および避難所以外での避難生活の支援、借り上げも含めた仮設住宅の提供、医療の提供、生活再建支援金の支給等の対策を、自衛隊や警察、ボランティアなどを活用して実施する。また、被災者支援に際しては、要配慮者等、被災者の多様性に配慮する。 | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | | |
|-----|----------|----|--------------------------------|---------------------------------------|--|------|----------|--------|--|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） | |
| a-2 | 防災行政概要 | 2 | 防災活動の概要 | <p>主な「災害対応業務（復旧復興）」業務の概要、実施上のポイント</p> | <p>災害時には、様々な種類を含む混合状態の廃棄物が、一度に大量に発生する。災害廃棄物の適正な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保のために非常に重要である。災害廃棄物の円滑・迅速な処理のためには、仮置場の確保や分別方法の周知・徹底等を行い、初動対応ができる災害廃棄物処理対策が必要である。</p> <p>復興まちづくりとして、「大規模災害からの復興に関する法律」や「被災市街地復興特別措置法」では、復興のための各種整備事業に関わる特例や代行措置などが規定されており、市町村はこれらの法律を活用して円滑かつ迅速な復興を図ることができる。</p> <p>復旧に当たっては、被災施設の復旧事業、ライフライン施設等の復旧、災害廃棄物の処理処分方法を確立し、迅速かつ適正な処理を行うことが必要。また、大規模災害時には復興本部を設置し、復興計画を作成して、大規模復興法等を活用しながら円滑かつ迅速な復興を図れるように推進してゆく。さらに、復興に当たっては、現状復旧にとどまらず、再度災害防止、快適な都市環境を目指した、復興特措法等も活用しながら防災まちづくりを目指す。</p> | | | | |
| a-3 | 災害法体系 | 1 | 防災活動に関連する法令の概要 | <p>主な災害対策関係法律の類型、体系</p> | <p>地震津波については、以下の災害対策の法律がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法 ・津波対策の推進に関する法律 ・地震財特法 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律 <p>地震津波以外の災害対策関係は、以下の類型分けができる。</p> <p>(火山)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動火山対策特別措置法 <p>(風水害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法 <p>(地滑り 崖崩れ 土石流)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防法・森林法・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 <p>(豪雪)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 <p>(原子力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法 <p>災害対策基本法の応急としての法律には、災害救助法・消防法・警察法・自衛隊法があり、風水害に関しては、水防法がある。</p> | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|---|-----------|----|--------------------------------|----------------|--|------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| a-3 | 災害法体系 | 1 | 防災活動に関連する法令の概要 | 災害対策基本法の概要 | 災害対策基本法は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。 | | | |
| | | | | | 災害対策の基本理念として、「減災」の考え方や災害対策の基本理念の明確化を図る。そのために、国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務を明瞭にし、防災に関する計画の作成・実施、相互協力を旨とする。また、住民等の責務として、自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加を働きかける。 | | | |
| | | | | | 防災に関する組織の総合的防災行政の整備と推進を図るために、国では、平時では中央防災会議を設け、非常時には(緊急)災害対策本部を設置する。また、都道府県と市町村では、平時に地方防災会議を設け、非常時には災害対策本部を設置する。 | | | |
| | | | | | 計画的防災対策の整備と推進を図るために、国では中央防災会議を開き、防災基本計画を策定している。また、指定行政機関や指定公共機関では防災業務計画を策定している。さらに、都道府県・市町村では地域防災計画を策定し、市町村の居住者等では地区防災計画がある。 | | | |
| | | | | | 災害対策では、災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定し、市町村長による一義的な災害応急対策(避難指示等)の実施を遂行し、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行を行うように策定されている。 | | | |
| | | | | | 被災者保護対策として、要支援者名簿の事前作成や広域避難、物資輸送の枠組みの法定化を策定する。さらに災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化を図り、罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充を図る。 | | | |
| | | | | | 財政金融措置として、法の実施に係る費用は実施責任者負担とし、激甚な災害に関しては国による財政上の措置をとる。 | | | |
| | | | | | 災害緊急事態の布告は政府の閣議で決定され、生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動が行われる緊急措置がとられる。 | | | |
| 災害緊急事態の布告は憲法第105条一第109条の2に定められており、閣議決定で緊急災害対策本部の設置を布告と同時に進行。布告の国会承認は20日以内と定められており、解散中は次の国会で行われる。また、その情報の公開は随時である。 | | | | | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-------------------|---|----|--------------------------------|--|---|------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| a-3 | 災害法体系 | 1 | 防災活動に関連する法令の概要 | その他の災害対策関係法律・体制の概要 | 災害緊急事態の布告に伴い自動的に発動するものは108条の4に定められており、適用される。 | | | |
| | | | | | 主な災対法の特例として以下のものがある。避難所への消防法17条の適用除外、臨時の医療施設への消防法17条及び医療法4章の適用除外、埋火葬の実施者及び手続きに関する規制の緩和、廃棄物処理に関する基準の緩和、環境大臣による廃棄物処理の代行、特定非常災害法の適用(108条の5)、特定非常災害として指定(みなし)、行政上の権利利益(例:運転免許証)に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務(例:薬局の休止の届出)に係る免責(4か月間)、債務超過を理由とする法人の破産手続き開始の決定の特例(2年間は決定を行わないこととする)、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例(1年間伸長)などである。 | | | |
| a-4 | 防災計画 | 1 | 防災基本計画の内容 | 防災計画の体系と法的位置づけ | 災害対策基本法に基づく防災計画体系のほか、個別法に基づく地震対策のための計画体系がある。ある災害に特化した地域防災計画に記載すべき事項を定めた個別法が存在する。 | | | |
| | | | | 防災基本計画の構成と特徴 | 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、防災業務計画や地域防災計画の基本となる。 | | | |
| | | | | | 指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画を、都道府県・市町村防災会議は地域防災計画を、居住者及び事業者は地区防災計画を作成する。 | | | |
| | | | | 防災基本計画の構成として、現行防災基本計画は、第1編総則、第2編各災害共通対策編に続き、災害の種類ごとに編を構成している(H26.1修正で構成を変更)。 | | | | |
| 防災基本計画の修正の経緯と修正内容 | 防災基本計画は、昭和38年に作成され、平成7年に自然災害対策編、平成9年に事故災害対策編を追加し、平成12年以降は、災害の教訓や防災対策の進展を踏まえ、順次修正を実施している。また、東日本大震災後に、津波災害対策編の追加、災害対策基本法の改正の反映、原子力災害対策の強化等についても修正され、その後も、災害の教訓や、防災体制の検討結果を踏まえ、順次修正を行っている。 | | | | | | | |
| 防災基本計画における災害応急対策 | 被災地方公共団体は、速やかに現地対策本部を設置し、被害状況の早急な把握し、警察、消防、自衛隊の宿・営等のための拠点確保し、住民、自主防災組織による救助・救急活動、各機関への協力の応援要請を行う。 | | | | | | | |
| | 緊急対策本部から応援要請をする組織は、各省庁(内閣総理大臣は災害緊急事態布告時の指揮監督)、国土交通省、警察庁、自衛隊、海上保安庁、高速道路会社などが挙げられる。また、被災地域外の地方公共団体からは援助隊派遣・活動支援が被災現地(現地対策本部)に赴くので、その受け入れ体制も整えておくことが重要である。 | | | | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|-----------|----|--------------------------------|----------------------------------|--|---|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| a-4 | 防災計画 | 1 | 防災基本計画の内容 | 防災業務計画と地域防災計画の関係 | <p>指定行政機関と指定公共機関は、それぞれの機関で防災業務計画を作成しなければならない。地域防災計画は、防災業務計画と抵触してはならず、これら機関の事務の大綱を定める際は、防災業務計画を参照することが必要とされる。指定行政機関の防災業務計画は、各機関の所掌事務について防災に関しとるべき措置や、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定める。指定公共機関の防災業務計画は、各機関の業務に関する事項を定める。</p> | <p>【防災業務計画】 防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画。</p> | | |
| | | | | | <p>地域防災計画と防災業務計画との関係として、地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。都道府県地域防災計画には、指定地方行政機関や指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱を定める。</p> | | | |
| | | | | | <p>指定行政機関の防災業務計画では、①地域防災計画との抵触を防ぐため、②地域防災計画に指定地方行政機関の事務を位置付けることからこれらと一体性を保つため、「地域防災計画の作成の基準となるべき事項」を定めている。</p> | | | |
| | | | | | <p>指定公共機関の防災業務計画には基準は記載されていないが、都道府県地域防災計画には指定公共機関の事務も位置付けることから、指定公共機関の防災業務計画も参照し、抵触ない内容とすることが必要である。</p> | | | |
| a-4 | 防災計画 | 1 | 防災基本計画の内容 | 最近の国の取組み (南海トラフ、首都直下地震の特別措置法) | <p>巨大震災についての最近の国の取組みとして、以下の4つが挙げられる。 平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の設置、平成16年3月に東南海・南海地震防災対策推進基本計画を作成、平成25年11月に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を設置、それに伴い東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を改正、平成26年3月に、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成、それに伴い、東南海・南海地震防災対策推進基本計画を廃止した。</p> | | | |
| | | | | | <p>南海トラフについては、南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定があった場合、中央防災会議は南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成するとともに、各防災関係機関は、南海トラフ地震防災に係る各種計画を作成する。</p> | | | |
| | | | | | <p>首都直下地震における最近の国の取組みとして、平成17年9月に、首都直下地震対策大綱を中央防災会議にて決定、平成18年4月に、首都直下地震の地震防災戦略を中央防災会議にて決定した。東日本大震災発生(H23.3)を受けて、抜本的な見直しが始まり、平成25年12月に、首都直下地震対策特別措置法を施行、首都直下地震の被害想定と対策について、首都直下地震対策検討ワーキングを行い最終報告をした。平成26年3月に首都直下地震緊急対策推進基本計画が閣議決定し、政府業務継続計画として首都直下地震対策および首都直下地震緊急対策区域の指定を内閣総理大臣指定でなされた。平成27年3月に、首都直下地震緊急対策推進基本計画の中で、減災目標等の設定の変更が閣議決定された。</p> | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | | |
|-----|----------|--|--------------------------------|---|--|---|----------|--------|--|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） | |
| a-4 | 防災計画 | 1 | 防災基本計画の内容 | 最近の国の取組み（南海トラフ、首都直下地震の特別措置法） | 首都直下地震では、首都直下地震緊急対策区域の指定があった場合、政府は首都直下地震緊急対策推進基本計画等を作成するとともに、地方公共団体は、首都直下地震防災に係る各種計画を作成する。 | | | | |
| | | 2 | 地域防災計画の概要 | 地域防災計画の概要と動向 | 都道府県地域防災計画の修正状況と動向では、平成26年度には38団体（80.9%）が41回の修正を実施しており、その修正内容は、「防災体制の組織・運営」「情報連絡体制」「避難・救護対策」が多い。また、全都道府県では東日本大震災以降（平成25年度以降）に計画を修正している。 | | | | |
| | | | | 地方公共団体の業務継続計画の概要と策定状況 | 市町村地域防災計画の修正状況と動向では、平成26年度には993団（57.0%）が1,079回の修正を実施しており、修正内容としては、「防災体制の組織運営に関する修正」「情報連絡体制に関する修正」「避難・救護対策に関する修正」が多い。また、東日本大震災の教訓を踏まえた修正状況は、修正済が1,356団体（77.9%）、修正検討中が358団体（20.6%）、修正未検討が27団体（1.5%）となっている。 | | | | |
| | | | | 地区防災計画の概要 | 業務継続計画策定では、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順をより明確化にする。また、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施可能にし、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上を目的とする。 | 【業務継続計画】 災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画 | | | |
| | | 策定状況は、各地方公共団体で異なる。もし策定作業が進んでいなかったら、早期に進めるのが肝要である。また、策定されていても、定期的に内容を確認して更新をし、災害に対応できる業務継続計画を立てることが肝要である。 | | | | | | | |
| | | | | 従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきた。しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識された。その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が追加された。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。 | | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|----------|--|----------------|------------------------------------|----------------------------------|---|--|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| a-5 | 地震・津波のメカニズムと実態 | 1 | 地震と津波のメカニズムとその被害 | 地震発生メカニズム(海溝型地震、内陸(直下)型地震)、被害の概要 | 海溝型地震は、100～150年に一度の頻度で発生すると考えられている。 | | | |
| | | | | | 内陸(直下)型地震は、1つの断層では数千年から数万年に一度の頻度で発生すると考えられている。 | | | |
| | | | | 地震災害の事例(被害、避難) | 地震が引き起こす現象は、大きく2つに分けられ、強い地震動の場合は、家や橋などが振動で倒壊する、斜面が崩れる、地盤が液化することが挙げられる。地表面のずれの場合は、海底で上下にずれると津波が発生し、建物などが津波に流され、あるいは地盤のずれによって破壊される。 | 【地震モーメント】 地震の大きさを表す最重要パラメータ(Aki 1966)。その式は $M_0 = \mu US$ μ : (食い違った断層付近の岩盤の)剛性率 [岩盤のS波速度と密接に関係。30-40GPa。] U: 断層面上の平均食い違い量 [m] S: 断層面の面積 [m ²] | | |
| | | | | 津波発生メカニズム、被害の概要 | 津波は海が深いほど速く伝わり、津波の速度を式に払わずと $C = \sqrt{gh}$ たとえば、水深5kmでは、 $9.8[m/s^2] * 5000[m] = 50000[m^2/s^2]$ $\sqrt{50000} = 223[m/s] = 802[km/h]$ となる。 | | | |
| | | 津波災害の事例(被害、避難) | 過去に起こった津波災害の事例を知り、今後の被害や避難対策に役立てる。 | | | | | |
| | | 2 | 地震災害と津波災害の防災対策 | 地震災害と津波災害の被害想定、ハザードマップ | ハザードマップをもとに、減災に向けた対策を推進する。火災を想定した場合は、建物の不燃化・道路拡幅などで延焼を防ぎ、公園などの避難場所を設定する。地震を想定した場合は建物の耐震化を図り、室内を整理する。津波を想定した場合は、高台への避難所確保、すばやい避難誘導を実施する。 | | | |
| 津波警報・注意報 | 津波警報・注意報は、以下の基準で決められている。予想津波高さが高いところで3mを超える場合は、大津波警報、予想津波高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合は、津波警報、予想津波高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合は、津波注意報である。 | | | | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|------------------|----|--------------------------------|----------------|--|---|-----------|---------|
| | | | | | 基本概念 (知識) | 基本用語 | 基本概念 (態度) | 応用 (技能) |
| a-6 | 風水害のメカニズム と実態 | 1 | 風水害のメカニズムと その被害 | 風水害とは | 台風、低気圧、前線、竜巻、高潮などの気象現象や、これらの気象現象によって引き起こされる洪水、内水氾濫、土砂移動現象などが風水害(被害)をもたらす。 | 【風水害】 強風と大雨および高潮、波浪により起こる災害の総称 | — | — |
| | | | | 大雨のメカニズム | 大雨は、台風、低気圧、前線などの影響で比較的広い範囲で発生する場合や、大気の状態が不安定な場合などに発生する。 | 【大雨】 災害が発生するおそれのある雨 | — | — |
| | | | | | 大雨に量的な定義はなく、地域による相違が大きいことや、1時間・24時間など積算する時間などにより災害に関わるいくつかの指標がありうる。このため、全国一律に「× × mm以上が危険」という指標を示すことはできない。 | 【台風】 熱帯低気圧のうち北西太平洋に存在し、最大風速(10分間平均)がおおよそ17m/s以上のもの | — | — |
| | | | | | 台風のおおよその勢力を示す目安として、最大風速をもとに「強さ」(名称なし・強い・非常に強い・猛烈な4階級)、風速15m/s以上の半径を元に「大きさ」(名称なし・大型・超大型の3階級)を決めている。台風に関する情報の中では台風の「大きさ」と「強さ」を組み合わせ、「大型で強い台風」のように呼ぶ。 | 【熱帯低気圧】 熱帯の海上で発生する低気圧 | — | — |
| | | | | | | 【強風域】 風速15m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性のある範囲 | — | — |
| | | | | 大雨のメカニズム | 台風の今後の位置は、24時間先などの予報時刻ごとに、予報円と呼ばれる円で表現される。円の大きさは、予報時刻が先になるほど大きくなる(=位置が不確実になる)。進路として直線や点が表示されることがあるが、点や線に沿って移動すると考えるべきではない。 | 【予報円】 台風の中心が到達すると予想される範囲。予報時刻に円内に台風の中心が入る確率70% | — | — |
| | | | | | 台風による風は、一般的に中心に近づくほど強くなる。一方、雨は中心に近づくほど強くなるとは限らず、中心から数百km以上離れたところで大雨がもたらされることもよく見られる。 | — | — | — |
| | | | | | 前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより、局地的な大雨(集中豪雨)がもたらされることがある。 | — | — | — |
| | | | | 高潮のメカニズム | 台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇することがあり、これを「高潮」という。気圧低下による吸い上げ効果と、強い風が沖から海岸に向かって吹くことで海水が海岸に吹き寄せられる効果の組み合わせで発生するが、吹き寄せ効果の影響の方が大きい。 | 【高潮】 台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇する現象 | — | — |
| | | | | | 遠浅の海や、風が吹いてくる方向に開いた湾の場合、地形が海面上昇を助長させるように働き、特に潮位が高くなる。 | — | — | — |
| | | | | | 満潮と高潮が重なると、潮位がいっそう上昇して大きな災害が発生しやすくなるが、干潮時刻に来襲する場合でも決して安心できない。 | — | — | — |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|------------------|----|--------------------------------|---------------------|--|--|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| a-6 | 風水害のメカニズム と実態 | 1 | 風水害のメカニズムと その被害 | 竜巻のメカニズム | 発達した積乱雲からは、竜巻、ダウンバースト、ガストフロントといった、激しい突風をもたらす現象が発生する。 | 【竜巻】 積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くは、漏斗状または柱状の雲を伴う。 | — | — |
| | | | | | | 【ダウンバースト】 積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れ。 | | |
| | | | | | | 【ガストフロント】 積乱雲の下で形成された冷たい(重い)空気の塊が、その重みにより温かい(軽い)空気の側に流れ出すことによって発生する。 | | |
| | | | | | 竜巻などの激しい突風にもなう風速を大まかに推定する指標として藤田スケール(Fスケール)がある。被害が大きいほどFの値が大きく、風速が大きかったことを示す。日本ではこれまでF4以上の竜巻は観測されていない。 | — | — | — |
| | | | | 浸水害(内水氾濫) の被害の概要 | 大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畑が水につかる現象を内水氾濫という。一般的によく見られる浸水・冠水の多くは内水氾濫である。 | 【内水氾濫】 大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畑が水につかる現象。 | — | — |
| | | | | | 内水氾濫による災害(被害)を、気象庁では浸水害という。一般的には、災害(被害)も含めた意味で内水氾濫ということもある。 | — | — | — |
| | | | | | 内水氾濫では、家屋が流されるようなことは起こりにくいが、家屋の床上、床下浸水、アンダーパスの浸水などの被害が生じる。 | — | — | — |
| | | | | 洪水害の被害の概要 | 広義には、大雨や融雪などを原因として、河川の流量が異常に増加することを洪水と呼ぶ。狭義には、堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫を洪水と呼ぶこともある。洪水によって堤防の浸食や決壊、橋の流出、家屋の浸水等が起こる災害を、気象庁では洪水害という。一般的には災害(被害)を含めて洪水と呼ぶこともある。 | 【洪水】 大雨などを原因として、河川の流量が異常に増加すること。狭義には、堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫。一般には被害を含めて洪水と呼ぶこともある。 | — | — |
| | | | | | 災害をもたらすような洪水は、一般的に数時間以上のまとまった時間継続して降る大雨によってもたらされる。 | — | — | — |
| | | | | | 洪水による被害は、家屋の床上、床下浸水などのほか、堤防の決壊があると、その付近の家屋が流失することもある。洪水により、車や人が流され、人的被害に繋がることもある。 | — | — | — |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|---------------|--|----|--------------------------------|------------------|--|---|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| a-6 | 風水害のメカニズム と実態 | 1 | 風水害のメカニズムと その被害 | 土砂移動現象のメカ ニズム | 山地の斜面や溪流で、土や岩石が、豪雨、地震、融雪、火山活動などによって、重力の作用によって下方に移動する現象を総称して「土砂移動現象」(マスマーブメント)という。主な土砂移動現象としては、斜面崩壊(崖崩れ)、地すべり、土石流などがある。 | 【地すべり】 斜面の土塊が非常にゆっくり動く現象。 | — | — |
| | | | | | 【斜面崩壊】 斜面表層の土砂や岩石が地中のある面を境にして滑り落ちる現象。山崩れ、崖崩れ、土砂崩れなどとも呼ばれる。 | | | |
| | | | | | 【土石流】 岩塊や土砂が水と混じりあって谷底を流れ下る現象。 | | | |
| | | | | 土砂災害の被害の 概要 | 土砂移動現象によって引き起こされる災害が、「土砂災害」である。慣習的に、土砂移動現象それ自体(斜面崩壊、地すべり、土石流など)を「土砂災害」という場合もある。 | 【土砂災害】 土砂移動現象によって引き起こされる災害。土砂移動現象自体を指す場合もある。 | — | — |
| | | | | | 斜面崩壊、地すべり、土石流のいずれにおいても、家屋の損壊、倒壊、人的被害を生ずることがある。 | — | — | — |
| | | | | | 斜面崩壊による被害の範囲は、斜面の直下など比較的限定的だが、土石流は、谷沿いに数百～数千m流れ下り、被害をもたらすこともある。 | — | — | — |
| | | | | | 地すべりは、動きが遅いので人的被害には繋がりにくい、影響が長期化することがある。 | — | — | — |
| | | | | 暴風による災害の被害の概要 | 平均風速15～20m/sの風が吹くと、歩行者が転倒したり、高速道路での車の運転に支障が出始め、更に強くなると建物の損壊、農作物の被害、交通障害など社会に甚大な被害をもたらす。 | — | — | — |
| 高潮による災害の被害の概要 | 高潮が発生すると、堤防を海水が越え、広い範囲を水没させることがある。河川洪水と異なり、広い海岸線にわたり大きな力をもって一斉に流入し、被害が巨大になる可能性がある。 | — | — | — | | | | |
| 竜巻による災害の被害の概要 | 日本でも、平均して年に25個程度、竜巻の発生が確認されている(海上竜巻を除く)。 | — | — | — | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|---|-------------|----|--------------------------------|----------------|---|---|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| a-7 | 火山のメカニズムと実態 | 1 | 火山のメカニズムとその被害 | 活火山と火山現象のメカニズム | マグマの性質、噴火の場所や噴火履歴などにより様々な形態(様式)をとる。しかも、時間と共に変化する。 | 【活火山】 概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山 | | |
| | | | | 火山噴火による被害の概要 | 大きな噴石による被害では、爆発的な噴火によって火口から噴飛ばされる直径約50cm以上の大きな岩石等は、火口から弾道を描いて飛散、数10秒以内に地表に落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要である。 | | | |
| | | | | 火山噴火による被害の概要 | 火山レキの被害では、大きな雹と同様、地面に突き刺さるように落下する。火山灰よりはるか前に落下するので、噴煙が頭上に達するまでに屋内等に避難しなければ危険である。 | 【火山レキ】 噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2～64mmのものを小さな噴石 | | |
| | | | | | 火山灰は石の粒・粉、二酸化硫黄等の酸性ガスが付着し、農作物や森林の被害、交通障害、電子機器の障害、健康被害、家屋の屋根や樋の破損など、経済活動・社会生活に様々な影響を及ぼす。また、空中を浮遊する火山灰は、飛行中の航空機の窓ガラスを傷つけたり、エンジンに吸い込まれて損傷させる恐れがある。さらに、山間地や斜面に降り積もった火山灰は、植生を破壊するとともに、降雨時に土石流や泥流の発生原因となる。都市部では、電気、水道、道路等の排水等のインフラへの被害を引き起こす。 | 【火山灰】 噴煙の主要な構成要素であり、直径2mm以下のものをという | | |
| | | 2 | 火山災害の防災対策の概要 | 火山災害対策 | 火山災害対策として、火山防災協議会(活動火山対策特別措置法改正で義務化)が設置されている。これは、都道府県、気象台、地方整備局等、火山専門家、自衛隊、警察、消防、その他必要な関係団体で構成されている。協議会では噴火シナリオ、火山ハザードマップ、避難計画、噴火警戒レベル設定などを行っている。 | 【火山ハザードマップ】 各火山の噴火及び火山災害履歴を検討、噴火規模等の想定に基づき、噴火現象が及び影響範囲を図示。避難経路や避難施設等の情報を付加した地図が火山防災マップである。 | | |
| | | | | | ハード対策として、噴火によって発生した火山泥流等への対処、降雨による土石流の発生に備えるための火山施設を設置し、被害を最小限に食い止める以下のものがある。火山噴火物の流れを抑える「減勢工」、泥流等を安全な地域に導く「導流堤」、大きな岩石の流下を防ぐ「スリットタイプのえん堤」、泥流などを堆積させる「遊砂地」、流出物を安全に流下させる「流路工」などがある。 | 【火山噴火避難計画】 ・噴火警戒レベル、火山活動の推移に応じた規制、情報伝達方法や避難場所、避難経路等を示し関係者の役割を示したもの | | |
| ソフト対策としては、火山活動に伴う土砂災害を軽減・防止するために警戒避難体制を整備し、火山災害シミュレーションをもとに火山災害予想区域図を作成し、災害が発生した場所に備え避難路や避難場所を整備し、さらに監視カメラや各種センサーを設置し、火山活動の情報をいち早くキャッチし、住民へ伝達する体制を整備する。 | | | | | | | | |

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|------------|--------------|----|--------------------------------|--------------------|--|------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| a-8 a-9 | 災害対応過程と態度を学ぶ | 1 | 災害対応過程と態度について具体的な事例 | 災害対応のイメージトレーニング | 災害対応従事者の「経験談」をもとに災害発生前後の活動の流れを整理し、災害対応過程を理解する。その上で、災害対応上の課題や活動上のポイントを学ぶ。さらに、今後、災害対応を行う上で事前に実施すべき対策や心構えについて気づくことが目的である。 | | | |
| | | | | 災害発生前後の行政対応の具体的な流れ | 災害発生前後の行政の対応を具体的に理解しておくことにより、対処に追われるのではなく、状況を予測して、先手先手で対策を打てるような能力を養う。 | | | |
| | | | | 対応上の課題、教訓 | グループワークを通して、対策の協議を行い、活動ポイントや課題を踏まえて、自分達の組織として「事前に取り組むべき対策」や「災害対応従事者として心構えておくべきこと」について検討し、「対策」として整理する。 | | | |
| a-10 | 全体討論 | 1 | 研修受講の目的の再認識 | | | | | |
| | | 2 | 研修を通じて、学び、得たものの整理 | | | | | |
| | | 3 | 研修を活かして次につなげること | | | | | |

第6階層の「具体的な内容」(②災害への備え)

資料1-2

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|------------|----|--------------------------------|---|---|---|---|--|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| b-1 | 「災害への備え」総論 | 1 | 災害予防の防災の中の位置づけ及び主な内容 | 災害対応の流れの中の災害予防の位置づけ | 災害予防は平常時に災害への備えとして行う活動。過去に災害が発生していれば、その反省・教訓を踏まえて行う。 | 【災害予防】 | | |
| | | | | 大震災後の防災対策全体の再構築と災害対策基本法改正 | 災害対策に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。 被災しても人命が失われないことを最重視する。 災害への備えは、ハード対策とソフト対策を組み合わせ一体的に推進する。 行政(公助)のみならず、地域、市民、企業(自助、共助)の取組を組み合わせ防災対策を推進する。 以上について、災害対策基本法の基本理念に明記された。 | 【減災】 【ハード防災対策】 【ソフト防災対策】 【公助】 【自助】 【共助】 【災害対策基本法】 | 行政職員として法令の規定を理解し、それに基づいた行政を遂行する。 | 災害対策基本法の基本理念を用いて防災の普及・啓発活動を行うことができる。 |
| | | | | 災害予防における留意事項(被害想定に存在する幅を理解し住民啓発時に注意すべきことなど) | 各地域の被害想定は、防災基本計画で地方公共団体に求められており、被害想定に基づいて地域防災計画の策定をはじめとした災害対策を行うべき。しかし、被害想定には、災害発生原因の把握の科学的限界から、通常、相当の幅があることを理解し、それを前提に普及啓発を進める必要がある。 | 【防災基本計画】 【被害想定】 | 被害想定には本来幅があるのに、説明の便宜から一つの被害想定しか用いない態度は避ける | 本来幅のある被害想定を、地域への防災の普及・啓発において、正しく意味を伝える。 |
| | | 2 | 災害予防における自助、共助、公助の意味と共助の重要性 | 自助、共助、公助の意味と、災害予防における意味 | 自助、共助、公助の取組を適切に組み合わせることにより地域の防災力を高めることが求められる。 | 【自助】 【公助】 【共助】 | 公助の限界を説明しつつ、公助の必要性も理解させる | 自助、共助の必要性を具体的な例で示すことができる。 |
| | | | | 防災における共助の重要性と災害予防で必要に対応 | 災害時(特に直後)は行政自身の被災や道路の寸断等により公助に期待できないことがあるため、共助による災害対策が重要となる。 | 【共助】 | 同上 | 公助が有効に発揮できない場面を具体的に説明できる。 |
| | | 3 | 防災における民間主体との連携のあり方 | | 自主防災活動は地域における共助の基本的な活動である。自主防災組織には、要支援者名簿の作成、避難誘導、避難所運営、備蓄、訓練等の担い手としての期待が高いが、高齢化を含め限界もある。 | 【自主防災組織】 | 自主防災組織の重要性を強調するとともに、現状の能力の限界も認識させる。 | 自主防災組織の担うべき業務について、地域で担い手を確保する。 |
| | | | | 自主防災組織・地域の市民団体、民間企業、災害ボランティア等の特徴 | 災害ボランティアの支援なくして、被災者のニーズに対応するのは困難であり、災害ボランティアの自主性を尊重しつつ、円滑な受入れ、安全確保等の活動環境を整備し、連携していくことが災害対策基本法により行政に求められている。 | 【災害ボランティア】 【活動環境の整備】 | 災害ボランティアの特性を理解し、自主性を尊重する | 災害ボランティアについて、活動環境整備と連携の具体策を地域で提案できる。 |
| | | | | | その分野の専門性がある民間企業の力を借りることでうまく災害対応業務は多く、災害協定を活用して平常時から準備することが重要である。 | 【企業防災】 【災害協定】 | 専門性のある企業が担う方がうまく災害対応業務は、積極的に実施をゆだねる。 | 企業の事情も理解しつつ、企業との災害協定を広げることができる。 |
| | | | | 民間主体との連携における行政側の備えと心構え | 災害ボランティアを含む防災に関わる多様な市民団体と行政は連携していくべきであり、そのためには平時から顔の見える関係が重要となる。 | 【顔の見える関係】 | 連携の相手方の市民団体とは電話一本で頼みごとができる関係を築く。 | 市民団体の考えや立場を理解し、一方で、行政の事情や立場も理解を得ることができる。 |
| | | | | | 民間企業との連携には、企業の事業継続の必要性、企業の事情などを認識することが必要である。 | | 災害時に支援してもらう企業の側の特有の事情を積極的に理解していく。 | 災害対応として企業の得意な事項と、行いにくい事項を理解した行動がとれる。 |
| | | | 外部からの支援における地域の受援力の重要性 | 多様な関係機関との連携するための受援力の強化が重要である。 | 【受援力】 | 支援に来る者の立場に立って受援の準備をする。 | 受援計画の内容を理解し、その立案ができる。 | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | | |
|--------------------------|--|----|--------------------------------|---------------------|---|---|---|---|--------------------------------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） | |
| b-1 | 「災害への備え」総論 | 4 | 代表的な被害抑止対策 | 地震への被害抑止対策 | 地震への対策として、住宅や災害時の拠点となる公共施設等の耐震化・不燃化、電気・ガスの自動遮断による出火防止、都市部における延焼被害の軽減、ライフライン・インフラ施設の耐震化が挙げられる。 | 【耐震化】 【不燃化】 | | | |
| | | | | 津波への被害抑止対策 | 津波への対策として、防潮堤等の整備、災害リスクに対応した土地利用による対策として、津波に強い地域構造の構築、防災行政無線やSNS、ラジオ等を活用した情報伝達手段の多様化が挙げられる。 | 【防潮堤】 【土地利用による対策】 【情報伝達手段】 | | | |
| | | | | 風水害への被害抑止対策 | 水害対策として、堤防整備や河道掘削、ダムとの整備と洪水調節、放水路の整備がある。 | 【堤防】 【ダム】 | | | |
| | | | | 土砂災害への被害抑止対策 | 土砂災害対策として、急傾斜地崩壊防止施設、砂防ダムの整備、危険地区の建築物の移転促進、治山対策、森林の国土保全機能の維持・発揮が挙げられる。 | 【砂防ダム】 | | | |
| b-2 | 「災害への備え」としての地域防災計画 | 1 | 地域防災計画の目的と概要 | 地域防災計画の目的、法的位置付け | 災害対策基本法の定めにより、中央防災会議が作成した防災基本計画に基づいて都道府県防災会議・市町村防災会議は地域防災計画を作成する。 | 【地域防災計画】 【防災基本計画】 【中央防災会議】 | | | |
| | | | | 地域防災計画の災害への備えのための役割 | 地域防災計画は、地方自治体の「災害予防」においても基本的な計画である。作成するだけでなく検証が重要であり、地域防災計画に基づいた訓練やシミュレーションを行うことが重要である。 | | 地域防災計画は文書量が多いが、全体を把握するよう努めるべき。 | 適切な被害想定を行い、それを前提とした有効な災害予防対策を組み合わせるべき。 | |
| | | | | 地域防災計画の策定プロセスの概要 | 政府や県の各種災害の被害想定の見直しを常に踏まえ、各地で発生した災害からの新たな教訓を活かし、政府の防災基本計画の改定等により示される防災政策の変更に即応する。策定・改定に当たっては、防災にかかわる地域の多様な主体の役割を重視する。 | 【被害想定】 【防災基本計画】 | 計画文書量が多いが、前提条件や政府の防災政策の変更があれば、十分な修正をためらわない。 | 政府の防災政策の変更を自らの地域に適切に当てはめた改定を行う。 | |
| | | 2 | 地区防災計画の目的と概要 | 地区防災計画制度の目的と作成方法概要 | 地区内の居住者や事業者等が自発的に地区における防災活動を担うことの必要性・有効性が認識されてきた。そこで、地域の特性を踏まえたコミュニティレベルの防災活動を内容とする「地区防災計画」を作成し、市区町村の地域防災計画として定める仕組みが創設された。 | 【地区防災計画】 | | 地域の特性を踏まえた自発的な防災活動を、行政も早期に関与して支援する。 | |
| | | | | 地区防災計画の主な事例、展望 | 多くの地域で、自主防災会の高齢化、自主防災会未加入などの問題を抱えつつ、地域の特性を踏まえた地区防災計画を作成している事例が増えている。地区内の様々な主体を巻き込んでいくこと、定めた内容を地域で維持・向上していける仕組み・体制を持つことが課題である。 | 【自主防災会の高齢化】 | 同上 | | |
| | | 3 | 地域の災害予防の対策を進めるにあたっての防災計画等の活用 | | 災害への備えのため防災計画を活用する考え方・基本的方策 | 災害への備え（災害予防）の推進には、各種の対策の組み合わせが重要。したがって、制度化されている各種の防災計画を有効活用し、策定・改定にあたっては、計画間の整合性に留意し、その実効性を重視するべきである。 | | | 防災計画は、実効性のあるものにする必要性を十分認識すること。 |
| 法定の防災計画を補完する計画・マニュアル等の活用 | 法定の防災計画は改定が随時行えるわけではないので、具体的な体制、対応、運用などを定める場合には、下位の計画やマニュアルなどを活用するのが有効である。 | | | | 【法定の防災計画】 | | | 柔軟な見直しが必要な防災の体制、対応等を定めるため、マニュアルを有効に活用できる。 | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------|----|--------------------------------|--|---|--|--|---|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| b-3 | 災害ボランティア | 1 | 災害ボランティア及びその活動の位置づけ・種類・特長 | 災害ボランティアの種類と特性 | 災害ボランティアには、多様な活動主体が含まれる。活動内容も作業系、生活支援系、交流支援系、支援者への支援など多様である。 | 【災害ボランティアの多様性】 | 災害ボランティアの多様性を十分理解して対応する。 | |
| | | | | 阪神淡路大震災（ボランティア元年）以降のボランティア活動の変遷 | 阪神・淡路大震災はボランティア活動の防災上の重要性を広く認識する契機となり、その後の災害で大きな活躍をするようになった。東日本大震災では被災地のニーズの把握、各ボランティア団体との連携体制が課題となった。 | 【阪神・淡路大震災】 | | |
| | | | | 災害ボランティアの防災での意義、行政との役割分担、法的位置づけ | 災害ボランティアの支援なくして、被災者のニーズにきめ細かく対応することは困難であり、災害ボランティアの自主性を尊重しつつ、円滑な受入れ、安全確保等の活動環境の整備、連携が災害対策基本法により行政に求められている。 | 【ボランティアの自主性の尊重】 | 災害ボランティアは、行政の必須の連携先であり、正面から向き合う。災害ボランティアの自主性を尊重する。 | |
| | | 2 | 災害ボランティアの受入れ・調整に関する現地での仕組み | 被災時の災害ボランティア活動の基本的な動き | 個人や小グループで被災地に来る一般ボランティアに対しては、社会福祉協議会が中心となって「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、対応することが多い。 | 【災害ボランティアセンター】 【一般ボランティア】 | | 災害ボランティアの円滑な受け入れのため、ボランティアセンターを立ち上げられる。 |
| | | | | 災害ボランティアセンターの役割と機能、仕組み、担い手 | 災害ボランティアセンターの主な機能には、被害状況の把握、被災者のニーズ把握、一般ボランティアへの活動紹介、行政との連絡・調整などがある。被災者支援プログラム作り、様々な団体のコーディネート、広報・情報発信なども行う場合がある。 | 【被災者のニーズの把握】 | | |
| | | | | 災害ボランティアセンターは法令で制度化されているものではない。社会福祉協議会が立ち上げ・運営することが多く、そのように地域防災計画に規定されていることも多いが、別の運営主体の場合も少なくない。また、実際の運営には関係組織が連携して当たるのが有効である。 | 【社会福祉協議会】 | 地元自治体は、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを丸投げにせず、関与を続ける。 | 災害ボランティアセンターの設置・運営を関係主体が連携して行えるよう、地元自治体として調整する。 | |
| | | 3 | 災害ボランティアの活動の実際と課題、展望 | 災害ボランティアの災害現場での活動事例と課題 | 例えば、被災地域の受援力、被災者ニーズの把握の困難、地域で行われている支援の全体把握の困難、行政との連携が課題として挙げられる。 | 【受援力】 【被災者のニーズの把握】 | | |
| | | | | 災害ボランティア団体の全国、地域内連携、各レベルの行政との連携 | 様々な団体による災害ボランティア活動の全国レベル、都道府県レベルの広域連携のネットワーク作りが求められている。 | 【広域連携】 | | |
| | | | | 災害ボランティア活動の今後の展望 | 平時の活動として、住民向け災害ボランティア講座・訓練、広域連携のネットワーク作りといった災害ボランティアの取組が求められている。 | 【災害ボランティア講座】 【広域連携】 | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|-------------|----|--------------------------------|---|---|--|--|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| b-4 | 地域の自主的な防災活動 | 1 | 自主防災組織の目的と法的位置づけ | 自主防災組織は、災害対策基本法で規定されている地域住民の連帯意識に基づき自主防災活動を行う組織である。消防団と連携した活動を行うことも多い。 | 【自主防災組織】 【消防団】 | | | |
| | | | 自主防災組織の目的と制度概要 | 自主防災組織は、実態として、地域の自治会と表裏一帯の形態の場合が多い。必須業務について特に定めはないが、災害発生時の避難誘導、避難所運営、平常時の地域の備蓄の推進、防災訓練等の担い手として期待されてきた。さらに避難行動要支援者名簿の作成の地域での業務実施主体としても期待されている。自主防災組織の育成のため、資機材購入、運営費等に対する補助や資機材等の現物支給が行われている。 | 【防災訓練】 【避難誘導】 【避難所運営】 【避難行動要支援者名簿】 | 自主防災組織の力が不可欠なことを理解し、高齢化等の問題を抱える現状を踏まえ、有効な支援策を見出していく努力を続ける。 | | |
| | | 2 | 自主防災組織の現状、活動事例、課題・限界 | 組織率は高まっているが、活発な活動をしている組織の比率はさほど高くない。 活動事例としては、平時は防災訓練、防災の普及啓発、防災巡視、資機材管理、避難行動要支援者名簿づくりなど、災害時には初期消火、避難誘導、救出・救護、避難所運営、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視などが行われている。 課題・限界としては、メンバーの高齢化、幹部の女性比率の低さ、地域での実質的参加率の低さがある。自主防災組織の活性化のためには、各自主防災組織間の連携・交流や行政・企業・教育その他の分野との連携が重要である。 | 【防災訓練】 【避難誘導】 【避難行動要支援者名簿】 | | 発災時、行政職員の人出が不足する中で、避難所運営の担い手として平常時から関係づくりを強化する | |
| | | | 自主防災組織に期待される役割と現状、課題 | 市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿の作成について、地域での対象者への説明や合意取り付けの役割を大きく期待されている。ただし、メンバーの高齢化などの限界もあるので、地元行政職員が作成を共同で行うことが必要である。 | 【避難行動要支援者名簿】 | 地方自治体職員は、自主防災組織の限界を認識し、避難行動要支援者名簿の策定を全面依存してはならない。 | | |
| | | | 避難行動要支援者の役割と留意点 | 避難行動要支援者への避難の支援や避難所生活での配慮等は、その人の身近な存在である隣近所同士で助け合うことが基本的に重要であり、平常時に地域で相互支援体制をつくっておくことが大切である。 | | | | |
| | | 3 | 地域におけるマンション管理組合等の役割と関係づくり | 地域にマンションがある場合、マンション住民が自主防災組織に加わらない場合が多いが、災害発生時には、マンションの管理組合等との連携が必要。日頃から関係づくりに努めるべき。 | 【マンション管理組合】 | | | |
| | | | その他の地域コミュニティの防災の担い手と関係づくり | 地域の自治会単位より広い地域を対象とする別の地域の防災活動にかかわる組織（学校や企業を含む）や、女性が中心となった防災にかかわる組織などが存在する場合もある。自主防災組織は、これらの組織を地区の防災に積極的に関わられるように配慮する必要がある。 | | 地元自治体は、自主防災組織が地域の学校、企業、団体と連携が進むよう仲介に努める。 | | |
| | | | 地域コミュニティの自主的防災体制の充実に向けた方向性 | 自主防災組織はメンバーの高齢化、実質的な活動の担い手の減少などの課題があり、重要だがそれだけで地域の防災を担うのは難しくなっている。自主防災組織の活動能力の強化と、様々な地域防災にかかわる他の主体との強化を並行して行い、またこれらの連携強化に努めることが必要である。 | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | | |
|--------------------|---|----|--------------------------------------|--|--|---|--|--------|---|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） | |
| b-5 | 「災害への備え」 ワークショップ | 1 | 所属団体の減災対策 （災害予防）における自 助、共助の促進策 | 自助、共助の促進策 | | | | | |
| | | 2 | 民間部門との連携のあ り方 | 民間部門との連携 のあり方 | | | | | |
| b-6 | 行政のBCM | 1 | 行政のBCP、BCMの意 義と必要要素 | 行政の業務継続計 画（BCP）及び業務継 続マネジメント （BCM）の概要 | 行政組織は、災害発生直後、急激に増加する「応急業務」と、「継続 べき通常業務」を優先的に実施するため、業務継続計画（BCP）を策 定し、これを継続的に維持・改善していく（業務継続マネジメント （BCM））していく必要がある。 BCPを構成する計画としては、応急対応計画、事前対策の実施計 画、維持・継続的改善及び訓練の計画がある。 | 【業務継続計画（BCP）】 【業務継続マネジメント（BCM）】 【継続的改善】 | | | |
| | | | | 行政のBCPの重要 事項（小規模市町村 向け6項目など） | 小規模市町村のBCPでも重要な事項としては、①首長不在時の明 確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなっ た場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時 にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政デー タのバックアップ、⑥非常時優先業務の選定である。業務量の急増に 対応するため、被災地外の知自体からの受援により対応する必要 がある。 | 【職員の参集】 【代替庁舎】 【行政データのバックアップ】 | 左記の6項目を実施し ないことは行政の不作 為として批判されると 認識する。 | | |
| | | | | 災害時の地域活動 の継続・早期復旧の 考え方 | 行政の業務継続は、地域の組織・企業の活動の継続や早期復旧の 前提でもある。その意識をもって、地方自治体は業務継続に努める 必要がある。 | | 行政のBCPは、地域の 企業・組織のBCPより 先に整備すべきもの であると認識する。 | | |
| | | 2 | 重要業務に不可欠なリ ソースの確保の重要性 と主な方法 | 参集人員及び代替 の人材の確保と職 員の安全 | 行政の最も重要な資源は人員であり、参集計画が重要で、参集でき ない場合を想定して代替人材の確保も行う。被災者でもある職員の 安全確保のため、無理に参集させないほか、交代で休息・睡眠が取 れる体制の確保、職員のため備蓄、職員のメンタル面や家庭への 配慮が必要である。 | 【代替人材の確保】 【職員の安全】 | | | BCP、BCMで重視され る「重要業務の実施時 に必要なリソース確保」 の考え方を身に着ける |
| | | | | | 行政の業務実施には、非常用電力、災害に強い通信手段、そして 重要な情報のバックアップが必要である。現在の災害対応では、情 報・通信機器を用いた情報の整理や計画立案が不可欠であることを 重視すべきである。 | 【非常用電力】 【災害に強い通信手段】 | | 同上 | |
| | | | | BCPでの受援計画、 広域連携の活用 の重要性と主な方法 | 地方自治体の職員・庁舎等も被災する中で、他主体からの支援の 活用が必須である。そのため、平時から協力を得られる主体と相互 支援協定を締結することや、連携先との訓練を行うことが有効であ る。 | 【相互支援協定】 | | 同上 | |
| | | 3 | 行政庁舎の代替拠点 の確保の必要性と選定 方法 | 行政の代替庁舎の 必要性 | 行政の拠点喪失は地域の災害救援にとって大きな支障となる。すべ ての地方自治体は、本庁舎、出先機関について、耐震性があっても 代替庁舎を決定することが必須である。 | 【代替庁舎】 | | | |
| 代替庁舎の選定の 考え方、方法 | 代替庁舎は、元の庁舎と同時被災しない場所に選定する必要があ る。また、近いものと遠くのを複数選定しておくことよ。 | | | | | | | | |

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-------------------------------|--------------|----|--------------------------------|--|--|---------------------------|--|---|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| b-6 | 行政のBCM | 4 | 訓練、維持管理、見直しの重要性とトップのリーダーシップ | 定期的な訓練、維持管理、見直しの重要性と主な方法 | BCPIは策定した後、BCPの訓練しなければ実効性が確認できない。訓練を繰り返し実施し、問題点を把握し、継続的な改善に結びつける必要がある。 | 【BCPの訓練】 | BCPは一度作成してもすぐに劣化してしまうという認識をトップから担当者まで持つ。 | |
| | | | | 首長その他の幹部のリーダーシップ・関与の重要性 | 組織のトップのリーダーシップなしにBCPの策定もCMも実現しない。主張自らが業務継続の重要性を認識し、重要な政策課題と位置付けることが重要である。 | | | |
| b-7 | 住民啓発・災害教訓の伝承 | 1 | 住民向けの防災の啓発の意義と留意事項 | 住民向けの防災の啓発の意義と基本的・効果的な方法 | 災害対策基本法では、住民は、備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加などで防災に寄与するように努めなければならないとされている。住民一人ひとりが日ごろから各種災害についての正しい認識を深め、備えを充実・強化してもらうことが必要であり、行政や防災関係主体による住民への啓発が重要となる。 | 【避難行動要支援者】 【男女共同参画の視点】 | 自主防災組織のリーダーに、自分の価値観は判断だけでなく、多様な住民の視点を取り入れるよう求めるべき。 | |
| | | | | 住民向けの防災の啓発の優良事例 | 住民向けの防災の啓発は、優良事例が参考になるので、その把握に努めるとよい。また、行政は、優良事例の情報提供を行うべきである。 | | | |
| | | | | 住民の防災活動の啓発における留意事項 ～要配慮者への配慮、男女双方の視点の考慮、支援を行う者の安全確保 | 地域向けの防災の啓発では、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮(避難行動要支援者の名簿作成を含む)が重要なポイントである。また、被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点への配慮をした男女共同参画の視点も重要である。さらに、災害時の避難行動の支援を行う者の側の安全確保も啓発する必要がある。 | | | |
| | | 2 | 災害教訓の伝承の意義と具体的事例 | 災害教訓の伝承の意義と基本的な方法 | 災害対策基本法で、住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承などにより、防災に寄与するように努めなければならないとされている。地域の伝承は、石碑などモノ、語り部や経験者などのヒト、文献やデータベースなどで行われており、それらを活用することができる。 | 【石碑】 【語り部】 | 地域の伝承を活用した活動に対して、行政も可能な支援を行うことが重要であることを認識すべき。 | 災害教訓の伝承に活用できる地域のリソースを認識し、その活用方法を先進事例を参考に検討すること。 |
| | | | | 災害の教訓や災害文化を伝える取組事例(石碑やモニュメント、行事、地形等) | 災害教訓伝承の取組として、陸前高田市の桜ライン311、宮崎県外所地震の供養碑、安政南海地震津波碑、四国防災八十八話、津波痕跡データベースシステム等がある。 | | | |
| | | 3 | 地域コミュニティと行う防災訓練の意義と基本的な方法 | 地域コミュニティと行う防災訓練の意義と基本的な方法 | | | | |
| 地域コミュニティと行う防災訓練の優良事例と実施上のポイント | | | | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|--|--|----|--------------------------------|---|--|--------------|--|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| b-8 | 防災教育 | 1 | 防災教育の意義と基本的な方法 | 防災教育の意義と制度上の位置づけ | 東日本大震災の教訓の一つとして、学校や地域における防災教育の重要性があり、地域コミュニティの中で、防災を担える人材を育成することは、共助の大きな力になるために重要である。 | | | |
| | | | | 防災教育の基本的な方法と実施上のポイント | 防災の知識だけでなく、適切な判断と行動する力も教える必要がある。そのため、教育の機会の確保、教育・指導の方法の開発・整理、教育に当たる人材の確保などが必要である。 | | | |
| | | 2 | 学校教育又は課外活動における防災教育の具体的な事例 | 学校での防災教育が注目される背景、防災教育の意義 | 東日本大震災において、多数の学校、児童生徒に甚大な被害が生じたことから、その教訓を子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高める防災教育を推進する「学校安全の推進に関する計画」がH24年4月に閣議決定された。 | 【学校安全】 | 学校の先生が多忙な中で、学校での防災教育の実現に行政として何ができるか工夫すること。 | |
| | | | | 文部科学省の防災教育カリキュラムの考え方と内容 | 学校での防災教育においては、災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するための「主体的に行動する態度」の育成が重要であるとし、安全で安心な社会づくりのために学校、家庭及び地域社会の安全活動に貢献できるように、各学校で関連する教科等での指導が求められている。 | 【主体的に行動する態度】 | | |
| | | | | 学校教育又は課外活動における防災教育の優良事例（防災教育チャレンジプランなど） | 学校教育における防災教育の事例は、「防災教育チャレンジプラン」、「17防災未来賞『防災甲子園』」、「小学生ぼうさい探検隊マップコンクール」などの支援・評価の取組の表彰事例が参考になる。 | | | |
| | | 3 | 地域コミュニティ向けの防災教育の具体的な取り組み事例 | 地域コミュニティ（住民・企業等）向けの防災教育の意義と現状 | 自主防災組織の形骸化と高齢化も課題となる中で、自主防災組織のみならず他の地域の防災の担い手（企業を含む）を想定して、地域コミュニティ向けの防災教育の推進が必要である。 | | 自主防災組織の支援とともに、自主防災組織以外の地域の防災の担い手の支援も行うこと。 | |
| 地域コミュニティ（住民・企業等）向けの防災教育の優良事例（防災教育チャレンジプランなど） | 事例は、「防災教育チャレンジプラン」などの表彰事例が参考になる。具体例として、自主防災組織や他の地域の防災の担い手を対象に地域防災リーダーを養成する取り組みが注目される。例として、仙台市地域防災リーダー養成等がある。 | | | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------|----|--------------------------------|-----------------------------|--|------------------------|--|-------------------------------------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| b-9 | 企業防災 | 1 | 指定（地方）公共機関である企業の防災での役割と行政との連携 | 指定（地方）公共機関である企業の防災での役割 | 指定（地方）公共機関である企業は、平常時から災害対応での行政への協力を準備している主体である。企業との連携の基本として、連携を綿密に指定ことが重要である。 | 【指定公共機関】 【指定地方公共機関】 | | |
| | | | | 指定（地方）公共機関と行政との連携のあり方 | 指定（地方）公共機関とは、地域の防災訓練の機会をはじめ、定期的に担当者が顔を合わせる機会を持ち、電話一本で依頼ができる「顔の見える関係」を構築・維持する。また、相手方の要望、提案、事情をよく理解することが重要。 | 【顔の見える関係】 | | 防災連携で重要な企業・団体と顔が見える関係を維持する方策を習得すべき。 |
| | | 2 | 災害対応における企業の役割 | 「企業防災」に関する災害関連法令の規定 | 災害対策基本法で、災害応急・復旧に必要な物資役務の提供を行う企業は、災害時にも事業活動を継続的に実施し、事業活動で行政の防災施策に協力するように努めなければならない。とされている。これらの企業との連携を行政は十分行うべきである。 | | | |
| | | | | 企業が担える役割、果たすべき役割の概要 | 企業の力を借りたほうがうまくいく災害対応業務は多く、発災後、いかに早く、有効に企業と連携できるかで災害対応の効果に大きな差が出る。（スライド5）行政が素人の分野は、民間のプロに早期にお願いすることが重要である。 | | 行政の民間企業との連携は、平常時の各社平等では災害時に対応せきないことを認識し、災害協定を活用する。 | |
| | | 3 | 災害協定の重要性和協定締結状況 | 企業との災害協定の重要性 | 専門性のある災害対応業務は、企業や業界団体との災害協定を活用して平常時から準備しておく。災害時は入札を介さず官民連携を進める必要があることから、事前に災害協定を結ぶことで早期に実施でき、役割や費用負担を明確にしておくこともできる。 | 【災害協定】 | | |
| | | | | 国及び地方公共団体と企業等との協定締結の現状と掘り | 企業と協定を締結している市区町村の割合は上がっているが、分野によるばらつきがかなりみられる。他の自治体の例も参考に、協定の充実を図る必要がある。 | | | |
| | | 4 | 企業の事業継続計画（BCP）の意義と特徴 | 企業の事業継続計画（BCP）の経済・社会的な意義と特徴 | 企業には事業継続、すなわち、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要な業務が中断しないこと、中断しても短い期間で再開することが望まれている。このため、行政としても、事業継続計画（BCP）の策定、運用を促進する必要がある。事業継続は、地域経済の早期復旧・復興や雇用の維持のためにも必要である。 | 【事業継続計画（BCP）】 | 企業の事業継続は、雇用維持やサプライチェーン全体の復興の視点でも必要性を認識する。 | |
| | | | | 企業のBCPと企業の社会的責任（CSR） | 企業には地域の一員として防災に協力する能力があり、期待も高い。企業の社会的責任（CSR）として、積極的に取り組む企業も多い。一方で、企業は自らの事業継続の対応も行う必要があり、被災地外での事業継続を図る必要もある。そのような企業の立場や協力できる範囲の限定について、行政も理解する必要がある。 | 【企業の社会的責任】 | 有力企業でも行政の防災対応に協力できる範囲には限りがある。企業の事情を理解することが必要。 | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|------|----------|----|--------------------------------|----------------|----------|------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| b-10 | 全体討論 | 1 | 研修受講の目的の再認識 | | | | | |
| | | 2 | 研修を通じて、学び、得たものの整理 | | | | | |
| | | 3 | 研修を活かして次につなげること | | | | | |

第6階層の「具体的な内容」(③警報避難)

資料1-3

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | | |
|-----|-------------|----|--|---|--|------|----------|---|--|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) | |
| c-1 | 警報避難総論 | 1 | 警報等の伝達及び避難誘導の目的、実施主体と役割 | 警報等の伝達及び避難誘導の目的 | 災害において、地域住民の生命を守り、安全な避難移動を導き二次災害を防ぐ。 | | | 警報避難の3つの要素として、情報・情報の伝達・人間の行動があり、これら3つが円滑に進むように努力することが肝要である。 | |
| | | | | 実施主体と役割 | 市町村長が実施主体であり、災害から地域住民を守る。 | | | | |
| | | 2 | 警報等の伝達及び避難勧告等の判断・伝達の流れ | 警報等の伝達及び避難勧告等の判断・伝達の流れ | 避難勧告等は、災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。 指定緊急避難場所へ移動する水平避難がかえって命に危険な場合には屋内安全確保などの緊急的な待避および垂直避難を実施する。 | | | | |
| | | | | 対象地域内の個々の住民にとって避難行動が必要なのかどうか、あらかじめ住民自らが理解し、避難先や避難経路、避難のタイミング等を決めておかなければならない。 共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせる。広く確実に伝達する。 | | | | | |
| | | | 警報等の伝達及び避難誘導の事例 (Hurricane Katrina/Sandy等) | 災害発生の時期を想定し、残された時間を有効活用し、災害発生時に対応体制・準備が完了するよう、機関間連携および早期避難開始等を行なうタイムライン計画の有効性が検証された。 | | | | | |
| c-2 | 避難勧告等の判断・伝達 | 1 | 住民等の避難行動の考え方 | 避難行動(安全確保行動)の考え方 | 避難は数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から命を守るための行動であり、避難行動には「立ち退き避難(従来の水平避難)」と「屋内安全確保(従来の垂直避難、待避)」がある。 避難は、災害から命を守るための行動であり、従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つである。 | | | | |
| | | | | 災害の切迫性に応じた避難先 | 災害の切迫性に応じた避難先 大雨等により指定緊急避難場所までの移動ができない状況では自らの判断で「近隣の堅牢な建物」(近隣の鉄筋コンクリート造の建物等)に緊急的に待避することもあり得るため、平時から適切な待避場所を確認しておくことが必要である。 | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | | |
|-----|-------------|----|--------------------------------|--|---|------|----------|--------|---|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） | |
| c-2 | 避難勧告等の判断・伝達 | 1 | 住民等の避難行動の考え方 | 避難勧告等の種類と住民に対して求める行動 | 避難勧告等のは3種類あり、住民がいつでも立ち退き避難ができるよう準備をさせる「避難準備情報」、指定緊急避難所へ避難させる「避難勧告」、直ちにその場から避難させる「避難指示」がある。 | | | | |
| | | | | | 避難準備情報は、住民が身の危険を感じた場合は立ち退き避難を開始するものであり、避難勧告は速やかに安全な場所に避難するものである。避難指示は、直ちに避難をするものであるが、外出するとかえって命に危険が及ぶような状況では、現在いる建物内のより安全な場所に避難をする。 | | | | |
| | | | | | 避難行動（安全確保行動）として、あらかじめ避難すべきエリアや避難行動をとるべきタイミングなど、とるべき避難行動を災害ごとに明確にしておく。 | | | | ハザードマップは、広く住民が色を使った警告の意味を正確に理解できるように標準的な色の使い方で危険度を塗り分けると良い。 |
| | | 2 | 避難準備情報や避難勧告等の判断に必要な考え方 | 災害ごとの避難勧告等の発令対象エリアと発令タイミング（水害、土砂災害、高潮災害、津波災害） | 越水による氾濫の場合は、氾濫危険情報が出された段階で避難勧告を発令することが基本である。また、侵食や漏水による浸水については、監視の結果、危険性があると判断すれば、計測している水位によらず避難勧告等の発令を検討する。 | | | | |
| | | | | | 土砂災害では大雨注意報・警報、気象情報等を参考にして早めに発令し、要配慮者の避難時間の確保と夜間における避難を回避する。 | | | | |
| | | | | | 高潮の多くが台風の接近に伴い発生するため、台風の進路予測等の情報を注視し、早めに避難勧告等を発令する。また、暴風になる前に避難を呼びかけるのが肝要であり、暴風警報の発表をもって避難勧告の発令も検討する。 | | | | |
| | | | | 津波の場合は、一刻も早く危険地域からの立ち退きを要するため、避難指示のみを発令する。また、遠地地震のように津波到達まで時間がある場合には、段階的な避難情報の発令を検討する。 | | | | | |
| | | | | 市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことが基本であり、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には「避難準備情報」を発令する。 | | | | | |
| | | | | 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表するものである。 | | | | | |
| | | | | 対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかける 必要がある 。 | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|-------------|----|---|--|---|---|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| c-2 | 避難勧告等の判断・伝達 | 3 | 避難勧告等を住民に伝達し、周知するための伝達方法 | 避難勧告等の伝達範囲 | 防災行政無線などPUSH型手段によって避難勧告等を伝達する場合には、発令対象区域だけでなく、その周辺の区域にも広めに伝達する。 | | | |
| | | | | 伝達方法 | 防災無線だけでなく、協定しているFMラジオや地元放送局、ならびに車での巡回呼びかけや訪問等、安全かつ可能な方法で 多重的 に避難勧告を伝える。 | | | |
| | | | | 「Lアラート」による情報伝達 | 災害発生時に、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤システム「Lアラート」を活用して、住民に対して迅速かつ正確な情報を提供する。 | 【Lアラート】 総務省が推進している安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤システム | | |
| | | | | 首長による呼びかけ | 市町村長は災害対応の第一線の責任者という立場で速やかに居住者に対する避難勧告・指示を出す。 | | | |
| c-3 | 警報等の種類と内容 | 1 | 注意報と警報、特別警報の意義付けと意味 防災気象情報の種類と内容 | 段階的に発表する防災気象情報の活用 | 段階的に発表される気象情報を基に、状況を予測して、先手、先手の防災対応が減災につながる。 | | | |
| | | | | 防災気象情報の種類と内容 | 気象情報は、台風その他の気象等についての情報を発表するものであり、警報等に先立つ警戒や注意の喚起、警報等発表中に現象の経過等を解説する役割を持つ。 | 【特別警報】 重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を示して行う警報 | | |
| | | | | | | 【警報】 重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報 | | |
| | | | | | | 【注意報】 災害の起こるおそれがある旨を注意して行う予報 | | |
| | | | | | | 【記録的短時間大雨情報】 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときに発表する情報 | | |
| | | | | 【土砂災害警戒情報】 大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する情報 | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|--------------|----|--------------------------------|---|----------|------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| c-3 | 警報等の種類と内容 | 1 | 注意報と警報、特別警報の意義付けと意味 | <p>気象警報の発表基準、発表区域、リードタイム</p> <p>警報や注意報の発表基準は、災害の発生と気象要素との関係を地域毎に調べ、都道府県などの防災機関と調整し、区域（市町村）ごとに決めているので区域ごとに基準が異なり、一律ではない。地震などに伴い、災害の発生しやすさなどが変化した場合、通常とは異なる基準で発表することがある。</p> <p>気象警報や注意報のリードタイムの基本として、短時間強雨に関する大雨の場合は、洪水警報や注意報を行う場合、その気象変異を的確に判断するためにリードタイムで行う。</p> | | | | |
| | | 2 | 警報等の入手方法と伝達にかかる主体 | <p>市町村における警報等の入手方法と手段</p> <p>住民等への警報等の伝達の流れ</p> <p>警報・注意報、気象情報等は都道府県、NTTを通じて伝達されるほか、J-ALERTや報道機関を通じて入手することができる。また、防災情報提供システムや気象庁ホームページで、必要な情報を閲覧することができる。</p> <p>住民に対して災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段で行った方がより確実に住民への情報伝達が可能となる。緊急時（地震、津波、ミサイル等）には速報性のある手段（防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、IP告知放送）で周知し、発災前に時間的余裕がある場合（風水害等）にはPUSH+PULL型の伝達手段（SNS、コミュニティ放送、登録制メール、ケーブルTV等）でより詳細な情報を提供することが望ましい。</p> | | | | |
| c-4 | 風水害における警報と避難 | 1 | 風水害における警報と避難の実務 | <p>風水害における警報と避難のあり方（予測できる災害）</p> <p>風水害における警報と避難に係る対策の活動体制、活動内容、活動上の課題</p> <p>防災基本計画に基づき、気象情報の動向に注意しながら、地域の特性と過去の事例から、適切なタイミングで住民を安全に避難させる。</p> <p>水害における避難勧告等の発令タイミングとして、越水による氾濫の場合は、氾濫危険情報を出すなど、段階で避難勧告を発令する。侵食や漏水による浸水については、監視の結果、危険性があると判断すれば（水位によらず）避難勧告等の発令を検討する。</p> <p>河川の氾濫水被害は河川の規模によって異なる。大きな河川では、氾濫危険水位到達をもとに判断して、避難勧告の発令を行う。小さな河川では、雨の降り方（短時間の豪雨）により判断する。</p> | | | | |
| | | 2 | 水害時における災害対応の難しさ | <p>風水害における警報と避難の事例、課題</p> <p>水害における被害発生は一律ではなく、脆弱性の高い災害時要援護者への対応も必要である一方で、脆弱性は高くなくとも、その住民の行動によって脆弱性が高くなり被災した事例もある。個人属性や地域特性、ハザード特性等に応じて避難の方法は異なり、個人が適切な対応を選択することが重要である。また、水害にも大規模な水害から小規模の局所的な水害までを想定し、それぞれに応じた状況認識の統一と避難の判断が求められる。</p> | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|------------------|----|--------------------------------|-----------------------------|---|---|------------------------------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| c-5 | 風水害における警報と避難(演習) | 1 | 風水害における警報と避難のタイムライン計画の作成方法 | 風水害における警報と避難のタイムライン計画の位置づけ | 事前行動計画(タイムライン)は、どの部局が何をいつ実行するかについて、事前に合意したことを文書化し、連携のとれた対応を可能にすることを目的とする。 | 【タイムライン】 災害対応に従事する諸機関の間に、どの機関がどの活動を担って、いつまでに、何をするかについての共通理解を文書化したもの。 | | |
| | | | | タイムライン計画作成の基本的な考え方、作成の手順 | タイムラインの作成では、災害対応において組織全体としてやるべきことを明らかにする。災害対応業務を整理して主管部局や応援部局を決定し、役割分担を決定するとともに、 関係機関との調整を実施し、災害発生が想定される場合にお互いの活動状況を推察できる計画とする。 | | | |
| | | 2 | 外部／内部調整をタイムラインで整理する方法 | 業務の標準的な記述手法としてのWBS | 業務を「目的⇄実施事項」の関係性で階層化した構造で表現し、業務の全体を体系的に整理する。 | 【WBS】 Work Breakdown Structure プロジェクトマネジメントで計画を立てる際に用いられる手法。プロジェクト全体を細かい作業に分割した作業分割構成。 | | |
| | | | | タイムラインに基づく主体ごとの業務間・組織間調整手法 | 仕事の遂行において一番難しく 必要不可欠な技術・ノウハウ を持つ部局を主管とし、役割分担・業務分担を決める。 達成すべき目標に対して、業務の位置づけを明確にし、その関係性から組織間連携の体制整備を検討する。 | | 主管部局の決め方として重要なのは仕事を押し付け合わない。 | |
| | | 3 | 決心ポイントとタイミング | 決心と決断の違い | 決心とは 目的を達成するための手段を決定することであり、決断とはその手段に対する行動を決定していくことである。人が行動する時、必ずその目的が存在する。目的を決定したら、それを達成させる手段を決心し、その決心した内容を実現させるために決断と行動を繰り返す。決心は、その後の活動が状況に与える影響を理解し、数ある選択肢の中から最も論理的に妥当性が高いものを選定し、その後の活動を決定する。決心が遅れることが、その後の対応を遅らせることとなり、また、対応が遅れることで、それへのさらなる対応が必要となることから、決心の時期および判断根拠が重要となる。 | | | |
| | | | | 決心に必要な情報収集、分析および状況予測 | 風水害においては、気象庁の気象情報の断続的な情報に注意するとともに、気象庁が提供している高解像度降水ナウキャストを対象地域を注視し、 現状に至るまでの経緯、現状、今後の予測を包括的に状況把握するとともに、状況変化予測を行う。 | | | |
| | | | | 決心に伴う体制変化 | 災害対応業務について、自分の組織が担当すべきか否かを判断し、担うべき活動であれば、既に行っている業務の進捗や人的・物的資源の状況にあわせて組織全体の活動を修正する。また、主管部局と応援部局を決める場合には、もっとも難しい技術やノウハウを持つ部局が主管部局、それ以外の必要な技術やノウハウを持つ部局が応援部局となって業務に当たる。 | | | |
| | | 4 | 実際の現場における決心・調整の難しさ | 災害現場における 決心と調整の事例、課題 | 限られた情報から状況予測を実施し、住民の動きや体制の変化を想定し、必要な事項に対して決心を行なうが、その決心による影響度の大きさから最終決心が遅れが生じる事例が多い。決心の妥当性を論理的に説明可能とすることで、決心の遅れ・迷いを排除することが重要である。 | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | | |
|-----|---------------|----|--------------------------------|---|---|------|----------|--------|--|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) | |
| c-6 | 土砂災害における警報と避難 | 1 | 土砂災害における警報と避難の実務 | 過去の土砂災害の事例 | 自然災害による死者・行方不明者は、土砂災害に占める割合が高い。また、土砂災害による死者・行方不明者のうち、災害時では要援護者が約6割を占める。 | | | | |
| | | | | | 災害の特徴として、局所的に発生した降雨を起因として突発的に被害が発生する。その被害は、土砂と石礫が高速で移動するため家屋が破壊し人的被害が発生しやすい。斜面があればどこでも起こる可能性がある。 | | | | |
| | | | | 土砂災害対策の概要 | 砂防ダムや堰堤、擁壁などのハード対策に加えて、ソフト対策として、平時から地域住民に土砂災害警戒区域・危険箇所が記載されているハザードマップを周知認識してもらう。気象庁の段階的に発表される気象情報を注視し、警報の発令があれば、砂災害警戒区域・危険箇所に在住の住民に早めの自発的避難を推奨する。合わせて、避難所・避難場所では早めの避難者の受け入れ体制を整える。また、要配慮者の避難時間の確保を考慮して早めの発令を行う。発令では夜間における避難を回避するために、夜間から明け方に大雨警報持続する可能性がある場合、夕方には避難発令を出す。 | | | | |
| | | | 最近の土砂災害から見た課題とその対応策 | 近年の土砂災害発生件数(最近5年の月別発生件数)をみると、土砂災害の発生は、発生時期で分類すると、3月～5月の融雪、6月～7月の梅雨前線豪雨、8～10月の台風時期に集中して発生している。平成28年は4月の熊本地震及び6月の梅雨前線豪雨により、例年よりも多くの土砂災害が発生している。 | | | | | |
| | | | | 例として、広島市の土砂災害における課題では、基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない地域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていなかった。土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準には、ほとんどなっていなかった。避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合があった。 | | | | | |
| | | | | 避難場所の安全性確保に先立ち、事前に基礎調査を行い難路・避難場所の設定状況を確認し、避難場所の建築物の構造等の調査も実施する。市町村防災計画での避難所及び避難施設等の設定に当たっては、これらの施設等の土砂災害に対する安全性及び災害時要援護者の円滑な避難という観点に十分配慮することが必要である。 | | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|--------------------|----|----------------------------------|------------------------------|---|--|---|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| c-7 | 土砂災害の事例に 学ぶ(演習) | 1 | 土砂災害における警報 と避難の難しさ | 土砂災害における警報 と避難の事例、課題・教訓 | 予兆把握から災害発生までのリードタイムが短いことが土砂災害の特徴の1つである。土砂災害警戒情報等は地域全体に対して発令されるため、土砂災害発生箇所を限定的に想定することは難しい。警報の発令に伴う避難判断ではなく、収集可能な情報を総合的に分析し、状況見積を実施し、必要に応じてPUSH型での情報収集が必要となる。 | 【状況見積】 収集可能な情報をもとに、論理的妥当性をもって、起こりうる、あるいは発生している状況を推測することを、状況見積という。根拠と、根拠から導き出される想定との関係性を維持し、論理的な推論をもって、状況の分析を行ない、状況見積が実現される。必ずしも収集された情報を整理することが状況把握ではなく、把握できた状況から「まだ把握できていない状況」を推測することも含めて状況把握・推測することが、先手の対応を支えと考えられる。 | | |
| | | 2 | 土砂災害における警報 と避難の決心ポイント | 土砂災害における警報 と避難の決心ポイントの考え方 | 気象情報をもとに、空振りを恐れず早めの警報を心がけると共に、突発性が高く予測が困難であり、避難勧告が間に合わないケースが多い土砂災害については、早めに指定緊急避難所へ避難させることが原則だが、外が豪雨で逃げられない場合は、近隣の堅牢な建物や自宅内の上層階への移動も有効であることを住民に周知することが重要である。 | | | |
| c-7 | 土砂災害の事例に 学ぶ(演習) | 3 | 土砂災害における警報 と避難にスネークライン の活用 | スネークラインの仕 組み | 1時間あたりの雨量指数を縦軸に、土壌中の水分量を指す土壌雨量指数を横軸に取ったグラフに、国土交通省や都道府県が設定したクリティカルライン(CL:土砂災害発生危険基準線)が明示されている。これに気象庁が発表するスネークラインを重ねて、これが土砂災害発生危険基準線を超えると土砂災害の危険性が非常に高まっていることを示している。一方で、CLを越えなくとも災害が発生する事例もあることを忘れてはならない。 | 【土砂災害発生危険基準線(クリティカルライン:CL)】 過去に土砂災害が発生しなかったときの降雨を用いて設定した土砂災害の危険性が低いと想定される降雨の発現する確率の高い領域と、過去の土砂災害の発生状況や避難勧告等の実態などを総合的に勘案して、安全領域と土砂災害の危険性が相対的に高いと想定される降雨の発現する確率の高い領域の境界線。CLは、設定した後においても、新たな降雨データや災害データをもとに適宜見直される。 | | |
| | | | | スネークラインの活 用方法 | 土砂災害の雨量指数には、大雨注意報発表基準と大雨警報発表基準が設定されており、雨量指数が大雨注意報発表基準を超えると大雨注意報が発表され、大雨警報発表基準を超えると大雨警報が発表される。気象庁からのスネークラインの動向および予測をもとに、大雨警報や土砂災害警戒情報の予測判断が可能となる。 | 【スネークライン】 縦軸に短期の降雨を表す指標の「60分間雨量」、横軸に長期の降雨を表す指標の「累加雨量指数」を設定し、雨の降り始めから現在、そして3時間後の予測までの土砂災害発生の危険度を折れ線グラフで表したものである。どちらが多くなっても地盤が緩み、土砂災害が発生しやすくなるという考え方に基づいている。この折れ線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれている。 | 【大雨警報発表基準(警報ポイント:KP)】 【大雨注意報発表基準(注意報ポイント:CP)】 大雨警報と注意報を判断する基準となる。浸水害を対象とする場合は流域雨量指数、土砂災害を対象とする場合は土壌雨量指数に設けられた基準点。 | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------------|----------------------|---|--------------------------------|---|--|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| c-7 | 土砂災害の事例に学ぶ(演習) | 3 | 土砂災害における警報と避難にスネークラインの活用 | スネークラインからの危機的状況の判断 | スネークラインは、実況データと同時に気象庁が3時間先の予測データを行っている。当該地域の大雨警報発表基準に達する見込みがある場合は直ちに避難準備・高齢者等避難開始を発令し、土砂災害発生危険基準線にスネークラインが到達する前に避難勧告するのが基本となる。また、夜間から明け方にかけて大雨警報が継続する可能性や夜間に大雨注意報が大雨警報に切り替わる可能性がある場合は、夕方の段階で早めに避難勧告や避難準備・高齢者等避難開始を発令すべきである。 | | | |
| c-8 | 避難場所・避難所の認定 | 1 | 避難場所・避難所の種類と内容 | 指定緊急避難場所と指定避難所の種類、考え方、基準、指定する者 | 市町村長は、災害の危険から命を守るために避難する場所として災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定する(災害対策基本法第49条の4)。 | 【指定緊急避難場所】 指定緊急避難場所は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、その危険から緊急に逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定したもの。(内閣府・指定緊急避難場所等指定基準(案)) | | |
| | | | | | 市町村長は、災害により住宅を失った場合等において避難生活をする場所として「指定避難所」を指定する(災害対策基本法第49条の7)。 | 【指定避難所】 指定避難所は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設であり、規模条件・構造条件・立地条件・交通条件について一定の基準を満たす必要がある。(内閣府・指定緊急避難場所等指定基準(案)) | | |
| | | 2 | 避難場所・避難所の認定の方法 | 避難場所・避難所の認定の方法 | 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を緊急時の避難所としてあらかじめ指定する。 | | | |
| 3 | 風水害で被災した避難所の事例 | 風水害で被災した避難所の事例、課題と対策 | 指定避難所であっても、結果として浸水したという過去の水害事例もある。風水害の場合、第一として避難場所・避難所の水害リスクに対する脆弱性を把握することが重要である。また、降雨状況・浸水状況を見越して、各避難場所・避難所のリスクを把握し、必要に応じて、開設しないという判断も重要である。 | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----------|--|----|--------------------------------|---------------------------|--|---|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| c-9 | 避難場所・避難所の 適否判断（演習） | 1 | 避難場所・避難所の適否判断の基本的な考え方 | 避難場所・避難所の適不適判定の基本的な考え方、手順 | 避難所及び避難施設等の設定に当たっては、避難経路・避難場所の状況を確認し、避難場所の建築物の構造等の調査を実施する。土砂災害に対する安全性及び災害時要援護者の円滑な避難などの観点にも十分配慮することが必要である。 | | | |
| | | 2 | 避難場所・避難所の適否判断を適切に行うためのポイント | 事前／事後に（実施者が）判断すべき事項 | 住民の人数と避難範囲の面積を考慮し、指定避難所は十分に収容できる施設を選定する。また、備蓄品の確保や大規模災害を想定して物資郵送等を考慮し、事前に協定企業に災害時おける対応を十分に話し合う。 | | | |
| | | | | | 災害の規模により短期になるのか長期になるのか早期に判断し、状況に合わせて応援要請の規模を設定し、避難所内では明確な共通ルールを設ける。 | | | |
| | | | | 適否判断に必要な情報の項目 | 地震・津波・河川の氾濫等の水害、豪雨に伴う土砂災害では、それぞれの指定避難所の立地条件を考慮して、それぞれの災害ごとに、適否判断をすることが必要である。 | 【適否判断】 各々の避難場所・避難所に対して、どのようなハザード条件下において解説すべきかを判断するプロセスである。すべてのハザードに対して、すべての避難場所・避難所を開設することは、逆に人の安全確保につながる可能性のあることを認識し、判断すべき条件を整理することが重要である。 | | |
| 各種情報の入手方法 | 国土交通省から提供されているハザードマップポータルサイトには、洪水浸水想定区域、津波浸水想定、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等が掲示されている。これらのハザードマップを活用すれば、災害ごとの避難場所・避難所の参考となる。 | | | | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|-----------------------|----|--------------------------------|---------------------------|--|--|-----------|---------|
| | | | | | 基本概念 (知識) | 基本用語 | 基本概念 (態度) | 応用 (技能) |
| c-9 | 避難場所・避難所の 適否判断(演習) | 3 | 過去災害を事例とした 避難所の適否判断 | 避難所点検手順書 による適否判断 | <p>誰もが一律に避難所の適否判断を実施できるよう「避難所点検手順書」がある。避難所の属性や立地状況、ハザードリスクの状況などは「静的情報」と呼ばれ、事前より把握可能な情報である。一方で、気象や河川推移、土壌雨量指数、警報発令等の時間とともに変化する情報は「動的情報」と呼ばれ、その時にならなければ把握できない情報である。事前より静的情報を整備し、リスクが高まるにつれて動的情報をあわせることで、適切かつ迅速な避難所の適否判断が可能となる。</p> | <p>【避難所点検手順書】 各々の避難所に対して、開設判断に必要な情報を、手順を追って整備するためのツールである。事前準備として収集可能な情報である静的情報と、リスクが高まった際に、その状況に応じて収集する情報である動的情報の2種類から構成される。情報種別と情報源を明確化することで、誰もが一律に開設の適否判断が実施できる仕掛けとなっている。</p> | | |
| | | | | 過去の水害の実測データに基づく避難所の適否判断演習 | <p>1つの避難所を事例として、その避難所の属性情報や立地条件、ハザードリスク状況を調査し、手順書に従って静的情報を整備する。情報の不足、情報が散在することで収集が困難であり、災害発生時の避難所開設の適否に必要な情報を一元的に管理し、容易に収集できるよう環境整備することが重要である。動的情報に対しても、情報源を事前に同定しておき、情報入手ルートの確立・共有が重要となる。</p> | <p>【静的情報】 時間変化や災害発生の有無にかかわらず、情報の種類・質・量に変化のない情報を「静的情報」という。これらは、定期的な見直しは必要であるが、事前から収集可能な情報である。そのため、災害発生時に収集する時間コストを減らすことで、迅速な対応が期待できる。</p> | | |
| | | | | | <p>【動的情報】 時間変化や災害発生にともなって変化する情報を「動的情報」という。その情報内容は事前から収集することはできず、事後においてのみ収集可能となる。事前から収集すべき情報の種類・項目、情報入手元を整理しておき、事後において情報源から確実に情報収集を進めることで、災害発生時の状況認識の統一を確実に実現し、対応の質を向上させることができる。</p> | | | |

第6階層の「具体的な内容」(④応急活動・資源管理)

資料1-4

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|------------|-----------------|----|--------------------------------|---------------------------------------|---|---|--|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| d-1 i-1 | 応急活動・資源管理 総論 | 1 | 応急活動の流れと業務の概要 | 応急期の活動全体の概略 | 生命及び身体の安全を守るために最優先に、迅速かつ適切な救助・救援活動・医療活動・消防活動を、国の支援部隊とも連携して行う。またそれら資源の投入のため、交通規制や応急復旧等による道路の確保や、通信網などの応急復旧を行う。さらに、2次災害予防のため、必要に応じて住民の避難や二次災害防止対策などを行う。 | 【緊急消防援助隊】 【警察災害派遣隊】 【災害派遣】 【緊急輸送ルート】 | | |
| | | | | 初動期の重要な活動(人命救助活動: 捜索、レスキュー等)の内容と流れ | 災害対策本部の体制を整え、救助に必要な災害情報の収集を行い、必要に応じて広域応援の要請を行う。また、応援部隊の応急活動が効果的に実施できるよう現地の資源(活動拠点、調整所のスペースなど)を確保し提供する。 | | | |
| | | 2 | ロジスティクスの考え方 | システムとしてのロジスティクスの考え方 | 需要に対して調達、供給、物流等の活動を同期させるためのマネジメントシステム。顧客満足度の充足、無駄な在庫の削減や移動の極小化、業務負担の低減等を実現することにより、事業者の競争力を強化する。 | 【Logistics: ロジスティクス】 | | |
| | | | | ロジスティクスの構成要素 | 調達・生産、供給・販売、物流、情報管理などを含む。 | | | |
| | | | | 災害応急対策におけるロジスティクスの視点の重要性 | 被災地ニーズを的確に把握し、調達から資源管理、被災者への提供までを一貫したシステムとして捉え、全体最適化を図ることが重要である。 | | 「調達だけ」「物流だけ」あるいは「市役所に運ぶまで」など縦割りにならうように、全体最適化を図る姿勢が重要である。 | |
| | | 3 | 初動期の人命救助に係る活動と求められる資源管理 | 人命救助活動等に求められるロジスティクスシステム | 人命救出の現場のニーズに適した必要な資源(部隊、機材等)が提供されるよう、情報や資源(活動拠点、インフラ等)を整える。 | | | |
| | | | | 必要となる資源(応援部隊、道路・活動拠点ネットワーク、情報等)と確保・連携 | 大規模災害の場合、人命救助活動の実施のために、道路・活動拠点などの交通ネットワークを確保し、進出した各実働省庁の部隊が、活動に必要な情報を共有しながら連携して効果的な活動を行うことが必要である。 | | | |
| | | | | ロジスティクス構築・運営において被災地地方公共団体に求められる役割 | どのような救助活動(規模、機材等)が必要なのか判断に資する現地情報の収集と応援機関への提供、また、活動を円滑行うために必要となる地域インフラに関する情報の提供(道路情報等)や、資源(活動拠点、現地調整所スペースなど)の提供、割り当てなどが求められる。 | | 応援部隊が効果的に活動できるよう、被災自治体から能動的に情報や資源を提供する意識が重要である。 | |
| | | 4 | 被災者の生活支援に係る活動と求められる資源管理 | 被災者の生活支援活動等に求められるロジスティクスシステムの概略 | 被災者のニーズに応じた必要な資源(食料、日用品、医療サービス等)が提供されるよう、被災地ニーズ情報の収集分析し、必要となる調達ルート、在庫管理、物流体制等を整えることが求められる。 | | | |
| | | | | 必要となる資源(民間企業、物資拠点、物資、情報)と確保・連携 | 有用な資源(商品、物流拠点・機材、ノウハウ等)を有する民間事業者・団体との連携して、ロジスティクス体制を構築することが必須である。 | | 行政機関のみで取り組むのではなく、民間事業者と効果的に連携するための工夫・取り組みに努める。 | |

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | | |
|--|---|----|-------------------------------------|----------------------------------|--|---|----------|--------|--|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) | |
| | | | | ロジスティクス構築・運営において被災地方公共団体に求められる役割 | 多様な民間事業者・団体との連携体制の構築や、情報共有の円滑化などに向けた取り組みを、地方行政機関が率先して取り組むことが求められる。 | | | | |
| d-2 | 緊急消防援助隊と自衛隊の災害派遣 | 1 | 緊急消防援助隊の活動の概要 | 緊急消防援助隊の概要 | 緊急消防援助隊の目的は、地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保することにある。 | 【緊急消防援助隊】 | | | |
| | | | | | 緊急消防援助隊は、総理大臣が、構成及び設備の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、その計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録する。大規模・特殊災害発生時には消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動する。 | | | | |
| | | 2 | 自衛隊の災害派遣における任務の概要 | 自衛隊の災害派遣任務の位置付け及び災害派遣任務の概要 | 自衛隊の災害派遣には、以下の3原則があり、公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要がある場合の「公共性」、差し迫った必要性がある「緊急性」、自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がない「非代替性」、この3原則にしたがって災害派遣を発動する。 | 【災害派遣】 | | | |
| | | | | 派遣に関わる事務の手順・内容 | 自衛隊の災害派遣の手順としては、要請権者からの要請に基づくのが原則。その要請権者は、都道府県知事・海上保安庁長官・管区海上保安本部長・空港事務所長である。しかしながら状況により、大臣命令による災害派遣、要請を予期した部隊長等の判断による自主派遣や近傍派遣を実施する場合もある。 | | | | |
| | | | | 自衛隊の大規模震災等対処計画の内容 | 首都圏直下型地震など大規模災害については対処計画を策定されている。防衛・警備上不可欠な部隊を整理し、それらを除く最大勢力の部隊を集中させ、統合任務部隊(JTF)を組織し、陸海空部隊を統合運用することなどを記載している。また、予備自衛官等の招集、米軍との連携についても計画している。 | 【JTF】 Joint Task Force: 統合任務部隊、陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊のうち、2つ以上のものを単一の司令部の指揮下に置いて統合運用を行う部隊のこと。 | | | |
| | | 3 | 災害対応に関する緊急消防援助隊および自衛隊と地方公共団体との連携の取組 | 平常時の取組み | 全国を6ブロックに分け、各ブロックで都道府県、市町村の合同訓練を行っている。また、情報共有円滑化のため、中部地区の自衛隊、警察、海上保安庁が、位置情報の共通言語としてUTMグリッドを使用することを決定し、順次使用の拡張を進めている。 | 【UTMグリッド】 UTMは、ユニバーサル横メルカトル: Universal Transverse Mercatorの略称で、この図法によって、平面に投影した地域に経度・緯度でグリッド線を引き表した地図。 | | | |
| 緊急消防援助隊と地方公共団体が円滑に連携するための留意点(防災部署から緊急消防援助隊等に人命救助活動・消火活動のために提供すべき情報内容等) | 緊急消防援助隊が効果的に活動できるよう、被災地方公共団体として資源の提供が必要である。救助活動で必要となる機材や部隊の種類、規模などの判断に資する情報や、本部での調整活動スペース、関連施設(部隊の活動拠点、宿泊施設)の提供などが求められる。 | | | | | | | | |
| 自衛隊と地方公共団体が円滑に連携するための留意点(地方公共団体から自衛隊に提供すべき情報内容等) | 自衛隊が効果的に活動できるよう、被災地方公共団体として資源の提供が必要である。救助活動で必要となる機材や部隊の種類、規模などの判断に資する情報や、本部での調整活動スペース、関連施設(部隊の活動拠点、宿泊施設)を提供できる場所を確保する必要がある。 | | | | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|------------------|----|----------------------------------|---|--|------------------------------------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| i-2 | 地方公共団体間の 相互応援 | 1 | 応急活動の実施にあ たっての行政職員の確 保の重要性 | 災害発生時の業務 量 | 災害対策基本法第62条で規定されているように、発災時に最前線において、多種多様な応急措置対応が求められるのは市町村となる。都道府県よりも、むしろ策定率が低い市町村においてBCPの事前策定が必要となる。行政改革で人員が大きく削減された市町村においては、人手が必ず足りなくなるので、応急対策業務は、できるだけ外部応援を活用する。 | 【業務継続計画(BCP)】 【業務継続マネジメント(BCM)】 | | |
| | | | | 応援業務の種類と 内容 | 被災自治体では災害発生後、急激に増加する「応急業務」と、「継続べき通常業務」を優先的に実施することが求められる。これら業務を実施できるよう、応援を受けることが重要である。 | | | |
| | | 2 | 行政機関の間で行わ れる応援受援の仕組 み | 応援職員等の要請・ 受入の方法 | 応援職員の要請については、市町村長が応援協定等に基づき、協定市町村に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。ただし、そのいとまがないときは、口頭又は電話等により要請を行うとともに、要請した旨を知事に報告する。 | | | |
| | | | | 全国知事会による広 域応援・調整 | 被災県が、広域応援を要請する場合は、全国知事会、または自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載文書を提出する。ただし、いとまのない場合は、電話または、ファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行うことが全国知事会で定められている。 | | | |
| | | 3 | 行政機関の応援受援 を円滑に行うための留 意点 | 平時からの取組(受 援計画の整備等)の 内容 | 受援計画を策定するとともに、関係機関で定期的な協議、合同訓練の実施等、連携を強化し、平時から協定先と「顔の見える関係」を構築・継続することが重要である。 | | | |
| | | | | 自治体間の応援受 援(人的)を円滑に 行うための応援側の 留意点(自己完結型 等) | 応援団体においては、支援する担当団体を固定するカウンターパート方式の採用や応援目的に即した情報収集等、被災地側の職員の負担の少ないように留意する必要がある。 | 【カウンターパート方式】 【対口支援】 | | |
| | | | | 自治体間の応援受 援(人的)を円滑に 行うための受援側の 留意点(職場環境の 整備等) | 応援職員への窓口・担当者を設置するとともに、生活環境やメンタル面への配慮も重要である。 | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | | | |
|-----|------------|-----|--|----------------------------|---|--|--|--------|--|--|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) | | |
| i-3 | 活動拠点・環境の確保 | 1 | 災害発生時において、 応急活動を行うために 求められる空間確保 (道路網、活動拠点等) | 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定 | 緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、通行を確保すべき道路を定め、発災後、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧を都道府県警察による交通規制(緊急交通路の指定等)のオペレーションを一体的かつ効率的に実施できるように策定する。 | 【緊急輸送道路【緊急輸送ルート】 | | | | |
| | | | | 応急活動を行う活動拠点の整備(進出拠点、物資拠点等) | 救助活動拠点は、各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきである。 進出拠点は、広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するものである。 広域物資輸送拠点は、国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するものである。 | 【広域進出拠点】 【進出拠点】 【救助活動拠点】 【広域物資輸送拠点】 | | | | |
| | | | | 活動拠点の運用上のポイント | 平時では、フラットな競技用スペースと芝生広場を提供し、スポーツ施設を備えた都市公園と防災人材育成施設とする。非常時には、応援部隊等が駐屯できる平坦な広場空間を提供し、県全域をカバーする広域防災拠点を旨とする。 | | | | | |
| | | | | 2 | 災害発生時において、 応急活動を行うために 求められるサービスの 確保(通信等) | 通信サービス等の確保(通信、電力、トイレ・休憩室等) 通信サービス等の運用上のポイント | 重要施設においては、災害時に通信サービスが維持されるように平常時からの備えが重要。例えば、固定電話や電波改善用の携帯用構内アンテナなど、災害時においても断線しない給電の配慮が必要である。 衛星携帯電話を使用するには、機種により操作性が異なったり、通話に遅延が生じたりするので、災害発生時に円滑に使用するには、事前に十分な訓練が必要である。 | | | |
| | | i-5 | 救援物資の調達 | 1 | 救援物資の民間企業・ 団体からの調達の実態 | 被災行政機関と民間企業・広域行政等の連携した物資提供および調達業務の流れ | 被災自治体からは、協定先企業などへ、必要とする物資の数量等とともに、用途なども伝え、ニーズに沿った品目が調達できるように留意する。 | | | |
| | | | | | | 民間企業・広域行政等における要請受け入れから提供の業務の流れ | 要請に対して物資を提供する民間企業・広域行政等では、被災地における物流等の負荷を軽減するように、物資を輸送することが望まれる。 | | | |
| | | | | 2 | 救援物資を民間企業・ 団体から円滑に調達する ための留意点 | 災害種別や時間推移等によるニーズの違い | 特に食料については少品種の多数から多品種の少数に勤め、避難所では避難者が主体となって運営した方が、時間推移のニーズの違いに対応しやすい。 | | | |
| | | | | | | 民間との連携における留意点(窓口の一本化、小口物資の扱い等) | 情報錯そうを避けるため、相互の連絡窓口を明確化し、情報交換様式・物資品目などを標準化することが望まれる。 | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|-----------|----|--|--|---|---|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| | | | | 事前の備蓄の重要性 | 発災後の物資調達のみならず、物資輸送ルートの寸断も想定し、物資を家庭や地域、行政などで平時から備蓄しておくことも重要である。 | | | |
| i-5 | 救援物資の調達 | 3 | 救援物資を民間企業・団体から円滑に調達するための備え | 協定の締結状況、必要性、内容 | 災害時に民間事業者・団体等からの協力を円滑に得られるよう、手順や支援内容、費用負担等を想定した応援協定するとともに、訓練等を通じて顔の見える関係を築くことが重要である。 | | | |
| i-6 | 救援物資の輸配送 | 1 | 救援物資の輸配送の実態 | 被災行政機関と民間企業・広域行政等の連携した輸配送業務の流れ | 被災自治体は、協定先民間事業者・団体へ、輸配送を要請する物資物資の品目・数量等を明記し、輸配送を行うために必要となる発着地や荷姿の情報も明確に伝達する。 | | | |
| | | | | 民間企業・団体による輸配送への対応、業務の流れ | 物流事業者・団体では、協定の締結に基づき、輸送の必要な物資の重量・容量から適切な車種台数を手配する。 | | | |
| | | | | 輸配送モード(陸路・海路・空路)の概要 | 物資輸送の大半は陸路のトラック輸送で行われる。陸路に支障のある場合、孤立集落などへの輸送に空路は有効であるが、積載能力は低い。いっぽう、海路は重量の重い物資の運搬には有用である。 | | | |
| | | 2 | 救援物資の輸配送を民間企業・団体と連携して行う際の留意点 | 物資種別と時間推移等による輸配送の形態の違い | 発災直後には備蓄物資の提供が行われ、被災地での商流が滞っている場合には被災地外からのプッシュ型支援が行われる。時間経過とともに、協定先企業からのプル型支援が主流となる。 | 【プッシュ型支援】 国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。 【プル型支援】 被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを把握し、支援物資を輸送すること。 | | |
| | | | 適切な物資拠点の確保(求められるスペック、事前の候補先の選定、輸配送の体制) | 物流拠点を効率的に運用するためには、フォークリフトなどを利用できる耐荷重性能の高い施設が望ましく、事前より候補となる施設を選定しておくことが有効である。 | 【床荷重】 【荷姿】 | | | |
| | | 3 | 救援物資の輸配送を円滑に行うための事前の備え | 協定の締結状況、必要性、内容 | 災害時に民間事業者・団体等からの協力を円滑に得られるよう、手順や支援内容、費用負担等を想定した応援協定するとともに、訓練等を通じて顔の見える関係を築くことが重要である。 | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | | | |
|------------|---------------------|---|--------------------------------|----------------------------|---|---|-----------|---------|--|--|
| | | | | | 基本概念 (知識) | 基本用語 | 基本概念 (態度) | 応用 (技能) | | |
| d-3 i-7 | 警察災害派遣隊の活動と緊急輸送路の確保 | 1 | 警察の救助活動の概要 | 警察災害派遣隊の概要 | 警察災害派遣は、国内において大規模災害が発生、または正に発生しようとしている場合に、被災地で活動する部隊のことを指す。 | | | | | |
| | | 2 | 災害発生時の緊急輸送路の確保の実態 | 大規模災害時の交通規制の必要性と法的位置付け | 大規模災害時の交通規制は、人命救助・負傷者の救護等のための円滑な道路交通の確保をし、必要な車両等を迅速に被災地へ向かわせるのが目的である。 | | | | | |
| | | | | | 災害対策基本法第76条第1項では、「道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の道路における通行の禁止又は制限を行うことができる」としている。これに基づいて、道路の区間を指定して、災害対策車両以外の通行の禁止又は制限を行う交通規制を実施し、緊急交通路を確保する。 | | | | | |
| | | | | | 緊急交通路指定の活動の流れ | 災害が発生した場合、緊急交通路予定路線の選定を行う。その際、候補路線の損壊状況の確認(通行可能性の判断)し、速やかに緊急車両の通過に妨げとなる瓦礫や車両等を排除し(道路管理者が瓦礫、車両等を排除する)、緊急交通路指定を行い交通規制開始を開始する。 | | | | |
| | | | | 緊急通行車両及び規制除外車両の概要 | 緊急通行車両とは、行政機関等の保有車両、指定(地方)公共機関として指定された企業の車両(例としてNTT,東京ガス東京電力、日本通運等)、行政機関と災害時の協定の締結を行っている車両を指す。 | 【緊急通行車両】 大震災等の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止されるが、災害応急対策等に従事する車両等は所定の手続きを受けると標章が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行することができる。 | | | | |
| | | | | | 規制除外車両は、民間事業者等による活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認める車両である。 | | | | | |
| | | | | 標章交付事務の手続きの流れと内容及び事前届出の有効性 | 緊急交通路を指定した場合には、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を行うが、当該標章は緊急交通路を通行することができることを証明する「通行許可証」が必要となる。 | | | | | |
| | | 事前届出申請場所は、車両の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部である。 標章交付場所は、警察本部、警察署、交通検問所及び都道府県ではあるが、警察署で交付を受けることが原則である。 | | | | | | | | |
| | | 3 | 被災地における治安維持活動の概要 | 被災地で必要となる治安維持活動 | 社会秩序の維持のため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化や、避難所等の巡回などとともに、悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯等の発生予防が求められる。 | | | | | |
| | | | | 治安維持のために地方公共団体が求められること | 住民による避難所の自主運営(男女共同参画)や広報活動、警察と連携した地域の自主防犯組織等による見回り活動等による防犯活動も有効である。 | | | | | |

第6階層の「具体的な内容」(⑤被災者支援)

資料1-5

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------|----|--------------------------------|---------------------|--|-------------|---|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| e-1 | 被災者支援総論 | 1 | 被災者の状況 | 「被災者」の概念を知る | 被災者には、生命が被災した者、財産が被災した者、災害によって生活支障が出た者、災害によって恐怖心が出た者の4種類が考えられる。 | 【被災者】 | 被災者を狭い範囲でとらえず、市民全体と認識する | |
| | | | | 被災者の移動を学ぶ | 被災者は避難所に避難し、次に仮設住宅に移るだけではなく、テントや車中、避難所、血縁者宅、自宅、賃貸住宅、応急仮設住宅などに移動する。 | 【被災者の移動】 | 被災者がどのような移動を経ることを理解する | |
| | | | | 災害過程における人間行動 | 災害過程を人間行動から見ると、0災害発生、I 質検討、II 被災地社会の成立、III 災害ユートピア(ブルーシートの世界)、IV 現実への帰還、V 生活復興へ、という過程で理解することができる。 | 【災害過程】 | 対応者を含む被災者が災害が起こるとどのような過程を経るかを理解し、その理解の上で立った対応を可能とする | |
| | | 2 | 被災者被災者の全体像 | 被災者支援の全体像を知る | 被災者支援業務としては、0. 避難行動を支援する、1. 孤立状態解消を支援する、2. 避難生活を支援する、3. 帰宅困難に対応する、4. 広域避難に対応する、5. 仮住まい生活を支援する、という流れがある。 | 【被災者支援】 | 被災者支援の全体像を理解する | |
| | | | | | 被災者支援において果たすべき機能としては、1. 受け入れ/開始に対応する、2. 衣食住に対応する、3. 特殊事情に対応する、4. 医療・保健・福祉活動に対応する、5. 社会活動(職趣)に対応する、6. 解消に対応する、がある。 | 【被災者支援】 | 被災者支援の全体像を理解する | |
| | | | | 復旧・復興期の被災者の生活再建支援業務 | 生活再建支援業務は「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」を目的として実施される業務である。 | 【生活支援業務】 | 生活再建支援の必要性を知る | |
| | | | | | 「被災者台帳」が災害対策基本法に位置づけられ、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとして、生活再建支援業務に活用ができる。 | 【被災者台帳】 | 被災者台帳構築の必要性を知る | |
| | | 3 | 多様な主体による多様な支援の実態 | 多様な主体による支援の実態を知る | 被災地域における被災者の多様なニーズに対しては、自衛隊、警察、消防、消防団、民生・児童委員、ボランティアなど、専門性を持った多様な主体が連携して支援する。 | 【多様な主体】 | 多様な主体を知り、それらを「呼び込む」ことが行政の役割であることを知る | |
| | | | | | 避難行動要配慮者名簿を活用した避難支援・安否確認、福祉避難所の開設、避難所の要配慮者スペースの確保、食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮、衛生・巡回診療・保健、コミュニケーションへの配慮など、要配慮者の特性に応じた支援を実施する。 | 【多様な被災者の特性】 | 被災者の多様性を知る | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----------------|---|-----------------|--------------------------------|-------------------|---|--|-------------------------|------------------------------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| e-1 | 被災者支援総論 | 3 | 多様な主体による多様な支援の実態 | 特別なニーズを持った人の支援を学ぶ | 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」とし、市町村長は必要な対策を講じる必要がある。 | 【要配慮者】 | 要配慮者の持つ脆弱性を知る | |
| | | | | | 福祉避難所とは「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにおいては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること」と災害対策基本法で定められている。 | 【福祉避難所】 | 福祉避難所の概念を知る | |
| | | | | | 生活再建支援業務の全体像 | 災害時の被災者に対する生活再建支援の流れとして、1. 応急危険度判定、2. 建物被害認定調査・外観目視、3. 建物被害認定調査・内観目視、4. 建物被害認定調査結果のデータベース構築、5. リ災証明書発行、6. 被災者個人／世帯／地域の特定がある。 | 【生活再建支援業務】 | 生活再建支援業務の実現が避難生活解消につながることを知る |
| | | 4 | 生活再建支援業務 | 建物被害認定調査の実施 | 被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定することをいい、市町村により実施される。この認定結果に基づき、被災者の方々に「罹災証明書」が発行される。 | 【建物被害認定調査】 | 建物調査の概要を知る | |
| | | | | 建物被害認定調査結果のデータ化 | 被害認定結果のデータ化業務は、その後の支援展開に欠かせない作業である | 【調査結果のデータ化】 | 建物調査データ化の重要性を知る | |
| | | | | り災証明書の発行 | 罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されており、市町村長は、被災者から申請があったときはり災証明書を遅滞なく交付することが災害対策基本法で義務付けられている。 | 【罹災証明書】 | 罹災証明書の行政的な位置づけを知る | |
| | | | | 生活再建支援業務の管理 | 関係部署による情報共有による重複の排除、援護の漏れや二重支給等の防止、迅速な対応、被災者の負担軽減と的確な援護実施のため、被災者台帳の整備が求められる。 | 【生活再建支援業務】 | 被災者支援業務管理を台帳を用いて行うことを知る | |
| 生活再建支援業務のマネジメント | 被災者台帳をもとに「支援すべき対象」の全体を同定し、それぞれの生活再建支援過程を把握することで、いま必要なニーズを把握する。把握した内容を基にしえんのための「計画」を策定し、実施・評価・見直しの実施が可能になる。これらの過程を可視化することで、市町村ごと、県での認識を共有することが出来、一体的な支援が実現できる。 | 生活再建支援業務のマネジメント | | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | | |
|-----|------------------|----|--------------------------------|-------------------|---|----------------------|----------|--------|--|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） | |
| e-2 | 災害救助法と生活 再建支援 | 1 | 災害救助法の概要 | 誕生のきっかけ | 災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「雇災救助基金法」があったが、同法は①基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと、②支給基準が地域ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、昭和22年に「災害救助法」が制定された。 | 【雇災救助基金法】 【災害救助法】 | | | |
| | | | | 災害救助法の法的位置づけ | 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。 | 【災害対策基本法】 | | | |
| | | | | 救助法における各制度 | 災害救助法の適用により、救助の実施主体は市町村（基礎自治体）から都道府県に移り、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。市町村は費用負担はなく、都道府県はかかった費用の最大100分の50（残りは国が負担）となる。 | | | | |
| | | 2 | 災害救助法の各制度 | 各制度の対象となる災害 | | | | | |
| | | | | 各制度の対象となる都道府県・市町村 | | | | | |
| | | | | 各制度の適用基準 | 「災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（令第1条第1項第1号～3号）」または「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（令第1条第1項第4号）」に適用される。 | | | | |
| | | | | 各制度の法適用状況 | 平成26年には10件（うち2件が1号適用、8件が4号適用）、平成27年には6件（すべて4号適用）が災害救助法の適用となった。 | | | | |
| | | | | 各制度の法適用の判断 | 法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、迅速な法適用判断が可能なら4号基準による適用を積極的に進めるべきである。法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織（環境）づくりが重要である。 | | | | |
| | | 3 | 災害救助法の適用事例を学ぶ | 地震災害における適用事例 | | | | | |
| | | | | 水害における適用事例 | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | | |
|--------|---|-----|--------------------------------|----------------------|--|-------------------------------|--|-------------------|--|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） | |
| e-2 | 災害救助法と生活 再建支援 | 4 | 生活再建支援法の概要 | 誕生のきっかけ | 阪神淡路大震災で自助・共助の限界が認識され、被災者に対する必要最小限の公助の必要性から、被災者生活再建支援法が制定された。 | 【生活再建支援法】 | | | |
| | | | | 生活再建支援法の法的位置づけ | 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「被災者生活再建支援法」は、復旧・復興期における被災者への救済援助措置に対応する法律である。 | | | | |
| | | 5 | 生活再建支援法の各制度 | 各制度の対象となる災害 | 市町村で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した災害、都道府県で100世帯以上の全壊が発生した災害等が生活再建支援法の対象となる。 | 【全壊】 【半壊】 | | | |
| | | | | 各制度の対象となる都道府県・市町村 | 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村、100世帯以上の全壊が発生した都道府県等が対象となる。 | | | | |
| | | | | 各制度の適用基準 | 対象となる都道府県・市町村において①住宅が「全壊」した世帯、②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯が制度の対象となる。 | | | | |
| | | | | 各制度の法適用状況 | 年度別支給状況を示す。 | | | | |
| | | | | 各制度の法適用の判断 | | | | | |
| | | 6 | 生活再建支援金の事務手続き | 生活再建支援金の手続きの流れ | 支援金支給までの手続きは、①支援法適用（都道府県）、②都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示（都道府県）、③罹災証明書交付（市区町村）、④支援金支給申請（被災世帯）、⑤市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付、⑥被災世帯に支援金の支給（支援法人）、⑦支援法人から国に補助金申請、⑧国から支援法人に補助金交付、という流れとなる。 | 【生活再建支援金】 | | | |
| | | | | 被災から支援措置の活用までの手続きの流れ | | | | | |
| | | e-3 | 避難所のライフサイクル | 1 | 運営体制の確立（平時） | 避難所運営体制の確立 | 避難所運営体制の確立には、平時より部局横断の取り組みが肝要である。対策項目として、1. 災害対策本部・避難所支援班の確保、2. 各避難所で避難所運営委員会の設置、3. 災害対策本部と避難所の連絡体制の確立、各避難所は県職員の基本業務の確立、がある。 | 【避難所】 【災害対策本部】 | |
| 避難所の指定 | 被害想定に基づき、災害種別ごと安全な避難所を指定することが求められる。対策項目として、1. 災害想定を考慮しての避難所の確保、2. 福祉避難所／スペースの確保、3. 機能別避難所の検討、4. 指定避難所以外の避難所の対策実施、5. 避難所として確保すべき備蓄の実施、がある。 | | | | | 【被害想定】 【福祉避難所】 【機能別避難所】 | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|-------------|----|--------------------------------|----------------|--|--|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| e-3 | 避難所のライフサイクル | 1 | 運営体制の確立（平時） | 初動の具体的な事前想定 | 避難所業務には事前の備えが絶対的に不可欠である。対策項目として、1. 避難所における二次災害の可能性の確認、2. 必要な書式等の作成、3. 避難所運営マニュアルの作成、4. 避難所運営マニュアルを用いた訓練の実施、5. 発災直後にプッシュ型で避難所に物資を届ける体制づくり、6. 災害用トイレの確保・管理計画の作成、7. 汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段の確保、がある。 | 【二次被害】 【避難所運営マニュアル】 【プッシュ型】 【災害用トイレ】 【携帯トイレ】 | | |
| | | | | 受援体制の確立 | 地域と多様な主体が連携する避難所運営を想定する必要がある。対策項目として、1. 人的資源の受援体制の確立、2. 必要な組織との協定の検討、3. ボランティア受け入れ態勢の確立、4. 医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制の検討、がある。 | 【災害ボランティア】 | | |
| | | | | 帰宅困難者・在宅避難者対策 | 避難者は避難所の外にも存在する。対策項目として、1. 人的資源の受援体制の確立、2. 必要な組織との協定の検討、3. ボランティア受け入れ体制の確立、4. 医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制の検討、がある。 | | | |
| | | 2 | 避難所の運営（発災後）の基幹業務 | 避難所の運営サイクルを確立 | 実働訓練で避難所の運営を経験しておくことが有効である。対策項目として、1. 災害対策本部・避難所支援班において避難所の運営管理の実施、2. 避難所の被害状況確認の実施、3. 避難所運営会議の実施、4. 避難所の運営ルールの確立、5. 避難所運営の実施手順の確立、がある。 | | | |
| | | | | 情報の取得、管理、共有 | 避難者への情報提供に努める。対策項目として、1. 情報取得手段の確保、2. 外部向けの広報活動の実施、3. 内部向けの情報共有の実施、4. 内部向けの情報共有手段の確保、5. 外部向けの広報手段の確保、がある。 | | | |
| | | | | 食料・物資管理 | プッシュ型から要請型へ、物資の確保は重要業務である。対策項目として、1. 物資の受け入れ体制の整備、2. 食料等の確保の実施、がある。 | 【プッシュ型】 【要請型】 | | |
| | | 3 | 避難所の運営（発災後）のよりよい環境 | 寝床の改善 | 継続的な避難所には、簡易ベッドの確保を目指す。 | 【簡易ベッド】 | | |
| | | | | 衣類 | 自立して衣類を確保できる環境を目指す。 | | | |
| | | | | 入浴 | 入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があり、入浴対策の検討が必要である。 | | | |
| | | 4 | ニーズへの対応（1）要配慮 | 配慮が必要な方への対応 | 脆弱性の高い人々への配慮を欠かさない。対策項目として、1. 配慮が必要な方への対応の検討、2. 避難者の滞在可能性の検討の実施、3. ボランティアニーズの把握の実施がある。 | 【要配慮者】 | | |
| | | | | 女性・子供への配慮 | 女性や子供の視点から避難所を考える必要がある。対策項目として、1. 女性における衛生面・保安面の配慮の実施、2. 女性の活躍環境の確保がある。 | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|-------------------|----|--------------------------------|-----------------|---|-----------------------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| e-5 | 避難所のライフサイクル | 5 | ニーズへの対応（2）安全安心 | 防犯対策 | 災害後の治安悪化の傾向の把握に務め、避難所・地域の防災対策の実施が求められる。 | | | |
| | | | | 安全安心：ペットへの対応 | ペット同伴避難のルール作りを検討することが求められる。 | | | |
| | | 6 | 避難所の解消 | 避難所の解消に向けて | 被災者の仮住まいへの移行を推進する。対策項目として、1. 避難所生活が長期化した場合の対応の実施、2. 避難所の解消に向けた話し合いの実施、がある。 | | | |
| e-4 | 災害時要配慮者のための避難生活支援 | 1 | 福祉避難所の確保 | 対象者の把握 | 市町村は、福祉避難所の指定、整備数を検討するため、対象となる者の概数を把握する。 | 【要配慮者】 | | |
| | | | | 福祉避難所の指定 | 市町村は、①支援者（専門職）の確保を可能とする施設、②要配慮者の処遇に支障をきたさない、③物資、機材の確保が図られる、の観点から福祉避難所として利用可能な施設を洗い出し、指定を行う。 | 【福祉避難所】 | | |
| | | | | 福祉避難所の整備 | 福祉避難所として指定する施設との間で協定の締結、広域対応の想定と協力関係の構築が求められる。 | | | |
| | | | | 資機材の整備 | 福祉避難所の物資、器材の確保が必要であり、調達先リストの作成と協定の締結が求められる。 | | | |
| | | | | 支援体制の確立 | 市町村は要配慮者の避難生活を支援するため専門的人材の確保について要請先リストを整備するとともに、関係団体、事業所と協定を締結するなど、人的支援を得られるよう連携を図る。 | | | |
| | | 2 | 多様な避難先での支援を学ぶ | 在宅避難者に必要な支援 | 在宅での生活継続が困難となった要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイで対応する必要がある。 | 【緊急入所】 【緊急ショートステイ】 | | |
| | | | | 旅館・ホテルにおける避難生活 | 宿泊施設は、宿泊機能は確保されているが、必ずしもバリアフリーにはなっておらず、人材の確保、派遣対策が必要である。 | 【バリアフリー】 | | |
| | | 3 | 要配慮者対応体制の確立 | 医療・保健・福祉分野による支援 | 災害時、福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるようあらかじめ福祉避難所担当職員を指名したり、担当課・係を定めるなどの体制整備を図る。 | | | |
| | | | | 防災分野との連携 | 災害時の要配慮者支援においては、平時からの保険・医療・福祉関係部局・機関及び防災関係部局・機関の連携が重要である。 | | | |
| | | | | ボランティアとの連携 | 福祉専門職ボランティアと連携し、活動支援することが行政には求められる。 | 【福祉ボランティア】 | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | | |
|-----|------------|----|--------------------------------|-------------------|--|---|----------|--------|--|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） | |
| e-6 | 避難所運営の実際 | 1 | 避難所のライフサイクルの事例 | 避難所のライフサイクル | 避難所のライフサイクルは、1. 運営体制の確立（平時）、2. 避難所の運営（発災後）の基幹業務、3. 避難所の運営（発災後）のよりよい環境、4. ニーズへの対応（1）要配慮、5. ニーズへの対応（2）安全安心、6. 避難所の解消となる。 | | | | |
| | | 2 | 災害時要配慮者のための避難生活支援の事例 | 災害時要配慮者のための避難生活支援 | 要配慮者のための避難生活支援の事例を紹介する。 | | | | |
| | | 3 | 多様な主体による被災者支援の事例 | 多様な主体による被災者支援 | 自衛隊、警察、消防・消防団等による支援、民生委員等の地域からの支援の様子の事例を紹介する。 | 【自衛隊】 【警察】 【消防】 【消防団】 【民生委員】 | | | |
| | | 4 | 被災者支援の個別課題の事例 | 被災者支援の個別課題 | 被災者支援の個別課題の事例を紹介する。 | | | | |
| e-7 | 医療による被災者支援 | 1 | 医療対策の仕組み | | 阪神淡路大震災を契機に、広域災害医療情報システムEMISによる情報管理、災害拠点病院の指定、DMATの活動、ヘリ搬送・広域医療搬送という災害医療対策が構築された。 | 【EMIS】 【災害拠点病院】 【DMAT】 【ドクターヘリ】 【広域医療搬送】 | | | |
| | | | 医療による被災者支援の必要性 | 医療支援の必要性 | 災害時においては、迅速な救命医療の提供、その後避難所等における診療活動、被災しても医療提供を引き続き維持し被災地での医療の提供、NBCテロ等特殊な災害における医療の提供という医療支援が必要となる。 | | | | |
| | | | 過去の災害における医療支援の課題 | | 阪神淡路大震災では現場の情報の途絶、被災地域内で標準レベルの医療の実施、発災直後に被災地へ医療者が赴いての医療活動、航空機による患者搬送の早期実施が課題となった。 | | | | |
| | | 2 | DMAT誕生の背景 | | DMAT活動要領 | DMATの活動要領として、①震度6弱の地震または死者数2～50人または傷病者数20人以上が見込まれる場合は管内DMAT、②震度6強の地震または死者数50～100人が見込まれる場合は管内DMATに加え隣接都道府県及び被災地が属するブロック都道府県DMAT、③震度7の地震または死者数100人以上が見込まれる場合は管内DMAT、隣接都道府県及び被災地所属ブロック都道府県DMATに加え、被災地ブロックに隣接するブロックDMAT、④東海地震、南海・東南海地震、首都直下地震の場合は管内DMATと全国DMATとなっている。 | | | |
| | | | DMATによる被災者支援 | | DMATによる被災者支援の活動内容 | DMATの基本的活動内容は、1. 災害現場へ出動しての患者の救命、2. 関係機関との調整、3. 被災地の病院支援、4. 広域医療搬送、がある。 | | | |
| | | | | | | | | | |

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | | |
|--------------------|---|-----|--------------------------------|----------------|--|---|--|--------|--|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) | |
| e-7 | 医療による被災者支援 | 2 | DMATIによる被災者支援 | ドクターヘリの活用 | 東日本大震災ではドクターヘリが計16機出動し、140名以上の患者搬送を実施した。熊本地震では70～75人の患者搬送を行った。 | | | | |
| | | | | 活動の実際(事例) | 東日本大震災、熊本地震での活動の実際の紹介を行う。 | | | | |
| | | 3 | 医療チームの活動 | 医療チームの体制 | 災害発生後、救護所、避難所に医師・看護師等により編成された医療救護班などの医療チームを派遣する。 | | | | |
| | | | | 救護所における活動 | 救護所は急性期には主として被災者の傷害の程度に基づく治療の選択(トリアージ)や搬送前の応急処置、軽傷者の治療を行う。避難生活が長期化してくると慢性疾患治療や被災者の健康管理を中心にした医療救護活動を行うとともに、復旧する医療機関への引継ぎを行う。 | | | | |
| | | | | 避難所における活動(巡回) | 医療救護班は救護所に常駐するとともに、避難所を巡回しての医療を行う。 | | | | |
| | | 4 | 医療支援のサイクル | 急性期からの移行の課題 | 急性期はDMATが活動し、亜急性期・慢性期になると日赤医療救護班や医療救護班(JMAT)が活動を行い、その調整は統括DMATから災害医療コーディネーターに移ってゆく。フェーズが進むと診療専門領域が必要となり、DVT対策チーム、熱中症対策、心のケアチーム、DPAT、DHEAT等の専門チームの活動が求められる。 | 【JMAT】 【災害医療コーディネーター】 【DPAT】 【DHEAT】 【心のケア】 | | | |
| | | | | 心のケア対策 | 心のケアのための要員は、災害によるストレスを受けた被災者に対して、傾聴などを通じてストレスの軽減を図るとともに、継続したケアが必要と判断される場合には、地域の保健士などと連携して専門医等につないでいくことも求められる。 | | | | |
| | | e-8 | 多様な主体による被災者支援／被災者支援の個別課題 | 1 | 多様な主体による支援を学ぶ | 自衛隊による被災者支援の概要 | 自衛隊は人命救助、捜索活動と並行して、給水支援、入浴支援、炊き出し等の生活支援を行っている。 | | |
| 警察による被災者支援の概要 | 災害警備活動として、救助活動、被災者の避難誘導、交通規制・交通整理の他、各種相談活動や、犯罪予防・取り締まり活動として避難所パトロールや避難所での防犯指導等を行っている。 | | | | | | | | |
| 消防・消防団による被災者支援の概要 | 消防機関は火災への消火活動、人命救助及び救急搬送の他、転院が必要になった入院患者の搬送や避難所内で発生した傷病者等の救急搬送等を実施する。 | | | | | | | | |
| 民生・児童委員による被災者支援の概要 | 民生・児童委員は要援護者支援活動として、発災時には要援護者の安否確認等、避難所設置期には避難生活を続ける要援護者支援等、仮設住宅移行期には仮設住宅で生活を行う要援護者の安否確認や孤立防止、発災前コミュニティ維持のための活動に取り組む。 | | | | | | | | |

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|--------------------------|----|--------------------------------|------------------|--|-------------------------------------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| e-8 | 多様な主体による被災者支援/被災者支援の個別課題 | 2 | 避難場所での孤立 | 孤立解消 | 障害者やその支援者等が情報不足や周囲への気遣い等により避難場所で孤立してしまうことがある。要配慮者の早期把握と、福祉避難所への避難等の対応により、孤立を解消する対応が望まれる。 | | | |
| | | 3 | 遺体処理 | 遺体処理の実態 | 遺体処理は、1. 行方不明者の捜索、2. 現場から安置場までの搬送、3. 遺体安置、4. 検視及び身元確認、(仮埋葬、遺体の引き渡し、改葬)、5. 火葬場までの搬送、6. 火葬、7. 埋葬、という流れとなる。関係機関との連携強化、資機材の確保、遺体処理のトラウマ対策、遺体処理の組織マネジメントが課題となる。 | 【遺体処理】 【検視】 【身元確認】 【災害関連死】 | | |
| | | 4 | 帰宅困難者 | 通勤・通学者や観光客への対応 | 帰宅困難者に対しては、一斉帰宅抑制の推進、安否確認と情報提供のための体制整備、一時滞在施設の確保、代替輸送手段の確保等による帰宅支援等の対応が求められる。 | | | |
| | | 5 | 広域避難者 | 行政界を超えた避難者への対応 | 被災地の避難所不足、ライフライン不全、医療福祉等を背景に、広域避難が行われる。広域避難の形態としては集団避難と自主避難がある。広域避難者の個人情報収集と、広域避難者への情報提供、被災自治体との情報共有が課題となる。 | 【広域避難】 【自主避難】 【集団避難】 | | |
| | | | | | 望まれる広域避難者支援の仕組みとして、①全国どこにいても所在が確認できる、②避難者と出身自治体を情報で結びつけることが可能、③生活再建支援等の行政手続きがどこにいても可能となる、④支援の履歴や進行状況の把握が可能、⑤全体像を把握でき必要な施策の検討が可能であることが挙げられる。 | | | |
| e-9 | 生活再建支援業務 | 1 | 生活再建支援業務の全体像 | 生活再建支援業務の意味と位置づけ | 阪神大震災の復興において、社会基盤の復旧のための経済の活性化・中小企業対策・住宅再建・都市計画のためには、被災者の生活再建が必要になることが課題として取り上げられた。「攻めの行政」による「取り残しのない」被災者生活再建支援が求められる。 | 【生活再建支援業務】 | | |
| | | | | 「主たる居宅」の位置づけ | 生活再建支援においては、被災者の「主たる居宅」の被災程度に応じて、支援内容が決定される。 | | | |
| | | | | 生活再建支援業務の種類 | 生活再建支援業務には、応急危険度判定、建物被害認定調査(外観目視)、建物被害認定調査(内観目視)、建物被害認定調査結果のデータベース構築、り災証明書発行、被災者(支援対象者)個人・世帯・地域の特定、支援金の提供、住宅サービスの提供がある。 | 【応急危険度判定】 【建物被害認定調査】 【り災証明書】 | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | | | |
|------------------------|-----------|------|--------------------------------|------------------|---|------------|----------|--------|--|--|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) | | |
| e-9 | 生活再建支援業務 | 2 | 建物被害認定調査 | 建物被害認定調査の判定方法の概略 | 調査の実施プロセスは1. 立ち上げ(手法採用の意思決定、計画方針の決定)、2. 計画(調査員の見積もり、人的・物的資源の確保、調査実施環境の整備、地区割りの実施、調査班体制の整備、調査員の福利厚生管理)、3. 実施(不在連絡への対応、調査に係る研修実施、調査の実施)、4. 評価・見直し(入力情報の精査、調査の進捗管理、報告とりまとめ、調査の振り返り)、5. 撤収(調査の終了)となる。 | | | | | |
| | | | | 応急危険度判定との違い | 応急危険度判定は二次被害の防止のために行うものであり、建物被害認定調査は生活再建支援のための建物被害の確定のために行うものである。 | | | | | |
| | | | | 調査結果のデータ入力・管理 | 短時間に大量の情報処理が発生し、そのほとんどが現場で作成される調査票(紙資料)であり、調査結果をGISに登録し、データベースの構築が求められる。 | | | | | |
| | | 3 | り災証明書の発行 | り災証明書の意味と位置づけ | り災証明書とは、地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明するものであり、各種被災者支援策の判断材料として活用される。 | | | | | |
| | | | | り災証明書の項目 | り災証明書における家屋の損傷等に関する証明項目として、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊、流出・床下浸水・床上浸水、その他がある。 | | | | | |
| | | | | り災証明書の発行の課題 | | | | | | |
| | | 4 | 被災者台帳の構築 | 被災者台帳の意味と位置づけ | 「被災者台帳」は災害対策基本法に位置づけられ、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長年にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとして、生活再建支援業務に活用ができる。 | 【被災者台帳】 | | | | |
| | | | | 台帳による被災者支援進捗管理 | 被災者台帳によって個々の被災者について、支援の進捗管理を行う。 | | | | | |
| | | e-10 | 被災者支援のタイムライン策定(演習)/全体討論 | 1 | 被災者支援のタイムライン策定 | 導入:作業手順の確認 | | | | |
| | | | | | | タイムライン策定作業 | | | | |
| 策定したタイムラインの共有 | | | | | | | | | | |
| 講評(専門家からの他己評価を得て再認識する) | | | | | | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|------|---------------------------------|----|--------------------------------|------------------------|----------|------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| e-10 | 被災者支援のタイム ライン策定（演習）／ 全体討論 | 2 | 「被災者支援」理解の 確認 | 確認への導入 | | | | |
| | | | | コースでの学びの言語化 | | | | |
| | | | | 全体共有（全体でふりかえり、体験を共有する） | | | | |
| | | | | 講評（専門家からの他己評価を得て再認識する） | | | | |

第6階層の「具体的な内容」(⑥復旧復興)

資料1-6

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------|--------------------------|---|---|---|--|---|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| f-1 | 復旧復興総論 | 1 | 復旧・復興の理念 | 災害復興の基本理念—生活復興・社会復興・産業復興・基盤復興— | 被災から何を復興するのか。災害復興の基本理念は、被災基盤(都市・集落)、被災社会(コミュニティ)、被災産業(事業・雇用)、被災生活(住宅・生活)の4次元の復旧・復興を行うことである。 | 【基盤復興】 【社会復興】 【生活復興】 【産業復興】 | | |
| | | | | 日本の災害復興に関する基本理念—現地復興と移転復興／原形復旧と改善復旧— | インフラを含む公共施設は「原状復旧」が原則であるが、再度被災防止の発想から安全性向上を目指して「改良復旧」を目指すことができる。改善復旧として、阪神淡路大震災では「現地復興」であったが、東日本大震災では「移転復興」が基調となった。 | 【現地復興】 【移転復興】 【原状復旧】 【改良復旧】 | 被災状況から原状復旧が被害拡大の要因を解決できない場合には、改善復旧に取り組む。 | |
| | | | | 復旧・復興の新しい法体系—大規模災害復興法・大規模災害借地借家法— | 東日本大震災を受けて、初めて恒久法としての「大規模災害復興法」および「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」が新設され、「災害救助法」の改正、「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」や「災害救助法」、「災害対策基本法」の改定があった。 | 【大規模災害復興法】 【大規模災害被災地借地借家特別措置法】 【被災区分所有建物再建特別措置法】 | | |
| | | | | 人口減少・高齢化時代の「災害復興」の基本方向—基盤整備から生活再建へ— | 災害は地域のトレンドを加速するといわれる。人口減少・高齢化時代の災害復興には、「地域課題の解決」が重要な復興課題となり、被災地域が持続可能な地域づくりが復興目標となる。過大な基盤復興よりも、地域における企業・市民の社会復興・生活復興・産業復興ニーズを把握し、復興事業の事前評価しながら進める復興プロセスが重要となる。 | 【復興プロセス】 【復興アセスメント】 【人口減少社会】 【高齢社会】 | 人口増加時代と人口減少時代の災害復興の理念は大きく異なるため、過去の復興プロセスに学び、時代に合わせた工夫が不可欠である。 | |
| | | | | 災害復興を進める復興プロセスの視点—連続復興・複線復興・総合復興・地域こざわり復興・連携復興— | これからの復興プロセスの基本理念は①連続復興、②総合復興、③地域こざわり復興、④複線復興、⑤連携復興である。 | 【連続復興】 【複線復興】 【総合復興】 【地域こざわり復興】 【連携復興】 | 災害復興は避難所、仮住まいから連続的に施策が展開され、多様な被災者のニーズに複線的に対応し、総合的な地域の復興を、多様な連携で進める。 | |
| | | 復興対策の事前の備え—事前復興計画の意義と事例— | 広域巨大災害からの復興も、迅速に復旧し着実に復興するためには、被害想定を基に、事前に復興対策を想定し備える、事前復興対策が重要である。 | 【事前復興対策】 | | 被害想定を基に、その被害からの復興像を「復興ビジョン」、復興施策を立案する手順を「復興マニュアル」等に取りまとめ、復興訓練しておくなど、事前復興に取り組む。 | | |
| | | 2 | 復旧・復興のプロセス | 被災地域の特性と多様な復興プロセス | 近年の地震災害復興には、阪神・淡路大震災での大都市の復興プロセス、中越地震での農山村地域の復興プロセス、東日本大震災での津波被災沿岸地域の復興プロセスの特徴がある。 | 【土地区画整理事業】 【復興基金】 【防災集団移転事業】 | | |
| | | | | 都市復興のプロセス—阪神・淡路大震災の復興計画策定と復興プロセス— | 阪神淡路大震災では2日目に復興発意、2週間で都市復興区域(建築基準法84条建築制限区域)の設定、2か月に都市復興の都市計画を決定した。その後、総合復興計画策定に取り組み、6か月後ごろに復興基本計画を決定、1年後までに復興事業計画を決定し、2年目からは復興事業が着手された。復興都市計画は緊急避難期に決定されたので、その後、まちづくり条例を活用して復興まちづくり委員会を立ち上げ、住民参加で事業内容を決め、二段階都市計画決定といわれた。 | 【被害概況調査】 【建築基準法84条建築制限区域】 【復興都市計画】 【二段階都市計画決定】 【復興まちづくり委員会】 | 被害が集中した地区の復興まちづくり計画策定時には、住民参加を工夫して、被災者とのコミュニケーションを図ることが、合意形成を早め、迅速で着実な復興を可能にする。 | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|----------------------------|--|----------------------------------|---|---|--|---|--|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| f-1 | 復旧復興総論 | 2 | 復旧・復興のプロセス | 東日本大震災の復興プロセス－復興計画策定と復興プロセスの課題－ | 東日本大震災では行方不明者の捜索等のため、被災概況調査が遅れ、建築基準法84条建築制限区域の制限期間は8か月間に延長された。総合復興計画の策定を先行させ、復興庁の開設と復興事業手法の公表が11か月後となり、復興事業計画の策定が2年後で、前期5年間は高台移転と低地の嵩上げなど基盤整備事業に費やされ、この間に沿岸地域の人口減少が進展した。 | 【復興庁】 【東日本大震災の復興プロセス】 【被災自治体の人口動向】 | | |
| | | 3 | 被災者から見た災害復興と地方自治体の役割 | 東日本大震災の津波被災者の復興感－日常生活・仕事と収入・住宅再建・基盤整備－ | 東日本大震災の津波被災者が感じる復興感についての調査によると、復興・回復が進んでいると感じている人が、年月に応じて増えている。 | 【被災者の復興感】 【日常生活の回復】 【仕事・収入の確保】 【住宅再建の見通し】 【基盤施設の復興】 | | |
| | | | | 復旧・復興における自治体の役割 | 地方公共団体は、住民の意向を尊重し、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度被災防止に配慮した公共施設の復旧を図り、安全で快適な地域復興を目指す。 | 【住民意向調査】 【住民との対話】 【再度被災防止】 | | |
| | | | | 被災者と被災自治体を支える中間支援組織の役割と意義 | 中間支援組織の役割は、行政と地域の間立ち、住民の復興まちづくり活動を支援して、被災地復興の推進を図ることである。復興のために産官学民の協働を支え、住民の自主自立の復興を促す意義がある。 | 【中間支援機構】 【復興基金】 | | |
| | | 地方公共団体は被災想定に基づき事前に復興対策に備える意義と可能性 | 被災後に進める「復興対策の手順や進め方」を事前に講じておく「事前復興」の考え方が求められる。被災後に自治体が迅速に復興対策に取り組むためには、事前に復興まちづくりを想定し、準備し、出来ることは実践しておく取り組みが「事前復興計画」である。 | 【事前復興計画】 【震災復興グランドデザイン】 【震災復興マニュアル】 【復興訓練】 | | | | |
| f-2 | 災害廃棄物処理 | 1 | 災害廃棄物処理の意義と理念 | 近年の大規模災害と災害廃棄物処理の実態 | 阪神淡路大震災では1500万トン、東日本大震災では3100万トン、熊本地震では195万トンの災害廃棄物が発生し、その処理にはそれぞれ3年、3年、2年かかる。 | 【災害廃棄物】 | 災害廃棄物は、一般廃棄物として処理されるため、市町村と都道府県の協力が不可欠である。 | |
| | | | | 災害発生後の災害廃棄物処理の意義 | 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保のために非常に重要であり、災害廃棄物の迅速な処理は、早期の復旧・復興のために必要である。 | 【生活環境の保持】 【公衆衛生の確保】 | | |
| | | 2 | 災害廃棄物処理業務の概要と被災者に配慮した対応 | 災害廃棄物処理の概念と処理フローの概要 | 災害廃棄物処理の大まかな流れは①被災現場（近隣仮置場）での解体・撤去と一時的な集積、②一次仮置場での分別・保管、粗選別、③二次仮置場での粉碎・選別、④処理・処分先での最終処分・再資源化となる。 | 【一次仮置場】 【二次仮置場】 【3R:リサイクル・リユース・リソース】 | | |
| 大規模な災害時の廃棄物処理の実態（東日本大震災の例） | 東日本大震災では、13道県で災害廃棄物が約2000万トン、津波堆積物が約1100万トン発生し、福島県の一部地域を除いて、目標として設定した平成26年3月末までに処理を完了した。 | | | 【津波堆積物】 | | | | |
| | | 災害廃棄物処理における被災者への配慮 | 災害廃棄物の処理は、被災した市民の衛生環境や安全を第一とし、スピード感を持って処理にあたることが重要であるが、思い出の品という被災者心情や費用負担にも配慮することが大切である。 | 【被災者の心情】 【費用負担】 | 被災者にとっては、思い出の品であり、廃棄物の処理にあたっては遺品探しなどへの配慮が必要である。 | | | |

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------------------|----|-------------------------------------|-------------------------------------|--|--|---|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| f-2 | 災害廃棄物処理 | 3 | 災害廃棄物処理のための事前準備 | 環境省の災害廃棄物処理スキームの概要 | 環境省では「災害廃棄物対策指針」を平成26年に、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を平成27年に策定した。 | 【災害廃棄物対策指針】 【大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針】 | | |
| | | | | 大規模災害に備えた災害廃棄物処理システムの構築 | 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地域ブロック協議会または連絡会を全国8か所に設置している。また、災害廃棄物処理支援ネットワークがH27年に発足した。 | 【地域ブロック協議会】 【災害廃棄物処理支援ネットワーク】 | | |
| | | | | 廃棄物分野における人材育成の必要性 | 平時には、一般廃棄物の収集運搬は市町村長許可となり、産業廃棄物の収集運搬は都道府県知事と一部政令市長の許可であるが、災害廃棄物の処理は基本的にすべて一般廃棄物としての処理となるので、双方の業務を理解している人材が必要である。 | 【一般廃棄物】 【産業廃棄物】 | | |
| | | | | 平時からの計画策定と継続的な取組の重要性 | 災害廃棄物処理についても、自治体、民間事業者におけるBCPの策定と訓練の実施が求められる。 | 【産業廃棄物処理BCP】 | 各自治体と民間事業者が、災害廃棄物処理業務を継続できるように、行政と民間事業者の連携してBCP策定に取り組む。 | |
| f-3 | 公共基盤施設の復旧 (基盤復興Ⅰ) | 1 | 生活や地域機能を支える公共基盤(社会インフラ)の復旧・復興の意義と理念 | 社会基盤施設(社会インフラ)の被災と災害復旧の概念 | 国、公共機関及び地方公共団体は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共基盤施設の復旧事業を行い、又は支援する。 | 【原状復旧】 【改善復旧】 | | |
| | | | | すまい・暮らしの再建と社会基盤施設(社会インフラ)の復旧・復興－事例－ | 基盤未整備の被災地域の復興にあたって、公共基盤施設の改善復旧をした事例の紹介 | 【街路拡幅整備】 【土地区画整理事業】 | | |
| | | | | 安全な地域づくりと社会基盤施設(社会インフラ)の復旧・復興－事例－ | 再度被災防止のために津波被災地域で高台への防災集団移転事業や防潮堤と市街地の嵩上げによる復興の事例紹介 | 【再度被災防止】 【防災集団移転事業】 【多重防御】 【嵩上げ型土地区画整理事業】 | | |
| | | | | 産業・経済復興と社会基盤施設(社会インフラ)の復旧・復興－事例－ | 東日本大震災等における漁港の再建、工業団地の基盤整備、農地の再建等の事例紹介 | 【津波防災まちづくり法】 | | |
| | | 2 | 公共基盤(社会インフラ)の災害復旧プロセスの概要 | 社会基盤施設(社会インフラ)の災害復旧・復興の概要と業務の流れ | ライフライン、交通輸送等の復旧復興は地域や産業の復興と相互に深いかかわりを持つため、地方公共団体は、関係機関との協議するとともに、復旧に当たり、可能な限り将来の運営に関する取り組みを含めた復旧と復興戦略を講じ、代替措置や地区別の復旧予定時期を明示して、復旧を行う。 | 【交通機関の復旧復興】 | ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示して、復旧を行う。 | |
| | | | | 原状復旧と創造的復興 | 被災した公共施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。 | 【現状復旧】 【改良復旧】 | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------------------|----|--------------------------------|---|---|---|-------------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| f-3 | 公共基盤施設の復旧 (基盤復興Ⅰ) | 3 | 被災施設や社会基盤の復旧・復興事業制度とその概要 | 公共土木施設や農地・農業用施設等の災害復旧事業について | 自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧するために、災害復旧事業(補助)を行う。国の災害査定を待たず、被災直後から復旧工事が可能であり、災害査定前に実施した復旧工事も、災害復旧事業に合致する者すべてが国庫負担の対象となる。被災箇所の早急な復旧は、施設管理者の責務である。 | 【災害復旧事業(補助)】 【国庫補助】 | | |
| | | | | | 農林水産業の維持を図り、経営の安定に寄与するため農地・農業用施設に対する災害復旧事業(補助)を行う。 | 【災害復旧事業(補助)】 【国庫補助】 | | |
| | | | | 大規模災害復興法の概要 | 大規模災害復興法により、復興に関する組織等の設置、復興計画の作成、復興計画等における特別の措置、災害復旧事業に係る工事の国等による代行、復興のための財政上の措置等について定められた。 | 【大規模災害復興法】 【復興方針】 【復興計画】 【国による代行】 | | |
| | | | | 激甚災害再生特別措置法(激特法)と激甚災害制度の概要 | 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」では、災害復旧に係る地方財政の負担を特別に軽減することを目的に制定された。激甚災害の指定を受けることで、災害復旧国庫補助事業の国庫補助率の嵩上げ措置が講じられる。 | 【激甚災害特別措置法】 【本激】 【局激】 | | |
| | | | | 社会基盤施設(社会インフラ)に関する災害復旧事業等の仕組みと地元負担 | 公共土木施設等においては、通常補助事業では地元負担40%、災害復旧事業では地元負担1.5%、激甚災害復旧事業では地元負担0.8%となる。農地等においては、通常補助事業では地元負担40%、災害復旧事業では地元負担2.6%、激甚災害復旧事業では地元負担0.7%となる。 | 【激甚災害特別措置法】 【本激】 【局激】 | | |
| f-4 | 仮設住宅 (生活復興Ⅰ) | 1 | 見なし仮設住宅の仕組みと業務の概要 | 災害救助法における応急仮設住宅及び見なし仮設住宅の制度の概要と県・市町村の役割分担 | 災害救助法は、災害のため住家が滅失した被災者に対し、避難所は、一時的に受け入れるためのものである。これら住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、都道府県は、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものである。同時に、公営住宅等の公的住宅の空き家の活用、民間賃貸住宅を借り上げて提供するなどして応急仮設住宅として提供することができる。市町村は、都道府県から入居募集と運営を受託して実施することができる。 | 【災害救助法】 【応急仮設住宅】 | 平成28年度は開講せず | |
| | | | | 見なし仮設住宅給与業務の概要、事例、留意事項、問題 | 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 | 【災害救助法】 【公営住宅借上げ一時提供仮設住宅】 | 平成28年度は開講せず | |
| | | | | 見なし仮設住宅のための事前対策と課題 | 地方公共団体は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ民間関連事業団体等の協定や協働体制を整備することが望ましい。また、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。 | 【災害救助法】 【民間賃貸住宅借上げ一時提供仮設住宅】 【見なし仮設住宅】 | 平成28年度は開講せず | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|-----------------|----|--------------------------------|--|--|---------------------------------|--|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| f-4 | 仮設住宅 (生活復興Ⅰ) | 2 | 応急仮設住宅の仕組みと業務の概要 | 災害救助法における 応急仮設住宅の制度 概要と県市町村の 役割分担 | 災害救助法は、災害のため住家が滅失した被災者に対し、避難所は、一時的に受け入れるためのものである。これら住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、都道府県は、簡単な住宅を仮設して応急仮設住宅として提供し、一時的な居住の安定を図るものである。同時に公営住宅等の公的住宅の空き家の活用、民間賃貸住宅を借り上げて提供するなどして応急仮設住宅として提供することができる。市町村は、都道府県から入居募集と運営を受託して実施することができる。 | 【災害救助法】 【応急仮設住宅】 | 応急仮設住宅は、災害復旧に手段であり、災害復興のための生活再建の拠点となるものであり、その運営にあたっては、復興への意欲を高めるような支援と情報の提供に努める。 | |
| | | | | 都道府県による応急仮設住宅建設業務の概要、留意事項と問題点 | 被災都道府県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて、資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請する。 | 【資機材の調達】 | | |
| | | | | 建設用地の選定、確保、住戸配置の留意事項と問題点 | 応急仮設住宅においては地域コミュニティに配慮した建設戸数や配置を考えることが必要である。そのために、都道府県は応急仮設住宅の個数や建設場所に関して、当該市町村による用地の選定などを要請することができる。 | 【応急仮設建設戸数の把握】 【建設用地の選定】 | | |
| | | | | 応急仮設住宅のための事前対策と課題 | 国(国土交通省)及び地方公共団体(都道府県・政令指定都市)は、プレハブ住宅協会や関連企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。 | 【応急仮設住宅の建設体制】 | | |
| | | | | | 国及び地方公共団体(都道府県および市町村)は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。 | 【応急仮設住宅意向調査】 【応急仮設住宅建設用地の把握】 | | |
| | | | | | 地方公共団体は、やむを得ず学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、使用期間が長期化することを含め、学校の教育活動に支障をきたさないように十分配慮する。 | 【学校敷地への配慮】 | | |
| | | 3 | 見なし仮設住宅と応急仮設住宅の管理運営の取り組みと課題 | 仮設住宅の意向調査、入居希望調査、入居選定業務の概要と課題 | 市町村(都道府県)は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 | 【入居意向調査】 【入居者の選定】 【住戸の配置】 | | |
| | | | | 応急仮設住宅の管理および入居者に対する運営業務の概要と課題 | 応急仮設住宅の運営においては、生きがいや憩いの場の提供、コミュニティへの配慮と、入居者の見守りが必要である。 | 【自治会組織の立ち上げ】 【情報提供】 | | |
| | | | | 入居者への支援業務およびボランティア等外部支援の意義と課題 | 生活支援相談員や復興ボランティアによる、行政や関係機関と連携した入居者の見守りや生活再建に向けたニーズ把握が重要である。 | 【居住者支援とケア】 【ボランティアの受け入れ】 | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | | | |
|-----|--------------------|-----|--------------------------------|-----------------------------------|---|---|---|---------------------------------|--|--|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) | | |
| f-5 | コミュニティ再生 (社会復興) | 1 | 地域社会の再生や活性化の意義 | 地域社会の再生の必要性 | 災害は、社会のひずみを顕在化させる。地域社会の課題に対して被災者が当事者意識を持つことで、地域社会の再生・活性化が進む。 | 【地域社会(コミュニティ)の意義】 | | | | |
| | | | | 地域社会が活性化することの意義 | | 【被災者の主体性】 | | | | |
| | | 2 | 地域社会の再生の取り組みのプロセス | 地域社会の再生と活性化の取り組みのプロセス | 被災地の地域づくりのプロセスとして、1. 寄り添い方支援である「足し算の支援」(①外部とのつながり、②小さな成功体験の積み重ね、③共通体験)、2. 価値観の変化(④住民の主体性、⑤共通認識)、3. 事業導入型支援である「掛け算の支援」(⑥地域の持続可能性に向けた仕組みづくり)が挙げられる。 | 【寄り添い支援】 【外部とのつながり】 【被災者の主体性】 【復興基金】 【地域の持続可能性】 | | | | |
| | | | | 地域社会を再生し活性化するポイントと課題、留意点 | 災害前の住民主体の地域づくりが、災害後の住民主体の復興の取り組みに影響する。 | 【住民主体の地域づくり】 | | | | |
| | | 3 | 地域社会の再生の事例や制度(復興基金の使い方等) | 地域社会が活性化して事例の紹介とその仕組みの事例 | 新潟県中越地震における農山村の人口減少と活気の創出に関する復興事例の紹介 | 【持続可能な復興】 | | | | |
| | | | | 被災した地域社会を再生し、活性化する仕組みとしての復興基金の重要性 | 災害は、その時々々の制度、法令等では解決できない問題を引き起こすが、個人・生業の損失補償は私有財産の形成につながるとして、支援対象から外れている。一歩踏み込んだ支援として、復興基金という手法が編み出された。 | 【生業復興】 【復興基金】 | | | | |
| | | | | 復興基金を活用した事例と制度の概要 | 復興基金には、財団方式と直営方式、貴誌運用型と交付金取崩型があり、阪神・淡路大震災や中越地震では財団方式の運用型が、東日本大震災では直営方式の取崩型が採用された。 | 【利子運用型復興基金】 【交付金取崩型復興基金】 【直営方式】 【財団方式】 | | | | |
| | | f-6 | 市街地の復興まちづくり (基盤復興Ⅱ) | 1 | 過去の災害における被災市街地の復興とその意義と体系 | 阪神・淡路大震災と東日本大震災にみる市街地復興計画と復興まちづくりの事例 | 阪神淡路大震災(西宮市)においては、発災二週間後に「市街地復興基本方針」を示し、二か月後に「都市計画決定」を示した。東日本大震災(南三陸町)においては、地域懇談会等を実施しながら合意形成を行い、高台移転概要を決定した。 | 【復興方針】 【都市計画決定】 【住民参加】 | | |
| | | | | | | 市街地復興計画の策定と復興まちづくりの意義と課題 | 復興まちづくりの課題として、1. 質的な変化を伴う「大きな復興(創造的復興)」においては復興の中で社会的問題を改革することが欠かせないこと、2. 「災害復興」と「復興災害」、3. 人口減少・超高齢化への対応、4. 復興に向かう中での人手不足が挙げられる。 | 【復興まちづくり】 【復興災害】 【復興行政体制】 | | |

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|------------------------|----|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| f-6 | 市街地の復興まちづくり (基盤復興Ⅱ) | 2 | 被災市街地の復興まちづくりにおける地域住民の参加の意義と課題 | 市街地復興計画の概要 | 「復興計画」とは、①市民に復興の方針をできるだけ早く示し、人々に自らのまちを復興し、まちに戻る希望と方向性を与える、②脆弱なまちの構造をそのままにして再建しないよう、建築を制限し早期に方針を示す、③国の財政的な支援を得るために復興事業を明確にするために策定されるものであり、市町単位で策定される。 | 【市街地復興計画】 【復興都市計画】 | | |
| | | | | 復興まちづくりの概要 | 復興まちづくりとは、「復興にあたり、住民との合意形成が重要となる復興事業、例えば集団移転や区画整理、再開発事業等のまちづくり」を指す。 | 【復興まちづくり】 【合意形成】 | | |
| | | | | 市街地復興計画の実施主体と住民参加の意義 | 復興計画は市町単位で策定される。復興まちづくりは、住民参加により進めていくことが重要である。 | 【行政主体の復興事業】 【住民参加】 | | |
| | | | | 復興まちづくりの実施主体と合意形成の課題 | まちづくり協議会では、男女共同参画の視点を反映した復興まちづくりを行うことが大切であり、意思決定の場で女性の参画を促進し、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備することが大切である。女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえて復興まちづくりを進めることが重要である。 | 【住民主体の復興まちづくり】 【合意形成】 | | |
| | | | | 事前復興の意義と重要性 | 大規模な災害が予測されている地域においては、予防対策の推進と合わせ、想定される被害に対応して、事前に復興対策の基本方針や体制・手順・手法などをまとめた計画を作成しておく「事前復興計画」が重要である。 | 【事前復興の発想】 | | |
| | | | | 復興まちづくり事例の紹介 | 地区の復興まちづくりの事例を紹介する。 | | | |
| | | 3 | 復興事業の推進にあたって、地域住民の意向確認など復興モニタリングの重要性 | 市街地復興計画と復興まちづくりにおけるニーズの変化とモニタリングの重要性 | 復興状況を定期的に把握するため、被災地域の住民と就労者を対象に、復興感に関する調査を実施することにより、各分野における復興の進捗と、ニーズの推移を把握することは重要である。 | 【復興モニタリング】 【被災者復興評価調査】 | | |
| f-7 | 住まいの再建 (生活復興Ⅱ) | 1 | 被災者による住まいの再建の理念と支援の概要 | 被災者の住まいの多様な再建プロセスとその理念 | 住宅復興は「避難→仮住まい→終の棲家」の3段階があるが、阪神・淡路大震災に見られた「単線型住宅復興と、東日本大震災に見られた「混戦型住宅復興」がみられる。 住宅復興のあるべき「理念」としては、1. 被災者が元の生活を速やかに取り戻すこと、2. それが自力でできない人への支援、3. 既存施策のメニューありきではなく、被災者のニーズに対応した支援が必要である。 | 【単線型住宅復興】 【混戦型住宅復興】 | | |
| | | | | 住まいの再建と市街地復興事業の相互関連とその課題 | 被害の性格の違い、時代背景の違い、被災地域の特性、都市的ポテンシャルを考え、身の丈に合った復興プロジェクトが重要である。また、復興まちづくりが遅れると、住宅再建・生活再建も遅れる。 | 【身の丈に合った復興プロジェクト】 | | |
| | | | | 住まいの被災程度と再建支援制度の体系および事業制度の概要 | 応急危険度判定、住家被害認定、被害調査とり災証明で被災程度を認定し、再建支援制度としては応急仮設住宅、応急修理、災害公営住宅、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、被災住宅ローン減免がある。 | 【応急危険度判定】 【住家被害認定】 【り災証明】 【再建支援制度】 【応急仮設住宅】 【災害公営住宅】 【被災者生活再建支援制度】 【災害弔慰金】 【被災住宅ローン減免】 | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|------------------------|----|--------------------------------|----------------------------------|--|--|--|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| f-7 | 住まいの再建 （生活復興Ⅱ） | 2 | 被災住宅・被災マンションの再建プロセスと意向調査のあり方 | 被災住宅の多様な再建プロセスを踏まえた意向調査と支援制度の課題 | 「終の棲家」の選択肢として、災害公営住宅と自力再建がある。時間や資金によって被災者の意向は変化し、被災者自身が選択に迷う。単線型・混戦型ではなく、わかりやすい複線型による、仮設から恒久住宅確保に至る総合的なシステムが必要である。 | 【複線型住宅復興】 【住宅自力再建】 【住宅再建意向調査】 | | |
| | | | | 被災マンションの再建に係る意向調査と支援制度の概要と課題 | 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法により、区分所有建物の再建及びその敷地の売却、取壊し等を容易にする特別の措置が講じられている。被災マンションの建替えや補修を行うためには、一定割合以上の住民の合意が必要である。しかし、マンションの場所ごとに破損状況が異なること、住民の法制度に対する理解が不足していることなど様々な要因によって、合意形成には多くの困難が伴う。そのため、専門家等の派遣・概略設計費および再建事業計画作成費の補助といった合意形成を図る支援策を検討することが必要である。 | 【被災区分所有建物再建特別措置法】 【区分所有建物敷地の売却】 【被災区分所有建物の合意形成】 【専門家派遣支援】 | 区分所有建物被災後の取り組みは、合意の形成に基づく取り組みとなり、それ自体が復興まちづくりとしての取り組みとなる | |
| | | 3 | 災害公営住宅の意義と留意点 | 災害公営住宅の意義と課題 | 災害公営住宅は被災者の住宅確保にとってセーフティネットとなる。しかしコミュニティ破壊、孤独死、将来の空家化といった課題もあり、本来は自分の生活にあった住宅を自由に再建できることが望ましく、公的施策はその支援を行うことが重要である。 | 【災害公営住宅】 【居住者支援】 【コミュニティ形成】 | | |
| | | | | 災害公営住宅への入居希望調査と提供、管理運営に関する留意点と課題 | 公営住宅の入居の手続きは、まず入居要件等を作成し、入居希望者に対する意向調査を実施し、広報及びマスコミ等により募集し、応募者を選考して入居の手続き等を行う。 | 【入居意向調査】 【入居要件】 【入居者募集】 【入居者選定】 | | |
| f-8 | 地域産業の復興と雇用確保 （産業復興） | 1 | 地域経済の被災事例とその課題 | 過去の災害における地域経済の被災事例と地域産業復興の課題 | 東日本大震災から、地域産業復興の課題として①迅速性、②自律性、③効率性、④多様性、⑤包括性が挙げられる。 | 【地域産業復興の課題】 | | |
| | | 2 | 地域産業復興の視点と支援のあり方 | 地域産業の被災がもたらす課題とその復興の視点 | 地域産業が被災することによる供給側における「事業所撤退→復興事業の遅れ→人口減→求人倍率上昇・賃金上昇→事業所撤退」、需要側における「事業所撤退→雇用機会現象→人口減→域内需要減少→事業所撤退」という逆復興のスパイラルモデルが見られた。復興に向けては、供給側における「事業所増加→復興事業の加速→人口増→求人倍率低下・賃金安定→事業所増加」、需要側における「事業所増加→雇用機会増加→人口増→域内需要増→事業所増加」というスパイラルモデルが求められる。 | 【地域産業の被災スパイラル】 【地域産業の復興スパイラル】 | | |
| | | | | 地域における雇用・就業の機会の喪失とその確保 | 被災地域の復旧・復興に関する仕事を被災者自身がを行い、その対価を支払うことを通じて被災者支援を行う仕組みであるCash for Workプログラムは、被災地の復興の促進と、被災者の収入と尊厳の確保を進め、レジリエンスを高めることとなる。 | 【Cash for Work】 【レジリエンス】 | | |
| | | | | 地域における産業復興推進のための支援対策と支援のあり方 | 中小企業の復興支援として、仮設店舗の供給、復興資金（グループ補助金、二重債務問題、クラウドファンディング）がある。 | 【仮設店舗】 【二重債務】 【グループ補助金】 【クラウドファンディング】 | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|------|------------------------------|----------------------------------|--|---|---|----------------------------------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| f-8 | 地域産業の復興と 雇用確保 (産業復興) | 3 | 被災地における地域産業の復興事例と事業手法 | 過去の災害における地域産業の復興事例 | 雇用創出基金事業を活用した「震災対応」した事業例を紹介する。 | 【雇用創出基金事業】 | | |
| | | | | 産業復興の支援事業制度の概要と課題 | 国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業である「重点分野雇用創出事業」で、対象分野に新たに「震災対応分野」を追加する等による緊急雇用が行われた。 | 【復興基金】 【重点分野雇用創出事業】 【緊急雇用】 | | |
| | | | | | 緊急雇用は被災失業者のセーフティネットとして機能していたが、緊急雇用の就労者は扶養家族数が少ないといった限界が見られた。課題としては地域コミュニティやボランティアとの関係、ターゲット問題、中立性への課題が見られた。 | 【被災失業者】 【緊急雇用】 | | |
| f-9 | 復旧復興演習 (復興計画の策定体制) | 1 | 復興計画の策定体制 | 復興方針・復興計画を策定するための庁内体制と組織構成 | 緊急避難期から復興方針や計画の策定を目指す必要があり、そのための庁内での体制づくりとその組織構想を提案する。 | 【復興計画策定体制】 | | |
| | | 2 | 復興計画の策定過程と構成 | 復興方針・復興計画で取り上げるべき骨子や項目の構成 | 被害概要(被害設定)と、モデル地域を設定して、復興方針の骨子案や復興計画の目次構成案を想定する。 | 【復興基本方針】 【復興方針】 【復興計画】 | | |
| | | | | 復興方針・復興計画の策定プロセスと関連する諸計画 | 復興方針や復興計画の骨子案を策定するにあたって、参照すべき行政計画を考える。 | 【長期計画】 【都市計画マスタープラン】 | | |
| 3 | 復興計画策定における住民参加の意義および専門家の関わり方 | 復興計画の策定過程における住民参加の方法と、専門家等の参画の方法 | 復興計画の策定過程における住民参加の方法や、専門家等の参画にし方を想定してみる。 | 【復興計画策定委員会】 【復興構想検討会議】 | | | | |
| f-10 | 全体討論 | 1 | 事前復興の理念と意義 | 東京都における事前復興の事例から学ぶ、災害復興の理念と事前の取り組みの意義 | 東京都及び多くの区と市で取り組んでいる「事前復興対策」や「復興訓練」に学び、事前復興の理念と、事前に復興対策の取り組みをしておく意義を考える。 | 【事前復興計画】 | | |
| | | 2 | 研修等を通じて学んだ「復旧・復興」の取り組みに関する質疑と確認 | 研修等を通じて学んだ「復旧・復興」の取り組み内容の確認 | コース全体を通して、疑問点などを出し合って、討議し、共有する。 | | | |
| | | 3 | 研修を活かして事前に取り組む、事前復興の意義とその可能性、解決すべき課題 | 東京の取り組みを参考に、事前に準備し取り組んでおくべき復興対策を考え、その課題を共有する。 | 各々の所属機関で事前復興対策に取り組むにあたっての課題を想定し、対応を考える。 | 【事前復興の実践】 | | |

第6階層の「具体的な内容」(⑨人材育成)

資料1-7

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------|----|--------------------------------|---|---|-------------------------------------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| j-1 | 人材育成総論 | 1 | 人材育成の必要性 | 防災における人材育成とは何か | <p>自助・共助・公助の力を拡大していくため、人材育成を強力に進めていく必要がある。制度やモノがあるだけでは実効性は担保できない。知識・技能・態度を有するヒトが自助・共助・公助の活動を牽引するために不可欠である。</p> <p>特に公助を担う防災機関にとっては、単に研修や訓練を行うのではなく、防災に関する知識・技能・態度を有する職員を一つの「山」と見立てて、この山をどのように高くするのか(=知識と技能をどう高めていくのか)、山をどのように増やしていくのか(=専門知識を持った人材を数多く揃えるのか)、組織全体の山の裾野をどう広げるのか(=組織全体のポテンシャルをどう高めていくのか)を戦略的に考え、実践することが、防災における人材育成だと言える。</p> | 【(防災活動を遂行するための)知識・技能・態度】 | | |
| | | | | 人材育成に関する取組の経緯 | <p>阪神・淡路大震災以来、人材育成の必要性が強く認識され、教育素材や訓練手法の開発、育成の場の構築などが試みられてきた。現在は、こうした蓄積を踏まえて、市町村等の防災機関が人材育成のための実践をどのように戦略的に進めていくかという段階に入っている。</p> | 【教育素材の開発】 【訓練手法の開発】 【育成の場の構築】 | | |
| | | 2 | 人材育成の規定事項 | 災害対策基本法における規定 | 職員等を対象とした「防災に関する教育及び訓練」は、第46条で災害予防に関する事項の一つとして規定されている。そして、地方公共団体の長など災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならないと規定されている。なお、この規定中「教育」については、平成24年6月の法改正で追加されたものである。 | 【災害対策基本法第46条-防災に関する教育及び訓練】 | | |
| | | | | | 平成24年6月の法改正で防災教育の実施について第四十七条の二が新規追加された。そこでは、災害予防責任者は防災教育の実施に努めなければならないとされ、また、「防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。」と規定されている。なお、ここでの防災教育は、具体的には、各防災機関の職員等を対象に、防災に関するテキストやマニュアルを配布したり、教育機関と連携して防災に関する研修を行ったりすることが想定されている。 | 【災害対策基本法第47条の2-防災教育】 | | |
| | | | | 防災訓練については第四十八条に「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。」と規定されている。 | 【防災訓練】 | | | |
| | | | | 平成29年2月時点の防災基本計画では、第1編総則第5章に「防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項」として、「平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。」と人材育成についても規定されている。 | 【防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項】 | | | |
| | | | | | 阪神・淡路大震災以前の防災基本計画では、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項として「防災業務に従事する職員に対し、防災研修会等の実施、災害関係法令集、防災手引書等を配布して行う防災教育の実施に関する計画」が規定されていたが、機関内での単発的な教育が主に想定されていたと考えられる。 | 【阪神・淡路大震災以前の防災基本計画】 | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|-----------|--|--------------------------------|---|--|--|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| j-1 | 人材育成総論 | 2 | 人材育成の規定事項 | 地域防災計画における規定例 | 兵庫県地域防災計画の例では、人材育成に関し、外部機関・学識経験者との連携や防災以外の行政分野との連動についても配慮されている。 | 【兵庫県地域防災計画】 | | |
| | | | | 新潟県長岡市地域防災計画の例では、公助の充実のための施策の一つとして、「国の研修機関等及び県及び市町村の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築」が挙げられている。 | 【長岡市地域防災計画】 | | | |
| | | 3 | 人材育成の手法の概要 | 人材育成手法の全体像 | 人材育成の手法は、大きく研修と訓練に分けられる。研修としては、国、都道府県、専門機関、大学が実施する外部研修と集合研修やe-ラーニングを自組織内部で行う内部研修がある。訓練としては、実動訓練として個別実動訓練や総合防災訓練があり、防災図上訓練として状況付与型や討議型などがある。また、研修や訓練以外に、被災地応援派遣等によるOJTやシンポジウム・講演会への参加、学会参加等も人材育成の手法として考えられる。なお、それぞれの手法には、「一度に多くの職員を参加させることが困難」など予算・業務上の制約がある。 | 【外部研修】 【内部研修】 【実動訓練】 【防災図上訓練】 【状況付与型図上訓練】 【討議型図上訓練】 【OJT】 | | |
| | | | | 主な外部研修の例 | 国の機関では、内閣府(防災)の他、消防大学校などが防災に関する研修を実施している。この他、人と防災未来センター、消防防災科学センター、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所などが全国レベルで研修を実施している。また、岩手大学、静岡大学、三重大学などでも市町村職員等を対象とした研修を実施している。 | 【内閣府(防災)】 【消防大学校】 【人と防災未来センター】 【消防防災科学センター】 【市町村アカデミー】 【全国市町村国際文化研修所】 【岩手大学】 【静岡大学】 【三重大学】 | | |
| | | | | e-ラーニングの取組 | e-ラーニングとは、インターネットを通じて学習する仕組みであり、防災分野の代表例としては消防庁の「防災・危機管理e-カレッジ」が挙げられる。e-カレッジには、市町村職員を対象としたコンテンツも多数用意されており、学習管理システム(LMS)を用いて進捗管理などを行うことも可能となっている。 | 【防災・危機管理e-カレッジ】 【学習管理システム】 | | |
| | | | | 実務派遣(OJT)による人材育成 | 内閣府(防災)では、地方公共団体や指定公共機関の職員を受け入れて、実際の災害対応の業務に当たらせるOJT(On Job Training)を実施している。 | 【内閣府(防災)】 | | |
| | | 4 | 人材育成の対象とポイント | 人材育成の対象者の考え方 | 人材育成に当たっては、対象者によって求められる知識・技能・態度は異なるので、対象者を明確に区分し、対象者に適合した育成内容とする必要がある。区分としては、役職別、部署別、キャリア別などが考えられる。なお、基盤となる基礎知識は、区分に関わりなく全ての対象者が共通で身に付けることが必要である。 | 【対象者に適合した育成内容】 | | |
| | | | | 対象者の役職に応じた育成上の留意点 | 市町村長(本部長)については、トップの責任、トップとしての災害対応のポイント、マスコミ対応、日頃の予防対策(被害軽減・訓練等)の重要性について知ることが重要なポイントである。 | 【トップの責任】 【災害対応のポイント】 【マスコミ対応】 | | |
| | | | | | 副市町村長・教育長(本部長代理)については、「代理」としての当事者意識の醸成を図ることが重要なポイントである。 | 【「代理」としての当事者意識】 | | |
| | | | | | 危機管理監については、災害下の組織のマネジメント及び災害予防対策を推進するための組織内・組織間の調整の円滑化について知ることが重要なポイントである。 | 【組織のマネジメント】 【組織内・組織間の調整】 | | |
| | | 部課長については、管理職としての心構えとして、所属内の管理や本部員会議に臨む際の心構えを知ることが重要なポイントである。また、分掌事務に基づく災害対応のポイントについても知っておく必要がある。 | 【所属内の管理】 【本部員会議に臨む際の心構え】 | | | | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------|----|--------------------------------|---------------------|---|---|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| j-1 | 人材育成総論 | 4 | 人材育成の対象とポイント | 対象者の役職に応じた育成上の留意点 | 課長補佐・係長以下の職員については、分掌事務に基づく災害対応のポイントを知ることが重要なポイントである。 | 【分掌事務に基づく災害対応のポイント】 | | |
| | | | | 対象者のキャリアに応じた育成上の留意点 | 新任職員については、災害時の職員としての責務を理解し、地元の災害の歴史や災害の危険性について知ることが重要なポイントである。 | 【災害時の職員としての責務】 | | |
| | | | | | 5年目・10年目・20年目のそれぞれの経験に合わせて、役割の確認や災害対応の基礎知識、災害事例の習得、ネットワークづくり、家族を守ることなどの留意点を考慮して研修・訓練を行うことが肝要である。 | 【それぞれの経験に合わせた研修・訓練】 | | |
| | | 5 | 人材育成のプログラム化 | 人材育成プログラムの必要性 | 市町村という「組織」には、人事異動、縦割りによる部門間の温度差、他の組織・団体への依存度の高さなど防災に関する人材育成の難しさが存在する。また、予算上の制約もある。こうした難しさや制約の中で、効果的に防災に関する人材を育成していくために、戦略的なプログラムが必要である。 | 【人事異動】 【縦割りによる部門間の温度差】 【他の組織・団体への依存度の高さ】 【予算上の制約】 【戦略的な人材育成プログラム】 | | |
| | | | | 人材育成プログラムのイメージ | 人材育成プログラムとして、戦略的な中長期計画と年間実施計画が必要である。 戦略的な中長期計画では、目標が明確であること、実現性があること、組織の置かれた状況に適合していることが重要である。それを踏まえて、年次目標が明確な年間計画を作成するとよい。 | 【中長期戦略】 【年間実施計画】 【目標が明確であること】 【実現性があること】 【組織の置かれた状況に適合していること】 | | |
| j-2 | 訓練・研修の実際 | 1 | 国が実際に実施している訓練の事例 | 訓練大綱の概要 | 災害対策基本法に基づき、国が中央防災会議（内閣総理大臣と全閣僚参加）で協議し、防災基本計画を策定する。これを基に国の防災訓練として毎年度末に各省庁へ照会して、最終的に「中央防災会議」で決定したものを「総合防災訓練大綱」という。 | 【総合防災訓練大綱】 | | |
| | | | | 総合防災訓練の概要 | 9月1日の防災の日に、総理をはじめとする全閣僚による緊急災害対策本部会議の運営などの訓練の他、九都県市合同防災訓練と連携した被災地への現地調査訓練を行っている。 | 【防災の日】 【総合防災訓練(国)】 | | |
| | | | | 津波防災訓練の概要 | 11月5日の津波防災の日に、緊急地震速報の訓練の他、関係地方公共団体等と連携し、各地域で、地域住民を対象にした地震・津波防災訓練を実施している。 | 【津波防災の日】 【津波防災訓練】 | | |
| | | | | 図上訓練の事例 | 国の緊急災害対策本部事務局100人をプレイヤーとして、緊急災害現地対策本部（コントローラー50人）からの状況付与による図上訓練を実施している。 | 【緊急災害対策本部事務局図上訓練】 | | |
| | | 2 | 地方公共団体が実際に実施している訓練の事例 | 近年の傾向 | 近年、地方公共団体では主に風水害と地震災害を想定した、大規模な総合防災訓練に加えて、組織内での図上訓練や実働訓練、参集・初動訓練などが実施されている。 | 【総合防災訓練(地方)】 【組織内訓練】 | | |
| | | | | 実働訓練の事例 | 地震、風水害等の災害を想定して、市町村その他防災関係機関及び自主防災組織等の住民参加による情報伝達、避難訓練、救出救助訓練等が実施されている。 | 【実働訓練】 | | |
| | | | | 図上訓練の事例 | 防災計画やマニュアルに記載されている体制と活動、手順などの検証と見直しのために、具体的な被害想定に基づいた状況を付与することによって、実戦的な図上訓練を実施している。 | 【図上訓練】 | | |

| No | 第4階層（単元） | No | 第5階層 （単元の「章」のまとめ） （学習目標） | 第6階層 （学習内容） | 具体的な内容 | | | |
|---------|---|-----------|--------------------------------|--|---|--|----------|--------|
| | | | | | 基本概念（知識） | 基本用語 | 基本概念（態度） | 応用（技能） |
| j-2 | 訓練・研修の実際 | 3 | 各種研修機関が実施している研修の事例 | 各種研修機関における防災研修の種類、事例（人と防災未来センター、消防防災科学センター、市町村アカデミー、静岡県、愛知県、三重県など） | 内閣府の防災スペシャリスト養成研修や地域別総合防災研修のほかにも、人と防災未来センターの災害対策専門研修、消防防災科学センターの市町村防災研修、市町村アカデミーの災害に強い地域づくりと危機管理研修、静岡県のふじのくに防災士養成講座、愛知県の防災・減災カレッジ、三重県のみえ防災・減災センター専門職防災研修、防災教育センター研修や静岡大学や香川大学などの各種機関が防災人材の育成を行っている。 | 【各種研修機関】 | | |
| j-3 | 訓練・研修企画手法 | 1 | 防災訓練・研修の体系 | 防災訓練・研修の体系 | 防災訓練・研修の体系は、「何をできるようになるのか」といった視点からも整理することができる。 | 【「何をできるようになるのか」という視点】 | | |
| | | | | 体系上の防災訓練・研修の主な内容 | たとえば、「防災に興味を持つ」という視点からは防災すごろくや防災クロスロード等のゲームが、「過去の災害事例をもとに自分の災害対応の改善点を考える」という視点からは災害エスノグラフィー演習が例示できる。 | 【防災すごろく】 【防災クロスロード】 【災害エスノグラフィー】 | | |
| | | 2 | 各種防災訓練・研修の特徴 | 防災訓練の種類と特徴 | 防災意識の普及を主な目的とする劇場型の展示訓練や、防災技術の取得のための教育型の技術取得訓練、防災体制が計画やマニュアル通りに動くかどうかの検証型の実戦訓練が実施されている。 | 【劇場型展示訓練】 【教育型技術取得訓練】 【検証型実戦訓練】 | | |
| | | | | 防災研修の種類と特徴 | 防災研修は、大きく外部研修と内部研修に分けられる。外部研修とは、国、都道府県、専門機関、大学が実施する研修に参加することである。内部研修とは、集合研修やe-ラーニングを自組織内部で行うものである。 | 【外部研修】 【内部研修】 | | |
| | | 3 | 防災訓練・研修の企画と留意点 | 防災訓練・研修の企画フロー | 効果的な防災訓練・研修を企画・実施するためには、「状況認識」「ねらいの設定」「制約条件の抽出」「技法の選定」「カリキュラムの設計」「開発」「実施」「評価/検証」「フィードバック」という一連のフローを繰り返していく必要がある。 | 【企画フロー】 | | |
| | | | | 状況認識 | 状況認識とは、災害発生前後に訓練・研修で対象としている個人/組織で起こり得る状況を認識することである。 | 【状況認識】 | | |
| | | | | ねらいの設定 | ねらいの設定とは、状況認識に従って、訓練・研修の対象者を定め、その対象者が習得する/身に付ける能力を設定することである。 | 【ねらいの設定】 | | |
| | | | | 制約条件の抽出 | 制約条件の抽出とは、実施時期、場所、企画運営体制等からねらいの達成の制約条件を洗い出すことである。 | 【制約条件の抽出】 | | |
| | | | | 技法の選定 | 技法の選定とは、ねらいの達成に必要な訓練・研修の技法を、制約条件を踏まえて選定することである。先に技法ありきではなく、ねらいや制約条件にみあった技法を選択することが重要である。 | 【技法の選定】 | | |
| | | | | カリキュラムの設計 | カリキュラムの設計とは、訓練・研修のねらいを達成するための段取りと、実施に必要な資料や設備などを検討することである。 | 【カリキュラムの設計】 | | |
| 開発 | 開発とは、カリキュラムの設計の段階で明らかになった実施に必要な資料等を作成し、さらにリハーサルなどを行って確認し、訓練・研修実施のための資料等を整えることである。 | | | 【開発】 | | | | |
| 実施 | 実施とは、「開発」で作成した資料を基に、訓練・研修をカリキュラムに従って運営することである。 | | | 【実施】 | | | | |
| 評価・検証 | 評価とは、参加者が訓練・研修の実施によって当初設定したねらいを達成できたかどうかを測るものであり、検証とは、訓練・研修そのものがねらいを達成しうるものだったかどうかを測るものである。 | 【評価・検証】 | | | | | | |
| フィードバック | フィードバックとは、訓練・研修の成果を、防災計画やマニュアルの修正などを通じて個人/組織に反映させることである。 | 【フィードバック】 | | | | | | |

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|------------|-------------------------|----|--------------------------------|---------------------------|--|---|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| j-4 j-5 | 訓練企画運営実践 I 状況付与型図上演習 | 1 | 状況付与型図上演習の内容 | 状況付与型図上演習の目的 | 状況付与型図上演習の内、イメージトレーニング型は、災害や危機が発生したとき、どこでどのような被害が発生し、被災者や組織がどのような対応行動をとるのかについて一定のイメージを描けるようになることを目的とするものである。 | 【イメージトレーニング型】 | | |
| | | | | 状況付与型図上演習(対応型)の内容とポイント | 状況付与型図上演習の内、対応型(図上シミュレーション方式、別名:ロールプレイング方式・ブラインド方式)は、実際の災害や危機のときと同じような時間的制約の下で具体的な対応行動をとり、対応計画やマニュアルを体(頭)に覚え込ませると同時に、情報収集や意思決定のツボを習得することを主な目的とするものである。 | 【対応型(図上シミュレーション方式(ロールプレイング方式、ブラインド方式))】 | | |
| | | | | 状況付与型図上演習(対応型)の内容とポイント | 対応型(図上シミュレーション方式)の基本は、コントローラーからの状況付与に応じて、プレイヤーが情報収集・分析・判断といった災害対応を行い、一連の対応終了後、全員でコントローラーによる評価の確認と課題の検討を行うというものである。 | 【状況付与】 | | |
| | | 2 | 状況付与型図上演習の企画の考え方 | 状況付与型図上演習(対応型)の企画の流れとポイント | 状況付与型図上演習(対応型)を実施する場合、まず、実施チームを編成し、訓練目的、対象、スケジュール、前提条件を設定して、訓練方法を決定する。次に、方法に応じてシナリオ等の訓練資料を作成し、地図、小道具等を準備し、訓練を実施する流れとなる。それぞれの段階で実施チーム内の役割分担を明確にして準備することで、実効性が高まる。 | 【実施チーム】 | | |
| | | | | 状況付与型図上演習(対応型)の訓練評価の方法 | 訓練評価の方法には、チェックリスト法や達成度評価法、対応所要時間評価法、試験(ペーパーテスト)、評価者(専門家)によるオンサイト評価とコメント、参加者による自己評価、研究会の開催などがあり、訓練目的に照らして有効な方法を選択する必要がある。 | 【チェックリスト法】 【達成度評価法】 【対応所要時間評価法】 【試験】 【オンサイト評価】 【自己評価】 【研究会】 | | |
| | | | | 訓練成果の反映方法 | 訓練結果は、地域防災計画やマニュアルを見直し、年間の訓練計画に反映させ、見直した事項をさらに訓練で検証し、訓練を継続・蓄積し、ルーチン化する必要がある。 | 【ルーチン化】 | | |
| j-6 j-7 | 訓練企画運営実践 II 討議型図上演習 | 1 | 討議型図上演習(災害エスノグラフィー演習)の内容 | 討議型訓練の目的、エスノグラフィー演習の位置づけ | 討議型図上演習は、実災害で生じた状況や場面を設定する中で、災害対応の疑似的経験(思考・体験)を行うことにより、不足する「経験」を補うとともに、現実的な状況の下で知見・教訓を得て「知恵化」をはかりつつ、想像力・創造力を醸成することを目的とする。 | 【疑似的経験(思考・体験)】 | | |
| | | | | 訓練の企画の流れとポイント | 訓練企画のプロセスには、目的、参加対象者と規模(人数)、訓練概要、日程、会場を検討し、訓練で使用する素材・教材を決定し、当日の内容・方法を組み立て、スケジュールを作成し、参加対象者に募集・案内し、会場レイアウトと訓練用具を準備し、訓練推進役のメンバーを決定する流れとなる。 | 【企画プロセス】 | | |
| | | | | | 素材・教材の選定やスケジュールの調整、訓練会場のレイアウト、使用する用具のそれぞれに訓練を円滑に進めるポイントがある。 | 【訓練を円滑に進めるポイント】 | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|--------------------|------------------------|----|--------------------------------|-----------------------------------|---|---|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| j-6 j-7 | 訓練企画運営実践 II 討議型図上演習 | 2 | 様々な素材を用いた討議型図上演習の内容や考え方 | 討議型図上演習で用いられる各種素材(各種データ、経験談)とその活用 | 討議型図上演習では、現場状況記録の他に体験談記録や地図、新聞記事、AAR(After Action Review)や各種報告書などが素材となる。これらの素材は、災害対応の実態、対応上の課題や解決策を把握理解したり、訓練を行う上での条件作成の際の基礎データとして活用したり、効果的な訓練を行うためのゲームキットや、小道具を作成する上での材料に使ったりする。 | 【素材】 【現場状況記録】 【体験談記録】 【新聞記事】 【AAR】 【報告書】 | | |
| | | | | 素材作成の方法と留意点 | 教材となる素材作成の最終目的は、他の災害、他の行政職員に対しても普遍的に役立つ暗黙知を抽出することである。 | 【素材作成の目的】 | | |
| | | | | 様々な素材を用いた訓練の内容と方法、事例 | 素材を用いた討議型図上演習の代表例として、DIG(災害イメージネーションゲーム)やHUG(避難所運営ゲーム)、防災クロスロード、災害エスノグラフィーなどがある。 | 【DIG】 【HUG】 【防災クロスロード】 【災害エスノグラフィー】 | | |
| | | 3 | 討議型図上演習を実施する上での留意点 | 訓練実施と実施上の留意点 | 検討を促進・支援する役割を担う「ファシリテータ」は、全ての参加者が発言できることを心がけることや操作的な言動(強引な誘導)をとってはならないなどの留意点に注意する必要がある。 | 【ファシリテータ】 | | |
| j-8 j-9 j-10 | 人材育成プラン作成 | 1 | 人材育成プランの作成方法や留意点 | 人材育成プランの必要性 | 人材育成を行うためには、場当たりの訓練や研修を実施するのではなく、目標を設定して計画的に訓練や研修が実施されなければならない。 | 【目標の設定】 | | |
| | | | | 人材育成プラン作成上の留意点 | 人材育成の基本的な概念は、組織として防災の知識・技能・態度を持った職員を一つの「山」と見立てて、この山をどのように高くするのか(=知識と技能をどう高めていくのか)、山をどのように増やしていくのか(=専門知識を持った人材を数多く揃えるのか)、組織全体の山の裾野をどう広げるのか(=組織全体のポテンシャルをどう高めていくのか)を考えることである。 | 【職員の「山」】 | | |
| | | | | 人材育成プラン作成上の留意点 | 人材育成プランを作成するには、組織の課題を抽出した上で、課題解決のための人材育成の目標を戦略的に定めて、その目標達成のための訓練・研修を選定して、これをPDCAサイクルに沿って計画的に実施することが必要である。 | 【組織の課題】 【目標】 【PDCA】 | | |
| | | 2 | 様々な訓練・研修を組み合わせた人材育成プラン | 人材育成目標の設定 課題の設定と様々な訓練・研修を組み合わせ | 「今の課題は何か」を考える。一番切実に解決したいという課題が目標になる。 課題解決のために、育成すべき対象を明確に定めて、内部研修や外部研修、図上演習、実働訓練をどのように組み合わせるのかを検討しなければならない。 | 【「今の課題は何か」】 【内部研修、外部研修、図上演習、実働訓練の組み合わせ】 | | |

第6階層の「具体的な内容」(⑩総合防災)

資料1-8

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------|--|--------------------------------|------------------------------------|--|------------------------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| k-1 | 総合防災政策 | 1 | 予防対策に関する防災政策の基本的な考え方 | 地域の環境変化と社会構造の変化 | 都市化の進展により、地域の環境と社会構造は変化する。それと共に地域の脆弱性も変化する。 | | | |
| | | | | 「想像力の欠如」が被害を拡大 | 想像力の欠如が想定外の震を生み被害を拡大する。予防対策が進むことによりレベル0の外力に対して被害や災害を意識しなくなる。日常の中で災害を想像できなくなることが想定外を生むんでいる。 | | | |
| | | | | 「国土強靱化」と共に「市民力の強靱化」が重要 | 「国土強靱化」による予防対策が進むことによる想像力の欠如を補うために、ソフト対策による「市民力の強靱化」が重要になる。 | 【国土強靱化】 | | |
| | | | | ハード対策と、ソフト対策は車の両輪 | 津波対策に見られるように、防潮堤や水門などハード対策と、避難などソフト対策は車の両輪である。 | | | |
| | | | | 公共施設や住宅の耐震化の重要性(直接被害だけでなく応急活動にも影響) | 公共施設や住宅の倒壊で多くの犠牲者が出るだけでなく、建物が壊れることにより通路も塞いで緊急車両の通行を妨げ、救急救命や消火活動、避難などの応急活動に大きな影響が出ることから、建物の耐震化は重要な防災活動である。 | 【耐震化】 | | |
| | | 2 | 応急対策に関する防災政策の基本的な考え方 | 様々な災害事例を知る | 様々な事態に対し 住民の生命・身体・財産の安全をいかに確保するかを考えるためには、土砂災害・がけ崩れ、土石流、地滑り、水害(洪水)・堤防破堤、内水氾濫、地震災害、火山災害、大規模火災、危険物災害、大規模事故等々の災害事例を検証し、その教訓を学ばなければならない。 | | | |
| | | | | 状況把握と的確な判断 | その時に備え、事例を知り、地域を知り、客観的データを読み解き、事態の推移を具体的にイメージできる能力を高めていくとともに、情報収集・分析、判断、調整できる組織を構築する必要がある。 | | | |
| | | | | タイムラインの活用 | タイムラインは万能ではないが、事前行動計画を作成する過程で多くの学びがある。何時(行動時刻)、誰が(主体)、何を(防災行動)するのか、行動計画を決めておくことで意思決定の迷いをなくすことができる。 | 【タイムライン】 | | |
| | | | | 大規模広域災害の活動要領の考え方 | 国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(ブッシュ型での支援)することになっている。 | 【ブッシュ型支援】 | | |
| | | | | 災害対策本部の組織機能 | 本部長は万能ではないため、本部長の補佐として防災監/危機管理監を中心とする、各実働部局の長で構成するヘッドクォーターとしての組織が災害対策本部である。情報分析機能を担う情報班と対策調整機能を担う対策班が迅速かつ円滑に連携するために、調整会議である災害対策本部会議において、関係機関と随時調整し意思決定の迅速化を図ることがカギとなる。 | 【災害対策本部】 【災害対策本部会議】 | | |
| | | 災害対応の鉄則は、悲観的に想定し、楽観的に対応し、対応は立ち止まらないので、常に一歩前へ進めること、情報共有は情報発信からと心得ることである | | | | | | |

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-----|----------|----|--------------------------------|----------------------------|--|-------------------------------------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| | | | | 災害対応の鉄則 | 米国のFEMA(Federal Emergency Management Agency:連邦緊急事態管理庁)の大規模災害時にトップの執るべき行動原理として、①疑わしきときは行動せよ、②最悪事態を想定して行動せよ、③空振りには許されるが見逃しは許されないの3つがプロアクティブ(Proactive)の原則として規定されている。 | 【プロアクティブの原則】 | | |
| k-1 | 総合防災政策 | 3 | 地域の防災力向上の基本的な考え方 | 住民行動の障害 | 予期しない危機事態に遭遇しても、「どうせ大したことにはならない(はず)」「自分(だけ)は大丈夫だろう」と根拠のない思い込みにとらわれることを正常化の偏見(normalcy bias)という。これは住民のさまざまな防災行動の障害となり、防災教育により克服しなければならない。 | 【正常化の偏見】 | | |
| | | | | 地域の課題 | 少子高齢化により地域活動を支える人が高齢化し、減少しているため地域の災害への脆弱性が高まっている。 | | | |
| | | | | | 橋や道路 社会インフラが高齢化しており、長寿命化のため丁寧なメンテナンスのためには、多大なコストがかかることから廃止などの選択が課題となっている。 | | | |
| | | | | 民間が展開する広域システムとの連携と活用 | | | | |
| | | | | 災害復旧から復興へのステージ | 基に戻すことだけの復旧ではなく、人々の生活や地域経済などが速やかに回復し、地域の持続的発展につながる復興が重要となる。 | | | |
| | | | | 災害教訓をどう生かせるか | 災害教訓により自助・共助を促す住民啓発には限界がある。行政が主体的になって、災害教訓を活かした施策立案と制度化を進めるよう努力すべきである。 | | | |
| k-2 | 被害想定 | 1 | リスク評価と被害想定 の考え方 | リスク評価の考え方 | 地震ハザードの評価として、地震発生の長期評価(確率論的地震動予測地図)と地震動の評価(震源断層を特定した地震動予測地図)がある。 | 【確率論的地震動予測地図】 【震源断層を特定した地震動予測地図】 | | |
| | | | | 被害想定 の活用とその 限界 | 地盤が軟らかいところでは揺れが大きくなることから、地盤のモデル化周期特性を考慮して揺れが評価される。 | 【周期特性】 | | |
| | | | | | 建物構造分類や建築年等の被害推定に必要な属性を持つ建物モデルを構築し、推定暴露人口と既往地震の被害実績から導き出された被害係数を掛け合わせて推計される。 | 【暴露人口】 | | |
| | | 2 | リスク評価に基づく 防災政策への反映 | リスク評価の公表手法 | 被害想定は、防災・減災対策の必要性を国民に周知し、広域的な対策の立案し、応援規模の想定するための基礎資料となる。 | | | |
| | | | | リスク評価に基づく減災目標を明示したアクションプラン | 河川氾濫や内水災害、高潮災害、斜面崩壊、土石流災害、深層崩壊・地すべりなどの災害に対して被害が想定されている。 | | | |

| No | 第4階層(単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | | |
|------------|----------|----|--------------------------------|--|---|---------|----------|--------|--|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) | |
| | | | | リスク評価に基づいた被害軽減対策への反映 | 想定範囲の外の領域にある「想定外」は、起こりえないのではなく、確率は低くても起こる可能性はある。よって、被害想定だけに頼らない知恵も、災害事例などを通じて養わなければならない。 | | | | |
| k-3 k-4 | 被害抑止対策 | 1 | 水害をどのように防ぐのか総合的な水防対策 | 近年の水害の事例 | 急激な状況の変化に対応できずに、避難勧告が後手後手になってしまう事例がほとんどとなっている。これをできるだけ回避するために、避難勧告等の具体的な発令基準の策定が進められており、1,376市町村(88.9%)で策定済となっている。未策定の171市町村のうち、28年度末までに100市町村で策定予定である。 | | | | |
| | | | | 避難対策に関する主な経緯 | カスリーン台風(昭和22)を契機に水防法が制定されて以来、大規模な水害が発生するたびにその教訓を踏まえて避難対策の充実が図られてきた。 | | | | |
| | | | | 避難勧告等のガイドライン | 避難勧告等のガイドラインのポイントは、「避難」に関する考え方を整理することにより、市町村の防災体制の考え方を例示して、避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定し、住民に避難行動を認識してもらうための仕組みを提案していることである。 | | | | |
| | | | | 主な取組と地域の課題、その解決策 | 気候変動の影響等により大規模水害発生のおそれが高まっており、避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念されている。とりわけ首都圏等における、洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等の検討を開始している。 | | | | |
| | | 2 | 土砂災害をどのように防ぐのか砂防事業の方針と地域の課題 | 近年の土砂災害の事例 | 平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害は、局地的な短時間大雨によって安佐北区可部、安佐南区八木・山本・緑井などの住宅地後背の山が崩れ、同時多発的に大規模な土石流が発生した。 | | | | |
| | | | | ハード対策とソフト対策 | ハード対策は、人命だけでなく財産も災害から守ることができるが、時間と費用が必要となる。ハード対策の整備率は土石流対策で約22%である。 | | | | |
| | | | | | ソフト対策は、人命を守ることを第一とするが、住民が安全な場所に避難しないと安全は担保されない。 | | | | |
| | | | 地域の課題とその解決策 | 砂防施設などの対応策を実施するとともに、特に、避難場所の安全、高齢者の多い地区の安全、重要施設の安全などプライオリティをつけて計画的に実施する。 | | | | | |
| | | 3 | 建築物に対する耐震化と室内安全対策 | 建築物の耐震性能と耐震化政策 | 「新耐震基準」が求める耐震性能は、中地震(建物の供用期間中に数回遭遇する程度の地震)に対しては、損傷せず、地震後も特に修復を要しないこととし、大地震(建物の供用期間中に一度遭遇するかも知れない程度の地震)に対して倒壊・崩壊せず、人命が守られることである。 | 【新耐震基準】 | | | |
| | | | | 非構造部材の耐震化と室内空間の安全対策 | 地震の際、建物が無事でも、非構造部材である吊り天井や空調ダクトの落下、ロッカーや家具の転倒で怪我を負ったり、避難経路が塞がれて逃げ遅れたりするため、室内空間の安全対策も耐震化に併せて実施しなければならない。 | 【非構造部材】 | | | |
| | | 4 | 都市防災事業の先進事例 | 東京都の木密地域の現状 | 戦災の復興期から高度経済成長期にインフラが十分整備されないまま、高密度に建築された木造建物が山手線外周部を中心に広範に存在している。 | | | | |
| | | | | 木密地域不燃化10年プロジェクト | 東京都は、2020年までに不燃化特区を指定して延焼による焼失ゼロ(不燃領域率70%)を実現し、特定整備路線を設定して延焼遮断帯となる主要な都市計画道路を100%整備するプロジェクトを推進している。 | 【延焼遮断帯】 | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|-------------------|---|----|--------------------------------|-------------------|---|------|------------------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| | | | 事例 | 不燃化特区制度 | 新防火規制により準耐火建築物以上の建物への建替え誘導するため、相談、取り壊し、建替え、移転に対する費用の助成や都市計画税・固定資産税の減免などの支援を行っている。 | | | |
| | | | | 意識啓発 | 木造密集地域の住民に対する意識啓発として、地域密着型のセミナーや個別相談会、都庁シンポジウムを開催している。 | | | |
| k-5 | 防災政策演習 | 1 | 被害想定を基にした防災政策の立案方法 | 被害想定と防災対策 | | | 具体的な政策立案と説明ができる。 | |
| | | 2 | 減災目標を定めた防災政策の推進手法 | 防災政策による減災効果 | | | | |
| | | 3 | 災害予防対策の留意点と課題 | 災害に備えるための政策立案の留意点 | | | | |
| k-6 k-7 | 応急活動政策 | 1 | 対策本部における災害応急活動の実態 | ライフライン寸断型災害(熊本地震) | 熊本地震は、ライフライン寸断型災害であった。人命救助はかなり成功したが、避難所情報や罹災証明事務などで連携のまずさが散見された。都市型災害における避難者支援は、大量の避難民にどう対処するかが課題となるため負担が大きい。 | | | |
| | | | | 国・県・市町村の連携と対立 | プッシュ型支援と強すぎる政府との対応や行政機能が崩壊した被災市町村に対して、都道府県の役割が問われる。そのために、現場の生の情報を如何に集めるかが課題となる。 | | | |
| | | | | 職員の役割と報道のあり方 | 被害の大きさに比例せず、自治体の対応により応急活動の成果に大きな差が見られる。職員を如何に「これからの方向」に向けて働かせるかが課題であり、地元が応援職員を指揮出来る意味の「受援体制」の整備が必要となる。 | | | |
| | | | | | 大量の避難所運営という難題に対処するためには避難所運営のノウハウ蓄積や事前準備の重要である。避難所は「市町村設置が原則」とのドグマのため、市町村の優秀な職員ほど避難者支援に奔走して疲弊してしまっている。 | | | |
| | | | | | 交通アクセスが良く、都市部にも近い、最大の被災地であった益城町は、取材しやすいためマスコミが殺到し、マスコミ対応ノウハウの欠如が産む負の連鎖が見られた。 | | | |
| | | | | 「組織内の応急活動」の評価と後悔 | 災害に立ち向かう組織の求心力を高めるとともに、日頃からの専門組織との連携に努め、BCPと体制の構築しておくべきである。 | | | |
| | | | | 災害に立ち向かう組織の求心力 | トップや組織が求心力を持つかどうかで災害対応に差が出る。 | | | |
| 防災は他例から如何に学ぶかに尽きる | 防災は、他の対応事例から如何に学ぶかが重要である。熊本地震対応において、熊本県は、何故、災対本部を最上階に置いたか、何故、庁内の体制構築に時間を要したか、何故、受援体制の構築が不十分だったかを検証して、自分たちの組織だったらどうなのか、考えなければならない。 | | | | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|------------|-----------|----|--------------------------------|--------------------------------|--|------|----------|--------|
| | | | | | 基本概念(知識) | 基本用語 | 基本概念(態度) | 応用(技能) |
| k-6 k-7 | 応急活動政策 | 1 | 広域防災拠点ネットワークと緊急輸送路ネットワークの考え方 | 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要 | 国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)する。人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定した。広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化している。 | | | |
| | | | | 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要 | 国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)する。人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定した。1都3県における巨大過密都市を襲う膨大な被害の様相を踏まえた対応を反映している。 | | | |
| | | | | 熊本地震における具体的な応急対策活動事例 | 4月16日の本震後、非対本部事務局に物資調達・輸送班を設置した。熊本県からの要望を待たない“プッシュ型”によるものを含め約263万食を調達・供給した。 | | | |
| | | 2 | 国や都道府県、市区町村、各種関係機関との広域応援の考え方 | 広域応援体制の必要性 | 発災により、一気に増大する業務需要と、一気に低下する業務能力のギャップを埋めるためには、被災市町村のみの対応では無理な場合があることから、県庁や他の市町村職員による広域応援が必要となる。 | | | |
| | | | | 階層的な広域応援体制の実態 | 運用されている広域応援の各種スキームとして、政府(各省庁)の指示・統制・斡旋に基づく応援と全国知事会の統制・斡旋に基づく応援、市町村間応援協定(既存協定)に基づく応援、全国市長会・指定市市長会・中核市市長会・特例市市長会・全国町村長会の統制・斡旋に基づく応援に加えて、民間の自主的な応援などが存在する。 | | | |
| | | | | 応援側にとっての応援の戦略的・政策的価値 | 応援は受援市町村・市町村民のためではなく自らの市町村・市町村民のために行うものと考えべきである。自らが被災した際の応援のスキームの実効性を維持し、職員の災害対応練度を向上させることができる。 | | | |
| | | 3 | 自主防災組織や企業など民間との連携 | 地域の防災活動としての自主防災 | | | | |
| | | | | 民間企業との連携の重要性 | | | | |

| No | 第4階層 (単元) | No | 第5階層 (単元の「章」のまとめ) (学習目標) | 第6階層 (学習内容) | 具体的な内容 | | | |
|------------|----------------|----------|---|-----------------|--|------|-----------|---------|
| | | | | | 基本概念 (知識) | 基本用語 | 基本概念 (態度) | 応用 (技能) |
| k-8 k-9 | 災害対策本部体制構築 | 1 | 災害対応におけるプロジェクトマネジメントとしての災害対策本部体制の枠組み | 災害対策本部の役割と災害対応 | 災害対策本部会議は、組織として取るべき対応策を決める「意思決定」の場であり、災害対策本部の運営本部事務局は、災害他作本部会議の意志決定を補佐するために、組織的な情報収集・集約し、対応策の検討し、実行に向けて調整し、実行中の活動の管理する。 | | | |
| | | 2 | 災害対策本部体制を構築するために必要な組織 | 災害対策本部の組織・体制 | 指揮と調整、幕僚、事案処理の組織体制が基本となる。幕僚部門となる統括調整部では、危機管理監を直接補佐する統括調整グループ以下、総務、広報、渉外、情報連絡の各局を置き、内部管理や情報管理、広域応援活動調整等の業務を行う。 また、事案処理部門である応急対策各部は、平常時の業務と切り離れた体制が基本であるが、平常時からの体制を活用した方が実行性が高い業務、例えば保健医療教育部、生活基盤対策部、治安対策部は既存の部局をそのまま活用することで対応し、被災者救済部、食糧物資部、生活再建部など 災害時に新たに発生する業務は専任の担当を置く。いずれの場合も、幹部は本部に常駐する。 | | | |
| | | 3 | 災害対策本部体制に求められる機能 | 災害対策本部の指揮機能のあり方 | 災害対策本部は、常に最新の状況を効率的に把握し、関係機関間で情報を共有し、統一された状況認識に基づき適切な意志決定を行う機能を担っている。 | | | |
| | | | | 危機対応に必要な組織と業務体系 | 災害対応をマネジメントする上で必要な組織は、指揮調整者のスタッフ組織として、広報担当と安全担当、連絡調整担当であり、ライン組織として事案処理担当や情報作戦担当、資源管理担当、財務処理担当である。 | | | |
| | | 4 | 災害対策本部に必要な空間レイアウト | 空間レイアウトの重要性 | 災害対策本部の空間レイアウトは、災害対応に関わる関係部局、機関が同じ部屋で執務する事により、自動的に情報共有を図ることができなければならない。 | | | |
| | | | | 空間レイアウトの考え方 | 災害対策本部は、意志決定の迅速化を図るため、災害対応の「機能」毎に、対応業務の増減に柔軟に対応できるレイアウトを行う。 | | | |
| 5 | 災害対策本部運営の重要な流れ | 情報と指揮命令 | 災害対策本部は、住民の生命と財産を守る初動対応を実施しながら、被災地の情報を収集し、分析し、状況を予測し、災害対応の目標を設定し、それを実現するための対応方針の意志決定を行い、関係者に指示をして対策を実施させ、その進行管理をおこない、更に情報を収集するといった、一連のサイクルにより運営される。 | | | | | |
| 6 | 災害対策本部運営の心構え | 災害対応の心構え | 災害対応の経験のない職員にとって、迅速かつ円滑な業務遂行は容易ではないため、繰り返し起こる定型的な業務について標準化を図ったり、災害対応の経験値を組織内で継承する仕組みを構築するなど、経験がなくても対応を可能とするようにする必要がある。 | | | | | |